

平成 2 2 年旭市議会第 3 回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成 2 2 年 9 月 3 日（金）

付議事件.....	1
出席委員.....	1
欠席委員.....	1
委員外出席者.....	1
事務局職員出席者.....	1
開会.....	2
委員長の互選.....	2
副委員長の互選.....	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について.....	4
閉会.....	6

決算審査特別委員会 平成 2 2 年 9 月 1 0 日（金）

付議事件.....	7
出席委員.....	7
欠席委員.....	7
委員外出席者.....	7
説明のため出席した者.....	7
事務局職員出席者.....	8
開会.....	9
議案の説明、質疑.....	1 1
議案の採決.....	8 3
散会.....	8 4

決算審査特別委員会 平成 22 年 9 月 13 日 (月)

付議事件.....	8 5
出席委員.....	8 5
欠席委員.....	8 5
委員外出席者.....	8 5
説明のため出席した者.....	8 5
事務局職員出席者.....	8 6
開議.....	8 7
議案の説明、質疑.....	8 8
議案の採決.....	1 2 0
閉会.....	1 2 2

建設経済常任委員会 平成 22 年 9 月 15 日 (水)

付議事件.....	1 2 5
出席委員.....	1 2 5
欠席委員.....	1 2 5
委員外出席者.....	1 2 5
説明のため出席した者.....	1 2 5
事務局職員出席者.....	1 2 6
開会.....	1 2 7
議案の説明、質疑.....	1 2 8
議案の採決.....	1 4 4
所管事項の報告.....	1 4 5
陳情の審査.....	1 4 8
陳情の採決.....	1 4 9
意見書案の説明.....	1 5 0
閉会.....	1 5 3

文教福祉常任委員会 平成 2 2 年 9 月 1 6 日（木）

付議事件.....	1 5 7
出席委員.....	1 5 7
欠席委員.....	1 5 7
委員外出席者.....	1 5 7
説明のため出席した者.....	1 5 7
事務局職員出席者.....	1 5 8
開会.....	1 5 9
議案の説明、質疑.....	1 6 0
議案の採決.....	1 7 6
所管事項の報告.....	1 7 7
陳情の審査.....	1 8 4
陳情の採決.....	1 8 7
閉会.....	1 8 8

総務常任委員会 平成 2 2 年 9 月 1 7 日（金）

付議事件.....	1 9 1
出席委員.....	1 9 1
欠席委員.....	1 9 1
委員外出席者.....	1 9 1
説明のため出席した者.....	1 9 1
事務局職員出席者.....	1 9 2
開会.....	1 9 3
議案の説明、質疑.....	1 9 4
議案の採決.....	1 9 9
所管事項の報告.....	2 0 0

閉会.....	2 0 1
---------	-------

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 3 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 3 日 (金曜日)

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員 (9 名)

委 員 長 滑 川 公 英

委 員 向 後 悦 世

委 員 平 野 忠 作

委 員 伊 藤 保

委 員 大 塚 祐 司

副委員長 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

委 員 島 田 和 雄

委 員 飯 嶋 正 利

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 長 林 一 哉

副 議 長 嶋 田 哲 純

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋

事 務 局 次 長 向 後 嘉 弘

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 11時33分

- 議会事務局長（堀江通洋） 本会議でお疲れのところご苦労さまです。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たり、委員長が選出されておりませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます滑川公英委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、滑川委員、よろしくお願いします。

（座長 滑川公英 座長席に着席）

- 座長（滑川公英） ただいまご指名をいただきました滑川公英でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、林議長、嶋田副議長に出席をいただいております。代表しまして、林議長よりあいさつをお願いいたします。

- 議長（林 一哉） 委員の皆さん、長時間にわたりましての本会議大変ご苦労さまでございました。

ただいま本会議で皆さん方、決算審査特別委員会の委員さんということで選任をいたしましたわけでございますけれども、まだ決算審査特別委員会の正副委員長さんが決まっておりますので、その点をひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、とにかく21年度の決算ということで、一般会計、特別会計、企業会計等、大変重要な決算案件でございますので、どうか十二分な審議をしていただきましてご理解を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

- 座長（滑川公英） どうもありがとうございました。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件についてでございます。

初めに、委員長を互選いたします。

委員長の互選はどのようにしたらよろしいのでしょうか。

はい、向後委員。

- 委員（向後悦世） できれば経験も必要だろうと思いますし、期数的にも一番上で、また年齢的にも一番上の座長に、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

- 座長（滑川公英） ただいま、向後委員より私を委員長にとの意見がございました。

大変僭越でございますが、私が委員長を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 座長（滑川公英） どうもありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、座長の職に引き続きまして、私が委員長を務めさせていただくということで決定いたしました。

（委員長 滑川公英 委員長席に着席）

- 委員長（滑川公英） では、ただいま皆様方のご推挙により、委員長を務めさせていただくことになりました滑川公英でございます。どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたします。引き続き、決算審査特別委員会副委員長の互選を行いたいと思います。

副委員長の互選はどのようにしたらよろしいのでしょうか。

平野委員。

- 委員（平野忠作） 大変ご苦労さまでございます。

私は、やはりこのメンバーの中で、年長者の景山岩三郎委員にぜひともお願ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（滑川公英） ただいま平野委員より、副委員長に景山岩三郎委員をとのご意見がございました。よろしいですか。

向後委員。

- 委員（向後悦世） 私も異議はありませんが、夕べ飲み過ぎたんで、決算審査でやっぱり節度を持って副委員長として臨んでいただきたいと思います。ぜひ頑張ってください。

（発言する人あり）

- 委員長（滑川公英） では、体調に十分気をつけて。

ご異議なしと認めます。

よって、景山岩三郎委員を副委員長とすることに決定いたしました。

ここで副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（景山岩三郎） 景山でございます。しっかり委員長とともに頑張りますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果については、この後の本会議において、議長より報告をしていただきます。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局長、お願いします。

○議会事務局長（堀江通洋） それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

まず、決算審査の日程についての協議でございますが、予定では9月10日、13日、14日の3日間を予定しておりますので、事務局案としましては、議案第1号の一般会計決算の審査は、審査内容が多岐に及ぶことから、9月10日の1日の日程で審査をしていただきまして、次の13日に議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計の決算を、議案第2号から順次審査をしていただき、14日の日を予備にしてはどうかと思いますが、ご協議をいただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、審査内容が多岐に及びますので、事務局案としましては、例年と同様、歳出の款ごとに区分をいたしまして、初めに1款議会費から2款総務費まで、次に3款民生費から4款衛生費まで、次に5款労働費から8款土木費まで、そして9款消防費から14款予備費までの四つに区分して、それぞれ歳入歳出を合わせて審査してはどうかと思います。

また、議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計決算の審査方法については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査してはどうかと思いますが、併せてご協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） いかが、はからいましょうか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 事務局案に賛成でございます。

○委員長（滑川公英） 決算審査の日程及び各議案の審査方法についての説明が終わりました。

まず、決算審査の日程についてですが、事務局案では、議案第1号の一般会計決算の審査

は内容が多岐に及ぶことから、9月10日の1日の日程で審査を行い、議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計決算については次の13日に、議案第2号から順次審査を行い、14日の日を予備にしてはどうかとのことでございました。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査については、例年同様に歳出の款ごとに分けて、それぞれ歳入歳出を合わせて審査を行い、また議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計決算については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査してはどうかとのことでございました。

それでは初めに、決算審査の日程についてご協議をお願いしたいと思います。

では、向後委員、もう一度お願いいたします。

○委員（向後悦世） 事務局案で賛成でございますので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 今の向後委員の案に皆様……

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議がないようでございますので、そのように決定させていただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

景山委員。

○副委員長（景山岩三郎） 事務局案のとおり、款ごとにやったほうがスムーズにいくと思います。

○委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） では、ご異議がないようでございますので、そのように決定させていただきたいと思います。

それでは、そのほか何かありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、ここで事務局より確認事項がありますので、よろしくお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（堀江通洋） それでは、確認事項を申し上げます。

ただいま決算審査の日程と各議案の審査方法について決定をいたしましたので、その旨を

執行部のほうへ事前に連絡したいと思います。

また、執行部の説明者の出席につきましても、各議案の審査方法や順番が決まりましたので、委員会室のスペースも余りありませんので、そういうことから議案に関する担当課のみの出席で、順次交代しながら対応してもらいたい旨を執行部のほうに周知しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（滑川公英） 事務局の確認事項は終わりました。

以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 45 分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 1 0 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 22 年 9 月 10 日 (金曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 21 年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員 (9 名)

委 員 長	滑 川 公 英
委 員	向 後 悦 世
委 員	平 野 忠 作
委 員	伊 藤 保
委 員	大 塚 祐 司

副委員長	景 山 岩三郎
委 員	伊 藤 房 代
委 員	島 田 和 雄
委 員	飯 嶋 正 利

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 長 林 一 哉

副 議 長 嶋 田 哲 純

説明のため出席した者 (84 名)

副 市 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	米 本 壽 一
総 務 課 長	平 野 哲 也
財 政 課 長	加 瀬 正 彦
市 民 課 長	石 井 繁
保険年金課長	花 香 寛 源
社会福祉課長	在 田 豊
高齢者福祉課長	渡 辺 輝 明
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫

教 育 長	多 田 哲 雄
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明
企 画 課 長	神 原 房 雄
税 務 課 長	堀 川 茂 博
環 境 課 長	浪 川 敏 夫
健康管理課長	石 毛 健 一
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝
商工観光課長	横 山 秀 喜
建 設 課 長	北 村 豪 輔

都市整備課長	伊藤恒男
会計管理者	高山重幸
庶務課長	加瀬寿一
生涯学習課長	野口國男
監査委員 事務局 その他担当 職員	平野修司
	56名

下水道課長	佐藤邦雄
消防長	佐藤清和
学校教育課長	平野一男
国体推進室長	高野晃雄
農業委員会 事務局 会長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋
主査	穴澤昭和

事務局次長	向後嘉弘
-------	------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

本日はお忙しいところ、どうもご苦労さまでございます。

先日の台風 9 号がもたらした大雨は、皆さんすべての人が待ち望んでいた雨ではないかと思います。そういうことで、大分暑さも弱まりましたが、もう 1 週間ほど残暑が厳しいというところでございますので、皆さん、中で上着を取っていただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 9 名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 3 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長と嶋田副議長に出席をいただいておりますので、代表して林議長にごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託いたしました議案は 10 議案あるわけでございますけれども、議案も多岐にわたっておるというようなことで、本日は議案第 1 号の一般会計決算のみの審査を行うということでございますので、委員の皆さん方には、どうか十二分な審査の上、ご理解を賜りますよう

に私からもお願いをいたしまして、簡単でございますけれどもあいさつとさせていただきます。皆さん、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日から審査をお願いいたしますのは、平成21年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算議案10件でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ、全議案認定くださいますよう審査をお願いいたします。

本日は、先ほど議長さんがごあいさつの中で申しましたが、一般会計の審査ということで、よろしくお願いいたします。

ここで1点、委員長にご理解とご了解をいただきたいと思います。ご質問の内容によりましては、担当者に直接答弁させる場面もあらうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますがあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございました。

ここで、増田副市長は所用のため退席いたします。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 5分

（副市長退席）

再開 午前10時 5分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 21 年度旭市一般会計決算の認定について、議案第 2 号、平成 21 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第 3 号、平成 21 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第 4 号、平成 21 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第 5 号、平成 21 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第 6 号、平成 21 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第 7 号、平成 21 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第 8 号、平成 21 年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第 9 号、平成 21 年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第 10 号、平成 21 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての 10 議案であります。

本日は、議案第 1 号の 1 議案を議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第 1 号の平成 21 年度旭市一般会計決算の認定のみを本日 1 日の日程で審査を行います。

審査方法については、歳出の款別に大きく 4 つに区分をして、歳入歳出を併せて順次審査を行いたいと思います。

初めに、歳出の 1 款議会費と 2 款総務費を、次に 3 款民生費と 4 款衛生費、次に 5 款労働費から 8 款土木費まで、最後に 9 款消防費から 14 款予備費までの 4 つに区分して、区分ごとに一括して説明をいただきまして、質疑につきましても区分ごとに一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、会場の都合により、担当課の入れ替えを、ただいま申し上げました 4 つの区分ごとに行いたいと思いますので、併せてお願いしたいと思います。

それでは、議案第 1 号の審査を行います。

議案第 1 号の歳出、1 款議会費と 2 款の総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案の第 1 号、一般会計決算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、一般会計の決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料により、決算の概要、それから決算書に基づく歳入歳出の各款ごとの増減額及び主な

増減理由についてご説明いたしました。そのほかに、きょう、私からは2点ほど追加して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。その後、各課から所管する事務事業について、説明させていただきたいと思います。

それでは、最初に決算書の362ページをお願いいたします。

平成21年度旭市一般会計実質収支に関する調書でございます。

改めて申し上げますと、歳入の総額は288億8,871万9,000円、歳出の総額が272億4,840万7,000円で、歳入歳出の差引額が16億4,031万2,000円となりました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費に係る分として1億8,079万3,000円、これは去る6月議会の報告第1号として繰越明許費繰越計算書でご報告申し上げましたとおりでございまして、庁舎改修事業を初めとする28事業に係るものであります。

次に、事故繰越しに係る分が798万6,000円でありまして、これにつきましても6月議会の報告第2号の事故繰越し計算書で報告申し上げました旭中央病院アクセス道整備事業を初めとする3事業に係るものでございます。

この2つの繰り越し財源の合計が1億8,877万9,000円で、これを差し引きました実質収支が14億5,153万3,000円となります。この額が平成22年度に繰り越されたものでございます。

次にもう1点、起債につきましてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、50ページになります。

20款の市債になります。収入済額29億6,770万円となっております。この中で合併特例債の対象となったものを申し上げます。

1目衛生費の備考欄1の水道事業一般会計出資債1,790万円、3目1節道路橋梁費の備考欄1番と2番、旭中央病院アクセス道整備事業債の20年度からの繰越明許分を含めた5億3,430万円、備考欄3番と4番、南堀之内遊正線整備事業債の20年度からの繰越明許分を含めた2億50万円、それから、2節の都市計画費の備考欄2番の文化の杜公園整備事業債2億8,120万円、備考欄3番、下宿ふれあい公園整備事業債の20年度からの繰越明許分470万円、4目消防債の備考欄3番の防災基盤整備事業債3億7,930万円、5目1節小学校債の備考欄1番、中央小学校校舎改築事業債の8,050万円、2節中学校債の備考欄1番、第二中学校校舎改築事業債の20年度からの繰越明許分4,350万円、備考欄2番、第二中学校屋外運動場整備事業債の8,880万円、備考欄3番、第一中学校屋内運動場改築事業債の660万円、以上が合併特例債の対象となっております。

これらを合計いたしますと、合併特例債は16億3,730万円で、借入額全体の55.2%を占め

ております。また、これらの合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

なお、その他なんですけれども、100%交付税算入されます臨時財政対策債が11億8,100万円で、この割合が39.8%、合併特例債と合わせて95%が有利な起債という形で借りさせていただきました。

以上、2点につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、順次各課からご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうから2点ほどご説明させていただきます。

あらかじめお配りしてございます議案第1号、総務課という形で平成21年度一般会計人件費決算についてという、こういう表を別にお配りしてあったと思いますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

それでは、この資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

1枚目のほうになりますけれども、この資料につきましては一般会計決算書の各款の2節給料から4節共済費までのそれぞれ集計したものでございまして、21年度決算と20年度決算を比較表にしております。この表の中には常勤の特別職も含まれているところでございます。

初めに、給料でございますけれども、給料につきましては、21年度は27億6,500万756円です。それから、20年度が28億2,776万6,562円でございます、差し引き6,276万5,806円の減ということでございます。

次に、職員手当等でございますけれども、21年度の決算額が13億5,194万687円、20年度の決算額が14億7,960万2,049円となりまして、差し引き1億2,766万1,362円の減ということになりました。各手当の詳細につきましては後ほどご説明いたします。

次に、下のほうの表の下から3行目になります。共済費でございます。共済費につきましては、21年度決算額8億857万6,245円、20年度は7億4,614万6,896円となりまして、差し引きで6,242万9,349円の増ということになりました。

最後に合計ですけれども、合計では21年度決算額49億2,551万7,688円、20年度の決算額が50億5,351万5,507円となりまして、差し引きで1億2,799万7,819円の減ということになりました。減額となりました大きな要因でございますけれども、まず、職員数が前年度と比較いたしまして下にありますように14名の減となっております。それから、人事院勧告によりまして、期末・勤勉手当の支給月数、これが引き下げられております。これが主な原因でござ

います。

続いて、先ほど申し上げました職員手当等の中身について申し上げます。

初めに、扶養手当でございます。扶養手当ですが、決算額は記載のとおりでございますけれども、支給対象の職員の人数は354名、1か月当たりの1人の平均は約1万8,100円ということになっております。減の要因につきましては、扶養者の人数の減というところでございます。

次に、住居手当でございますけれども、支給対象職員人数は287名、1人1か月当たり平均しますと約8,900円ということになっております。

それから、次に通勤手当でございます。支給対象職員数は598名、1人1か月当たり平均約5,800円ということになっております。減の要因につきましては、支給人数が若干下がったということでございます。

次に、時間外手当でございます。支給対象人数は248名、1人1か月当たりで約2万1,600円程度となっております。時間外勤務時間数については、1人1か月当たり平均しまして約11時間ということで、支給者の平均が約11時間ということになっております。この主な増の要因ですけれども、国体関係です。国体のリハーサル大会関係等で若干上ったということでございます。

次に、管理職手当でございますけれども、支給対象人数は185名、1人1か月当たりになりますと約3万3,600円ということになっております。約420万円の減となった理由ですけれども、管理職人数の減、それから管理職手当の定額化に係る経過措置率が100分の75から100分の50に減少したところが大きな原因でございます。

次に、期末手当でございますけれども、支給対象人数は733名です。支給は6月と12月の年2回でございまして、1人1回当たりの平均を約46万6,400円ということになっております。約8,400万円ほど減になっているわけですが、これは先ほども申し上げました人事院勧告によります支給月数の減、それから給料総額、もとなる給料が若干下がっているというところでございます。

次に、勤勉手当でございます。支給対象人数は723名でございまして、1人1回当たりの平均は約23万5,200円ということになっております。期末手当、勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職のほか産休、育休等の関係で勤勉手当が出ない方がいるというところでございます。約3,600万円ほど減となっておりますけれども、期末手当と同様に人事院勧告による支給月数の減、それから給料総額の減によるものでございます。

次に、児童手当でございますけれども、支給対象職員数は144名、1人1か月当たり約9,700円ということでございます。

次に、宿日直手当でございます。支給人数は20名で、1人1か月当たり約6,100円ということになっております。減の要因ですけれども、本庁の日直を20年度3名体制だったものを21年度は2名体制にしたということで、1名減になっておりますのでそれらの減によるものでございます。

次に、休日勤務手当でございますけれども、支給人数は82名で、1人1か月当たり約1万4,100円となっておりますが、これはほとんど消防職員の関係でございます。ただ、減の要因でございますけれども、消防職員の休日勤務につきまして、可能な限り代休の取得ということで対処していただきまして、手当額が縮減できたものでございます。

次に、特殊勤務手当でございますけれども、支給人数につきましては87名ということで、1人1か月当たり平均しますと約2,700円でございます。これもほとんど消防職員でございまして、ほぼ前年と同じ額でございます。

最後に、夜間手当でございますけれども、支給人数は91名ということで、1人1か月当たり約5,300円、これも消防職員が主なものでございます。

以上でございますけれども、2枚目の表になりますけれども、2枚目の表につきましては、これは病院会計以外の全会計、特別会計を含んだ総額でございます。これは参考としてつけさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、もう一点お願ひします。

平成21年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、これは議案と一緒に当初配られましたこの厚い資料です。議案と一緒に配布されております「平成21年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料」というのがあろうかと思います。こちらをご用意いただきたいと思ひます。

その決算資料の総務課の所管のを申し上げさせていただきます。

31ページをお願いしたいと思います。31ページでございます。右側の表です。

定額給付金給付事業ということでございますけれども、これはご存じのとおり国の政策で定額給付金ということで、18歳以下と65歳以上の方には2万円、それからそのほかの方には1万2,000円ということで一律給付があったわけでございますけれども、この決算額が10億7,547万2,000円ということでございます。これは国県支出金のところに10億7,131万4,000円、その他で415万8,000円とありますけれども、このその他につきましても、前年度からの特定

財源の繰り越しということで、これも国の財源でございまして、100%国のお金ということでございます。支給額の明細につきましては、表のとおりでございますけれども、1点参考に申し上げます。

支給率の関係でございますけれども、これは金額換算でやってございますけれども、これは対象が21年の2月1日ですらっておりまして、申請期間はその4月2日から10月2日まで、半年を経過した日までということですのでその6か月間です。支給の対象の額ですけれども、対象額といたしまして10億7,056万4,000円ということでございましたけれども、実際の支給額でございます。これは表の一番下にも書いてございますけれども、10億6,438万8,000円ということになりまして、支給の率といたしましては99.4%ということになります。

以上で、総務課のほうからの説明を終わらせていただきます。

○委員長（滑川公英） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） ただいま総務課長が説明しました同じ資料、決算に関する説明資料の24ページをお開きいただきたいと思います。この1点に絞って、秘書広報課からはご説明申し上げます。

これは、広報活動費でございます。事業の概要、6行目のところに広報あさひ発行と括弧で閉じてございます。この1,528万6,042円と広報紙の印刷費1,022万5,971円と、新聞6紙に折り込んでいる折込料、この辺も含んだ金額でございます。折り込み料は506万71円でございます。

それから、市勢要覧ダイジェスト版作成112万3,500円というのがございます。市勢要覧ダイジェスト版というのは、こんなスマイルという冊子、ダイジェスト版をつくりました。これは1万部つくったわけですが来訪者、市役所の窓口だとか観光用に使ったり、または講演会を行ったときに配ったりと、そんなところで使っております。

それから、ガイドマップ改訂版作成でございます。ガイドマップこれは大変好評でありまして、観光用に大いに利用させてもらっております。こんなガイドマップ旭という、こんなものでございます。同じように窓口だとかいろいろなところで使わせてもらっております。

説明は以上です。

○委員長（滑川公英） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、2款総務費のうちの企画課で所管しております事業の主なものについて、補足説明を申し上げます。

今、歳出決算に関する説明資料、秘書広報課では24ページを説明しましたがけれども、その

隣の25ページから説明したいと思います。

初めに、公共施設地上デジタル化対策事業について申し上げます。決算に関する説明資料については25ページ、決算書につきましては77ページ、1項7目企画費、備考欄の3番というふうになります。併せて見ていただきたいと思います。

公共施設地上デジタル化対策事業につきましては4,802万3,230円とあります。アナログ放送が平成23年7月で終了するため、国の平成21年度補正予算によりまして創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、地上デジタル放送対応の設備の整備を行ったものでございます。

内訳でございますが、役務費につきましては39万8,055円とございますが、これは既存のテレビ143台分のリサイクル手数料でございます。工事請負費につきましては、アンテナの設置工事2か所分。備品購入費につきましては1,675万9,575円ですが、市内公共施設のテレビ143台分。繰出金でございます。これについては旭中央病院及び関連施設のテレビ257台分2,550万円、それとその下の部分については食彩の宿いとおかのテレビ43台分525万円というふうになっております。これによりまして、公共施設のテレビを地上デジタル放送に対応した設備に更新することができたということで、地上デジタル放送の推進が図られたというふうに考えております。

次に、医療福祉・食・交流の郷づくり事業について申し上げます。決算に関する説明資料は26ページ、決算書につきましては79ページ、備考欄4番というふうになります。

この事業につきましては、旭市都市農漁村交流協議会へ180万円、それから江戸川区・旭市中学生スポーツ交流事業実行委員会へ100万円、それぞれ補助金として支出したものでございます。

事業内容といたしましては、幽学の里で米づくり事業において、年4回ですが都市住民741人、一般応募者96人が参加しての田植え、草取り、稲刈り等を体験して収穫祭を行って交流を深めたものでございます。

その下ですが、また、花を活用した事業では、都市住民91人が参加したフラワーアレンジメント教室、それから、直売所等をめぐりますバスツアー、それから、産業まつりでのシンボル花壇の制作、その他、イベント時において旭市で生産される花の交流事業としてのPRを行ったものでございます。

3番目のスポーツ交流事業でございますが、これは江戸川区の8校の中学校でございますが、140名が旭市を訪れ、野球と卓球を通じて交流をし、親睦を深めたという部分でござい

ます。

次に、決算に関する説明資料27ページになりますが、決算書は79ページの備考欄5、地域資源価値創造事業について申し上げます。

この事業は、旭市の潜在的な文化・観光資源を調査し、全国へ向けて情報発信するための研究・開発などを行うもので、具体的には旭市地域ブランドづくり委員会を設置しまして旭ブランドの構築のための実践活動を行ったものでございます。また、旭ブランド確立のため、ちばてつや先生の漫画キャラクターを利用しましたPR活動を展開しております。決算額につきましては、2,759万9,529円というもので、主な内訳でございますが、地域資源価値創造業務委託料969万1,026円、旭市風景写真コンテストの開催という部分が116万9,425円、「私の八月十五日展」開催が674万9,702円、あとパークゴルフ向太陽杯の開催が374万1,106円、飲食店マップの制作に317万3,110円というものでございます。

次に、コミュニティ育成事業について申し上げます。決算に関する説明資料28ページでございます。決算書は85ページになります。1項10目地域振興費、備考欄の3になります。

コミュニティ育成事業補助金526万円につきましては、各区が行います地区集会所の建設、それから修繕及びコミュニティ事業に対しまして支出したものでございます。内訳でございますが、地区集会施設の修繕が6件で265万円、地区行事用備品購入が1件11万円、コミュニティ助成が1件で250万円であります。

なお、コミュニティ助成事業につきましては、宝くじ助成によるものでございます。

次に、市民まちづくり活動支援事業について申し上げます。説明資料につきましては29ページ、決算書の85ページ、1項10目地域振興費、備考欄の4番というふうになります。

市民まちづくり活動支援事業につきましては、市民の自主的で創意あふれる事業を行う団体に補助金を交付するものでございます。まちづくりの担い手としての市民公益活動団体の育成を図ることを目的としております。21年度は7団体に合計85万円を交付いたしました。内訳ですが、スタート支援として4団体33万円、事業拡大や活動の活発化を図るステップアップ支援につきましては、3団体52万円であります。補助金の交付決定に当たりましては、審査会を開催し、事業提案者からのプレゼンを行い、及び質疑を経て選考をしたものでございます。

次に、コミュニティバス等運行事業について申し上げます。説明資料は30ページになります。決算書につきましては87ページ、1項10目の振興費の備考欄6番というふうになります。

この事業の決算額につきましては、5,706万1,034円であります。

主なものにつきましてはコミュニティバス運行業務委託料で4地区合計で5,590万6,112円です。そのほかバスの回転場所の土地の借り上げ、停留所の標識等の備品購入等がございます。また、利用者の実績でございますが、4地区合計で11万2,390人、前年度比5,135人の増、事業収入につきましては946万2,126円で、前年度に對しまして9万9,308円の増であります。高齢者や障害者といった交通弱者を初め多くの市民の交通手段が確保されております。通院や通勤、買い物などにも利用されておりました、市民生活の利便性向上が図られたと考えているものでございます。

以上で、企画課に関連します主な事業の補足説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1款の議会費と2款の総務費について、質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） おはようございます。

今、企画課長に大分よく説明してもらって、ほとんど私が聞くところはないんですけども、コミュニティ育成事業ですけれども、今、待っているというか、申請されている地区はもうどのくらいありますか、その件数をちょっと教えてもらいたいと思います。

それともう1点、秘書広報課長が言われました市勢要覧です。市民の皆さんに、中には1軒新聞を3社もとっているところがありますから、ちょっとそれはもったいないと言われるところもあるんですけども、また、いいアイデアがあったらひとつ出してください。

その2点だけ聞かせください。

○委員長（滑川公英） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、今説明しました28ページのコミュニティ育成事業の内容でございます。今順番待ちしているのはどのくらいあるのかという部分でございます。この項目にございますけれども、一番下の一般コミュニティ助成事業、宝くじの部分のご質問だと思いますが、祭り用備品としての部分があります。これについては今11団体が順番待ちをしているという状況でございます。そのほかの項目については、すべて対応をしているところです。

以上です。

○委員長（滑川公英） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 先ほど、決算に関する説明資料の24ページ、景山委員、広報あ

さひの折り込みのことだと思います。現在、新聞は6紙と私が先ほど申し上げましたけれども、毎日新聞、日経新聞、朝日新聞、産経新聞、読売新聞、東京新聞とこの6紙がダブリのないようにと、この辺はなかなか難しいと思いますが、よく検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 24ページですけれども、今質問があった広報あさひの発行なんですけれども、これは郵便で送っているやつもありますけれども、この中で郵便で送っているやつはどのぐらいで、幾らぐらいかかっているものなんですか。

○委員長（滑川公英） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 先ほど、決算に関する説明資料の24ページ、委員が広報あさひの郵便折り込みということですね、ここに記載の2万910部というのは新聞折り込みがすべてであります。このほかに今、委員がおっしゃられたように郵送がございます。郵送の数字ですけれども約830通、つまりこれは新聞をとっていない方です。830通でございます。そうしますと、これに郵送料を掛けるということでもありますので、この辺ちょっと今計算させていただきます。申しわけございません。

これは、先ほどの部数に、市外とか市内とかの特別郵便でかなり難しい話なんです、5万8,100円というこれが大体の数字です。ほとんど狂いはありませんけれども、こんな数字であります。

○委員長（滑川公英） いいですか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） この資料のほうの26ページ、スポーツ交流事業なんです、これは江戸川区のほうにも同等の予算を組んでいただいているのでしょうか。まず見る限りはこちらからバスで迎えに行き一方向的に交流をしているよという感じがいたします。たまには向こうのほうにも子どもたちが行って、それで交流ではないかなというふうな感じもいたします。いかがでしょうか。例えば、夜だけでも子どもたちと一緒にご飯を食べたり、そういったものも検討できないでしょうか。

○委員長（滑川公英） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） スポーツ交流のご質問がございました。確かに委員がおっしゃるとおり、一方向的な交流の部分という感じもしないではございません。予算的な部分については、

あくまでも旭市へ来ていただくという部分の中においての部分で、こちらの予算以外に向こうの予算についてはちょっと把握してございません。ですけれども、今ご指摘のありました一方的な交流ということは非常にまずいという部分も感じておりますので、これからの交流の部分につきましては、少なくとも野球大会、それから卓球大会をやった後には、子どもたち同士がやはり親御さんも含めて交流をするという時間を設けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問をさせていただきます。

まず、決算書の18ページなのですが、これは5項というんですか特別土地保有税なんです、調定額に対して、調定額が389万円ありますけれども、収入済額が6万円ということ、ほとんど収入がないんですけれども、これはこういったもので、こういった理由でこういうことになっているのか、お伺いします。

2番目としまして、決算書の41ページと42ページなんですけれども、財産収入の中の利子及び配当金なんです、財政調整基金の利子が127万4,699円、次のページになりますけれども、地域振興基金の利子につきましては2,505万円余り利息がついているということで、これは2つの基金につきましては、元金としてはほぼ同じだと思うんですけれども、大分利息が違うということでこういったような運用がされているのか、できれば有利な運用をしたほうがいいんじゃないかと思ひまして、その辺をお聞きします。

それと、3つ目としまして同じく同じページなのですが、財産売却収入の中の不動産の売却収入なんですけれども1,500万円ほどありますけれども、この場所と面積、あるいはどのくらいで処分したのか、その辺をお伺いします。

それから、4番目としましてこれは公債費の話なんです、公債費約31億円、21年度は支出しているわけなんですけれども、そのうちの交付税の算入部分はどのくらいになるのか、これをお伺いします。

それと、5番目としまして、これは監査委員の意見書なんですけれども、その50ページの（2）の物品についてなんですけれども、この中で乗用車が前年度が39台であったのが42台になったと。貨物につきましても1台ふえているというようなことの中で、こういった理由でこの車がふえたのか、必要があったのかどうか、その辺についてお伺いします。

最後になりますけれども、6番目としまして説明資料の23ページですか、庁舎管理費につ

いてお伺いしますけれども、庁舎管理費は大体毎年１億円くらいかかっているような状況だと思いますけれども、これは４庁舎それぞれ同じくらいかかっているのか、どのくらいの割で４庁舎分の管理費だと思いますけれども、４庁舎と申しますか本庁と支所３つですよね、それぞれどのくらいの管理費がかかっているのか。

以上、６点について取りあえずお伺いします。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、初めに特別土地保有税につきましてお答えしたいと思います。

委員ご承知のとおり、特別土地保有税につきましては、土地の投機的取引を規制することにより地価高騰を防ぎ、土地の有効利用促進化を図るため、総合的な土地政策の一環として昭和48年に創設されましたが、近年の地価の下落傾向を受け、平成15年度税制改正によりまして、15年度以降特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税はされないこととなりました。

したがって、決算書の18、19ページには滞納繰越分のみが予算計上され、調定され、収入済額が載っているということになります。決算書をいま一度ご覧いただきますと、滞納繰越分が予算としては24万円くらい納付していただけるんじゃないかということで計上いたしまして、調定額としては滞納額が389万8,000円あるわけですので、全部取らなくてはいけないのかなということで、調定は一たんしますけれども実際に納めていただいたのは6万円ということで、収入未済のほうは差し引きの383万800円が次年度に繰り越されると。長年、全納されていないという状況でございます。再度、徴収のほうにつきましては、近々に出向いて対象者と納付交渉をしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうから４点ですか、まず41ページ、42ページの財政調整基金の利子と地域振興基金の利子のこの金額の差はということでございました。

ご存じのとおり、財政調整基金は企業で言えば運転資金のようなところがございます。長期で運用することが非常に難しいということがありまして、実際の運用は国債の短期証券、それから定期も例えば１か月単位等の短い期間の中で、当然交付税が例えば入ってくれば資金的に余裕ができるんですけれども、その間のつなぎでどうしても資金がいるというのを考慮して運用をしなければいけないというところがございます、それでこの金額になりま

す。ちなみに、短期の国債で去年は3回運用しまして、短期の定期で5回運用しているということでこの金額になります。

地域振興基金につきましては、過去にも一度、企画課が所管はしておるんですけれども、5年ものの県債を購入しておりまして、1.3%前後の県債を購入しておりますからこの利子がつくということで、これは非常に有利な運用をされているんだなということで、うちのほうは理解しております。

次に、不動産の売り払いということで場所、面積、金額ということでございました。まず、平成21年度に売り払いました不動産ですけれども、主なものは法定外公共物が9件、それから未利用の……、これは場所が、海匠農林振興センターへ売ったこれは夏目へ行くところの田んぼですね。これが20平米ほど売ったものが1件、それから駅前の、これは都市整備課の所管になるかと思っておりますけれども、駅前の国鉄の清算事業団から購入しまして旭市が持っていたところを、駅前の代替地として払い下げたもの、これが1件ございます。

法定外公共物につきましては、市内全域に広がっておりますので、ちょっと場所がここというのはなかなか難しいので、これは旧道路敷、水路敷、そういったものでもう既にその用途をなさなかったものを建設課のほうで用途廃止いたしまして普通財産に振りかえて、それでうちのほうで払い下げるという形になっております。これが先ほど申し上げたとおり9件ということです。

まず、面積になります。法定外公共物の払い下げは843.96平方メートル、これは9件全部合わせてその面積になります。金額は285万9,770円ということでございます。ちょっと平米単価はここで出してなかったんですけれども、割っていただければ金額的にはそれほど大きなものではない。それから、未利用の田んぼの払い下げですけれども20.69平方メートルで8万4,829円ということで、これは4,000円ほどの金額になるかと思えます。それと駅前線につきましては、200平方メートルで1,234万円という払い下げ金額になっております。

それから、公債費31億円余りということで昨年度償還したわけですけれども、この交付税の算入率ということでございました。確かに元利償還金31億2,255万6,000円払っております。ただ、このうち繰上償還分がございまして、繰上償還分を除きますと29億4,539万2,000円という数字になります。あと交付税算入率ですけれども、これは普通債とそれからそれ以外のいわゆる臨時財政対策債等もありまして、それらで算入率が若干違うんですけれども、全部トータルいたしまして約13億6,000万円ほど交付税算入されているものと見込んでおります。この算入の割合ですけれども、全体としては43.5%、繰上償還分を除きますと46.2%という

ことだと思います。これは今、徐々に数字がどんどん上がってきているということです。過去に借りたその他の普通債という割合が、今返している金額で非常に大きなものですから、それらが算入率が非常に低いということになっておりますので、そういう状況でございます。

それから、乗用車がふえたということで、これにつきましては乗用車はここがございますとおり7台ふえまして4台廃車したということで、ここで3台ふえております。貨物車が5台ふえまして4台廃車ということで1台ふえている。軽自動車は6台ふえて7台減ということで、ここは1台減。トータルで3台ふえているんですけども、まず乗用車が7台なんですけれども、去年経済対策で5台燃費のいい車、これを購入することができました。

それと、その経済対策の前に、実は中古で2台、各課で購入したものがございました。それでトータル7台ということになっております。それぞれ廃車したものは相当老朽化したものを、十四・五年、一番古いのは18年ぐらい乗っていたと思うんですけどもそういう車を廃車したということでございます。貨物車につきましても、貨物車のうち2台は青パトでございます。それとあと残りの3台はやはり中古で、ちょっと経済対策の前に購入したということでございます。あと4台は老朽化のための廃車と。軽自動車はふえた5台、実はすべてこれは中古でございまして、すべて30万円以下で購入したような形になっております。車につきましてはそういう状況でございます。

○委員長（滑川公英） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは決算資料の23ページ、庁舎管理費に関連しましてのご質問でございます。ここに記載してございますのは、その表の中にありますようにいろいろ海上とか飯岡、書いてあるんですけども、この部分は緊急経済対策で行った分ということで特出しをさせていただきました。全体の割合的にどうだということで、決算額の上のほうの括弧外ですね、整数のほうで1億1,571万円全体としては庁舎管理にかかっているという、この各支所ごとの割合ということでございますけれども、割合を今出したものがございませんので、維持管理費の主だったものを支所ごとの額では出ておりますので申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

決算書のほうの63ページを見ながら、ちょっとご覧いただきたいと思います。決算書の63ページでございます。ここの備考の6番が庁舎管理費1億1,571万円ということでございます。この中の主だったものを支所ごとに申し上げます。

まず、11節需用費の中の燃料費でございます。燃料費全体としましては460万円ほどなんですけれども、まず申し上げます。このうちの本庁分としまして168万5,600円、それから海

上支所分が127万6,520円、それから飯岡支所分が68万2,500円、干潟支所分が95万2,433円となっております。

続きまして、次の光熱水費、これは電気、ガス、水道でございます。光熱水費につきましては、本庁の分が1,302万9,535円、それから海上支所が401万1,095円、飯岡支所分が407万3,287円、干潟支所分が343万9,301円でございます。

続きまして、その下の維持補修費でございます。維持補修費というのは軽微な修繕というふうなところでございます。修繕工事でございます。この分の本庁分が754万9,385円、海上支所分が277万7,144円、飯岡支所分が119万5,180円、干潟支所分が142万9,575円となっております。

続きまして、13の委託料の中でちょっと大きなものだけ申し上げます。13節委託料の一番上の庁舎警備委託料でございます。これは警備員が常駐しておりますけれども金額が高いということで本庁分が389万1,300円。海上、飯岡、干潟については無人でございますけれども、海上支所の分が25万2,000円、飯岡支所が45万3,600円、干潟支所が27万7,200円ということでございます。少し下にいきまして庁舎清掃委託料というのがございまして1,200万円ほどかかっておりますけれども、この分の内訳ですけれども本庁舎分が602万9,100円、それから海上支所分が282万1,350円、飯岡支所分が216万3,000円、干潟支所分が83万6,115円でございます。

それでは、次のページ、65ページのほうをお願いしたいと思います。維持管理関係でございますけれども、15節の工事請負費1,405万5,000円、これにつきましては表に出ているんですけれども、これも各支所ごとにまとめた額で申し上げますと、本庁分が572万8,800円、それから海上支所分が197万7,150円、飯岡支所分が443万1,000円、干潟支所分が236万9,010円、率で申し上げられなくて申しわけありません。主だったところはそのようなところでございます。

○委員長（滑川公英） 議案の審査の途中ではありますが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 7 分

再開 午前 11 時 20 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

島田委員。

○委員（島田和雄） 再質問させていただきます。

2番目に質問しました利息の話なんですけど、財政調整基金は運転資金的な資金だということで、短期の国債とか定期とかで運用しているというようなお話でしたが、財政調整基金につきましては、たしか20億円近い十七・八億円くらいの残高があったと思いますけれども、それ全部を短期にしなくても、地域振興基金のような長期な運用も一部はしてもいいんじゃないかなというふうに素人としては考えますけれども、その辺については財政の専門としてはどうかということをちょっとお伺いします。

それと3番目に質問しました財産の売却収入のほうなんですけれども、未利用地の売却というようなことだろうと思いますが、これにつきましては総務常任委員会のほうでも、6月議会終了後に未利用地というような現地の視察をしまして、随分、約200ヘクタール近く旭市にはそういった土地があるというようなことをお伺いしまして、一部ですけれども視察した中で、これを市が持っているような意味があるのかなといったような土地もございまして、そういった土地につきましては早急な処分をしたほうがいいんじゃないかなというようなことを感じましたので、そうしますと市としましては民間に売却すれば一時的な収入もありますし、少しではありますけれども、固定資産税が市の収入として見込めるというようなことになるんじゃないかと思ひまして質問をしたわけです。

今回この売却した部分について、その辺については固定資産税がどのくらいになるかといったようなのは計算はされているのかどうか、参考までですけれどもわかればお伺いします。いろいろな個人情報も含まれますので、余り無理にはお伺いしませんがわかればということです。

それと、5番目の車の話ですけれども、経済対策で新車を買ったというようなことでいろいろなことで買ったというようなことの中で必要が、ふえている中で、ふえた部分が必要があったのかどうかということなんですよ、その車がね。必要がない、ないというか今までの台数で間に合うということであれば、新車を購入したならば、新車でも中古でも購入したならば、古い車は処分をして、少しでも経費を浮かすというような考え方をしていただきたいなと思ひまして、必要であるということであればそれは仕方ありませんけれども、補助金が出て購入して、今まで持っていた車もまた保有しているということになれば、維持費も少し

ですけれどもかかりますので、そういったことを考えれば必要最小限というような考え方を
していただきたいなとそういうふうにしたのでこの質問をしました。その辺についてお伺
いします。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、1点目の再質問で財政調整基金、長期の運用を一部でも、と
いうような意味かと思います。現実には、では21年度中に運用した内容ということでちょっと
お話しさせていただければ、国庫の短期証券で実はこれは3か月ほどなんですけれども資金的
に余裕がある期間ということで、この時期には16億円ほど実は運用しております。それ以外
の2回も各3か月ごとで8億円ほどずつ運用をしているという状況があります。それと、定
期預金も少しでも間があればこれも約8億円という単位で回して運用していると。ただ、利
率が0.115%とか0.1%とか0.12%とかというそういう非常に低い利率でございまして、なか
なか利子が見込めていないという、長期の運用をしてしまうというのは、実は財政調整基金、
他の特別会計等の部分も、はっきり言いますと全部合わさって運転資金になっているところ
もございまして、どうしても会計課と財政のほうで資金が余っていれば運用をするという形
はとらせていただいておりますので、この辺はご理解いただきたいなと思います。

それと、未利用地の関係なんですけれども、確かにこの未利用地の処分につきましては行
革にも位置づけられておりますので、今年度取り組むこととしております。

さきの一般質問でも行革のほうから、この後、進みたいということもございまして、それ
は財政課と行革のほうと協議しながら進めることとなっておりますのでよろしくお願いしま
す。

それと、先ほどちょっと単価のほうがわからない、計算すればということだったんですけ
れども、割り込みましたら法定外公共物の払い下げにつきましては、平米3,388円という平
均金額でございました。

それと、固定資産になるんじゃないか、税務課長がおりますけれども、多分場所がわから
ないのでなかなか数字が出せないと思うんですけれども、現実には払い下げた近傍の固定資産
の評価の状況なんですけれども、1,400円から1万1,000円くらいの金額の幅がございまして、
それら近傍類似の数字はそのくらいの数字があるということで、それは当然、固定資産税に
面積ではね返っていくだろうということでございます。ちょっと細かい計算を今していませ
んけれどもそういうことでございます。

それと、車の関係なんですけれども、もう委員が全くおっしゃるとおりでございまして、うちのほうも車を単にふやしたということでは全くございまして、とにかく車の要求が各課からあったときにはすべてまず切っています。切った中で、まだ使えそうな車があれば少しでも長生きさせるということとは変なんですけれども使えるうちは使うと。これはタイムラグがございまして、実際にはまだ車検が来ていない車等もありまして、その部分でちょっとたんふえたように見えたりする部分もあるということで、その辺はご理解いただければなと思っております。特に経済対策で買った車以外と、それから青パト以外はすべて中古でございまして、その辺はそれほど長い期間を経ずにある程度整理するという意向もあってそういう方針を示しているということでございます。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

- 委員（向後悦世） 説明資料の31ページのところの定額給付金事業についてお尋ねしたいと思います。

この給付率も99.4%と非常に高いのですが、99.4%というと1,000人の中で6人が給付を受けなかったというような換算になるかと思えます。そうすると、市内に何人くらい受けられなかったのか、また受けられなかった方はどういう方が多いのか、ちょっとお尋ねしたいなと思えます。

それと、決算書の51ページの合併特例債と臨時財政対策債等、負債を合計しますと約27億円の負債が年間にあるわけで、今自分の身の回りでも旭市はいろいろな事業をやって有利なお金を使えるから、いろいろな事業をやっているんだろうと思っているとは思いますが、何かちょっとこの有利なお金というのは、よく昔の人はうまい話には意外と注意しなければいけないなというような考えもあるので、市民にもそういうところでちょっと不安があるのかなと思ひまして、実際にこの信憑度をどのくらいに国があとで補てんしてくれるというような話ですが、ちょっと市のほうとしてはどのくらいの信憑度で考えているのか、お尋ねしたいと思ひます。

- 委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（平野哲也） それでは、決算資料の31ページの定額給付金給付事業でございまして。

人数で受けられない方はどのくらいということでございます。人数で申し上げます。まず

総体の人数を申し上げます。これは平成21年2月1日時点での人が対象になるということで、そのときの対象者数を申し上げます。7万299人、これは対象の数です。これに対しまして実際に支給された方、申請された方ですけれども6万9,836人、したがってこの差の人数ですね、463人が受け取っていないといいますが申請をされていないということでございます。

どういうわけかというのは、これは本人が申請しないんですからわかりませんが、正式に私は辞退しますという形で申し込んできた方、これは4人でございます。ですからあとの460人くらいはそのまま何もアクションがないということでございます。

参考まで、ご質問でございますから申し上げます。このもらった中で、このお金を寄附するよと言われた方は1人でございます。1人で1万2,000円です。参考までに申し上げました。

以上です。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 合併特例債、それから臨時財政対策債をこんなに借りて国のほうはあとで交付税算入するよと言って、その辺は信憑性があるのかどうかというそういうご質問でございましたけれども、今の段階では、国を旭市のほうとすれば信じるしかないということでございます。現実には、ただ合併特例債にしましても21年度末で事業のほうで借りている分というのは、まだ2割弱なんですね。そのほかに地域振興基金で18億6,300万円ほど借りていますので起債可能額の意味なんですけれども、286億円ほど上限では借りられるんですけれども、合併特例債自体はまだその枠の中では相当低い率でいるということでございます。

あと21年度末で起債の残高は一般会計で264億円あるんですけれども、交付税算入の見込みということで188億5,000万円ほど見込んで、これは71.3%ほど見込んでいるわけでございます。こういった数字を、では信じるか信じられないかと言われてしまうと、旭市のほうとしては信じていくしかないだろうということで、これが国のほうでこういう言葉をほごにするということであれば、それはすべての市町村が反旗を翻すということになるんだと思います。

○委員長（滑川公英） 向後委員。

○委員（向後悦世） では、定額給付金のほうは、寄附が1名、辞退が4名ということで431名が給付申請しなかったと。また、これだけの高い率で給付を受けているんだから、申請し

なかった方は何かしらの理由があるか、また旭市に何かはがきを出したけれども届かなかったとかそういう方とかはないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、有利なお金、臨時財政対策債とか合併特例債は確かに国が言うんだから信用しなければいけないかなと自分も思います。ただ、自分の身の回りで有利なお金だからといっとうのみにしてみんな使ってしまったって将来大丈夫かなという声もあるので、そういう部分はなるべくアンテナを高くして、何か市民が不安がらないようにひとつお願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 申請しなかった方の関係でございますけれども、これは我々もなるべく100%に近い形をお願いしたいということで、たまたま、郵送しますと、はがきではなくて今回は封筒でやりましたけれども返ってきます。返ってきた方を全部つぶして、それは所在がなかったとかいろいろつぶしてやっていますので、通知が行かなかったということはほとんどないと思います。そのほかにも広報紙、それからホームページで、始まるのときは2か月くらい連続で出しましたし、最後の10月も締め切りになりますよという、2か月くらい前も広報とホームページ両方を駆使しまして最大限やりました。参考までに申し上げますとこの率でございますが、さっき99.4%、大体近隣もほぼこのくらいです。銚子市も99.4%、それから匝瑳市、香取市が99.5%、下のけたが5なんですけれども、これはもうそれ以下を四捨五入したりの関係ですから、ほぼこのくらいがこの辺では率かなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） それではお尋ねします。

決算書のP79、説明資料の27ページ、地域資源価値創造事業でございます。この下のほうの大枠になっていますが内容というのがございます。文化・観光資源発掘調査、その他の307万5,060円というのは、この主な内容等を、ただその他で書いてございますのでちょっと説明をお願いします。

それともう1点、旭市地域ブランドづくり委員会と書いてございますけれども、これは何人くらいの委員でなされているのでしょうか、それで年間の開催の日数等わかれば、この2点よろしくをお願いします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） 説明資料の27ページの地域資源価値創造事業の中の文化・観光という部分でのその他の内容、307万5,060円の内容という部分でございます。

主なものを申し上げます。これは文化・観光という部分の中で、千葉テレビの協賛の広告料、「いわしに生きたおっぺしたち」とそういう部分、それから、桜まつりのポスターの掲示という部分、これもPRという部分の中において今回、東京駅のほうにも実施しておりますがその部分。それから、あとは風景写真とかそういう部分、それから旭市をPRするための備品購入という部分が、カメラであったりパソコンであったりそういう部分の経費でございます。

それから、ブランドづくり委員会のメンバーとありますが、委員会の構成という部分でございます。今ちょっと手元に資料がありませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

- 委員長（滑川公英） 平野委員。
- 委員（平野忠作） 後でお知らせください。それと、私このその他と書いてありまして、しかも金額が300万円ということですので、できれば決算書のほうの備考欄である程度、明記されたほうが、議員の皆様方にはわかりやすいと思いますけれども、今度どのようになりますか。よろしくお願いします。
- 委員長（滑川公英） 企画課長。
- 企画課長（神原房雄） 明記については、決算書の様式自体の中でそういうその他の内訳という部分が全体の中、この様式の中でそういうふうに定められていない部分もございますので、あくまでもこれからは主要事業等々の中で、こういった主要事業の説明資料の中でお示ししていきたいというふうに考えています。

それから、ブランド委員会のブランドに向けた実践の中での委員会の構成でございますが、公募委員が2名、あとは農業、商業、食育ボランティア、それから、その所管の課の職員という部分で12人の構成というふうになっています。

以上です。

- 委員長（滑川公英） そのほかに。

大塚委員。

- 委員（大塚祐司） 説明資料の25ページをお願いします。

地上デジタル放送推進ということですが、市内の電波状況に関しては市役所のほう

にも何か苦情が多分行っていると思いますけれども、現在の状況とデジタル放送のほうですね、それから今後の見込みというか対策というか、それはどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） デジタル放送で市民の方のテレビのほうでございますがその状況ということでございます。基本的にはデジタル放送になれば電波も強いという部分で、アナログよりも見える範囲は広くなるというふうに話は聞いております。聞いておりますけれども、現実的には旭市の場合には山を背負っている部分がございますので、どうしてもそういう部分については銚子局から取るのが基準となっておりますので、山があるということの中においては、難視地域という部分が出てきております。これについては、国の政策の中で実施しているものでございますので、すべて総務省のほうへそういう地区がある場合は連絡をしていただきまして、実際のそこの調査をして対応するというふうになっております。

その対応の仕方でございますが、当面は総務省のほうで調査をした中で、どうしても見えない場合には共同のアンテナを立てたりとか、そういうことを考えているようでございます。ただし、今、東京の鉄塔を建てておりますので、あれがかなり高いという部分がありますので、それによってかなり見えるようになるんじゃないかという部分があります。ですから、そういうものについては暫定的に5年間、全額国の費用によりまして地デジが見えるようにするというふうになっています。あくまでも暫定5年間ですのでその5年間のときに、今言いましたけれども、東京でのスカイツリー、あれの完成を待って最終的な対応をしていきたいという部分でございます。確かに難視地域、今聞いている部分でも3か所ぐらいあるというふうに聞いています。まだまだ市のほうにも飯岡地域についても見えないよと、海上地域についても見えないよという地区がございますので、それについてはデジサポという部分で連絡をしていただきまして、そこでの国の対応というふうになります。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） ほかに。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今のデジタルのやつなんですけれども、これは市内の公共施設は全部入ったわけですね。その中で業者はどのような方法で行ったんですか。それと市内業者の取り扱いがどうであったのか、選定の経緯をちょっと教えてもらいたいと思います。

- 委員長（滑川公英） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（神原房雄） 業者選定を含めての部分でございますが、これは企画課から財政課へ契約事務を依頼した部分でございますけれども、まず入札参加資格名簿、財政のほうに登録する部分ですけれども、そこに資格者名簿に登録された業者、それから、千葉県電機商業組合に加盟しているすべての市内業者、合わせて23社ございます。これを2つの案件に割り振りまして、23社に見積もりに参加していただくという部分でございます。

この2つに分けるという部分につきましては、1つは地上デジタル放送対応テレビの22インチ、それと32インチの部分、これは87台あるんですけれども、これについては指名業者12社、それともう1つは、42インチと54インチ、この部分について40台ございますけれども、これについて残りの業者という部分に分けて実施しております。

- 委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） では、特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のために1時まで休憩いたします。

どうもご苦労さまでした。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 零時59分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、決算の主要事業の資料のほうをお願いしたいんですが、まず32ページをお願いしたいと思います。

社会福祉施設運営事業関係でございます。

平成21年度から23年度の3か年を管理委託期間としまして、指定管理者制度により管理委

託をしております3施設につきましてご説明を申し上げます。決算書におきましては115から117ページでございます。

3施設それぞれの委託先、それから利用の状況につきましては、ここに記載のとおりでございます。平成20年度と比較をいたしますと、利用者数につきましては、あさひ健康福祉センターにつきまして27%、それから飯岡福祉センターにつきましては42%と大幅に増加をしております。

続きまして、33ページでございます。地域生活支援事業でございます。決算書では121ページでございます。

この事業は障害者自立支援法に基づきまして、障害者の皆さんが自立した日常生活を送れるように、ここに記載の事業を委託をいたしまして実施・支援したものでございます。全体事業費は、対前年度比1,700万円ほどの増となっておりますけれども、委託料の中ほどにございます地域活動支援センターの指定管理料、これは福祉作業所の指定管理料ですが、20年度までは事業が別立てで予算計上をしてございました。21年度から本事業へ組みかえをし計上したことによるもの、そしてまた、委託料欄の下から2行目の日中一時支援事業委託料の利用回数の増、これによりまして対前年度比1,700万円ほどの増ということの要因ということでございます。

続いて、34ページでございます。自立支援給付事業でございますけれども、決算書におきましては123ページでございます。

本事業は障害者自立支援法に基づきまして、障害者の皆さん個々がこの表にございますように、各種の福祉サービスを利用された結果、それぞれのサービスごとの給付費をまとめたものでございます。サービスごとの給付費と利用人数につきましては、ここに記載のとおりでございます。特に支援額の多いサービスは、施設入所支援、生活・療養介護給付でございます。総事業費は対前年度比8,500万円ほどの増となりますが、これはほぼすべてのサービス給付で利用人数がふえたこと、これを要因としております。

なお、4,560万円ほどの執行残が生じておりますが、積算時点では生活・療養介護等におきまして、市内の事業所の形態が新しい体制に移行するであろうということを見込みまして予算計上をいたしましたけれども、新体制に移行できなかったこと、それを要因として執行残が出ております。

続きまして、35ページでございます。

長寿祝金支給事業でございます。この表にございますように80歳以上の高齢者4,840人に

それぞれ支給をさせていただきました。決算書では127ページとなります。

なお、この事業につきましては22年度からは節目に当たる皆さんに支給をするように事業内容を改正いたしました。

以上、社会福祉課の説明とさせていただきます。

○委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 高齢者福祉課に関する事項につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の36ページをお開きいただきたいと思います。地域包括支援センター運営事業について、決算書では131ページでございます。

介護保険法により設置を義務づけられている地域包括支援センターの運営に関する費用で、高齢者に対するケアプランの作成や各種相談・支援等が主たる業務でございます。決算額558万3,000円に対して、特定財源のその他の欄を見ていただきたいと思います。1,073万5,000円ということで歳入の超過という形になっております。一般財源へ515万2,000円を人件費に充当しているという決算内容になっております。

歳入の1,073万5,000円の内容は、介護認定において要支援1及び2に認定された方のケアプランの作成は、地域包括支援センターが作成することとなっており、ケアプラン作成料が歳入となります。

歳出は、地域包括支援センターにおいてすべてのケアプランを作成することができないため、民間の居宅介護支援事業所に委託した委託料547万7,560円であり、その差額が歳入超過という形で人件費に充当する決算となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

生活支援事業関係で、高齢者の生活を支え支援するという目的の事業で、決算書では131ページ及び133ページに各種の事業が掲載されておりますが、ここでは主要4事業について掲載しております。決算額は2,736万円、4事業の合計ですが、特定財源、その他の欄に133万6,000円が入っております。これは介護老人福祉手当以外の3事業について利用者の負担金がございます。そちらの合計額で、それ以外につきましては一般財源で行っている事業になります。主要4事業の事業内容及び利用者数等については、表の記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 子育て支援課長。

- 子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから子育て支援課に関する事項についてご説明を申し上げます。

決算に関する説明資料の38ページをお開きください。決算書では135ページになります。

次世代育成支援行動計画策定業務は、次世代育成支援対策推進法によって義務づけられている旭市次世代育成支援行動計画後期計画の策定に係る費用で、20年度に行ったアンケート調査の結果をもとに前期計画を見直して、平成22年度から26年度までの5年間に取り組むべき次世代育成支援の方向性を定めたものでございます。計画書100部とダイジェスト版1,000部を作成いたしました。

計画の内容といたしましては、前期計画と同様に「子どもが健やかにいきいきと親と地域が笑顔でふれあう旭市未来こどもプラン」を基本理念として、子育て家庭への支援、親と子の健康づくりと福祉の向上、心身ともにたくましい子どもの育成、子どもが安心して育つ安全なまちづくりの4つの基本目標と16の施策目標を掲げております。特に今回の計画としては、平成26年度の目標事業量として休日保育事業に取り組み、2か所の保育所で実施して45人の利用者を見込んでおります。

次に、39ページをお開きください。決算書では137ページになります。

つどいの広場事業は、少子化対策の一環として子どもたちが自由に遊べる場の提供と、保護者同士の交流、子育ての支援・相談や情報提供の場として開設しているつどいの広場に係る経費で、主なものは臨時保育士等の賃金となります。平成18年6月に開設以来、1日平均20組程度の方に利用してきていただきましたが、21年度の利用者は1日平均23組程度となりました。利用者が少しずつふえてきているのは、つどいの広場が子育て世代に浸透してきているものと理解しております。

次に、40ページをお開きください。決算書では139ページになります。

こんにちは赤ちゃん事業は、生後4か月まででかつ第2子以降となる乳児の家庭を保健師が訪問して、幼育環境の把握や子育ての相談・助言を行う事業です。21年度の訪問件数は186件となりました。

次に、41ページです。決算書では139ページになります。

子育て応援特別手当給付事業は、平成20年度からの繰越事業で、幼児教育期の負担を軽減するために3歳から5歳、小学校就学前3年間ということで、かつ第2子以降の児童914人に対して月額3万6,000円を給付いたしました。

次に、42ページをお開きください。決算書では143ページになります。

保育所運営費は、公立保育所14か所の運営及び維持管理に係る費用並びに私立保育所6か所及び管外保育所23か所の保育実施に係る費用です。主なものといたしましては、公立保育所の臨時保育士の賃金と、地域活性化・経済危機対策関係事業として実施いたしましたまんざい保育所園舎改修工事、日の出保育所床張りかえ工事、各保育所の空気清浄機設置、ダムウェーター修理などの保育所14か所の維持補修工事です。そのほか私立保育所6か所の運営委託料と管外保育23か所の委託料です。

次に、43ページをお開きください。決算書では145ページになります。

保育所指定管理委託事業は、干潟保育所の運営を指定管理者旭鈴木学園に委託したもので、運営費、定員90人と一時保育、病児・病後児保育、なのはな子育て応援事業などの特別保育事業分の合計となります。干潟保育所は、平成20年度から指定管理に移行しましたが、2年目に当たる21年度は入所児童数が延べ1,315人、月平均で110人となりました。また、特別保育事業の病児・病後児保育は病気の回復期にあり、集団で保育することが困難な児童を看護師2名を配置して保育しているもので、看護師による子育て相談も実施しています。

最後に44ページになります。決算書では145ページです。

保育所施設改修事業は、まちづくり交付金1,800万円を財源として中央第一保育所と中央第三保育所の耐震補強工事を実施いたしました。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 健康管理課長。
- 健康管理課長（石毛健一） それでは、健康管理課に関する項目につきまして決算に関する説明資料によりご説明させていただきます。

決算資料の45ページをお願いいたします。

健康増進事業関係についてご説明いたします。決算書は161ページ、163ページになります。これは健康増進法に基づき特定健診を除く各事業を実施するもので、事業費は7,862万2,558円です。

次に、事業概要ですが、主な事業としてがん検診について申し上げます。胃がん検診では受診者4,534人、そのうち、がんが発見された方が7人です。子宮がん検診では受診者2,560人、がんが発見された方が2人です。乳がん検診では受診者5,712人、がんが発見された方が8人です。肺がん検診では受診者9,045人、がんが発見された方が1人、大腸がん検診では受診者4,918人、がんが発見された方が9人、前立腺がん検診では受診者数1,898人、がんが発見された方が11人、すべてのがん検診合わせますと、がんが発見された方は38人となっ

ております。

健康相談・教育事業及び成人健康診査事業の実施により、健康の保持と生活習慣病の予防、健康づくりの意識の高揚が図られ、また、がん検診事業においては、がんの早期発見・早期治療に貢献できたものと考えております。

次に、決算資料の46ページをお願いいたします。

感染症予防事業についてご説明いたします。決算書では163ページになります。これは予防接種法に基づき各種予防接種を実施するもので、事業費は5,722万3,312円です。

次に、事業概要ですが予防接種は現在、個別接種と集団接種で対応しております。個別接種は市内各医療機関で麻疹・風疹混合ワクチン接種は第1期から第4期まで合わせまして2,267人、季節性インフルエンザは65歳以上の方が対象で1回1,000円の助成を行っており、8,673人の方が接種しています。集団接種は旭市と海上保健センターで実施しておりまして、BCG、3種混合、ポリオ、日本脳炎、2種混合を合わせまして合計100回で4,594人が接種をしております。

次に、インフルエンザでございますがこれはインフルエンザに関連の備蓄用品として、防護服、マスク、消毒液等の消耗品及び備蓄倉庫、空気清浄機等の備品を購入した購入費でございます。扶助費につきましては、生活保護者、市民税非課税世帯の方に接種費用の全額を助成するもので262人の方に助成をいたしました。

続いて、説明資料の47ページをお願いいたします。

母子保健事業関係について説明いたします。決算書は165ページ、167ページになります。事業費は1億4,279万8,171円です。

次に事業概要ですが、乳幼児健康診査事業については乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査等、対象年齢を定めた集団で行う健診を飯岡健康センターで実施いたしました。各健康診査の受診率は、乳児健診が93.7%、1歳6か月児健診96.1%、3歳児健診88.9%、2歳児歯科健診88.4%となっており、いずれも県平均を超える状況にあります。

なお、健診後のフォローや2次受診者の把握等は、地区ごとに担当保健師が対応し指導を行っております。また、医療機関で受診する妊婦健康診査については、助成を3回から14回に拡充し、妊婦の健診費用の軽減を図りました。

育児支援事業に関しては各種学級・教室の開設や相談・指導を実施いたしました。妊娠時に実施する両親学級では、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を図るとともに、妊娠初期

からの仲間づくりを勧めています。育児学級では発達面で心配のある子に対して、遊びを取り入れながら悩みを解決する親子遊び教室の開催や、育児の仲間づくりや情報交換をすることで、母親の孤立や閉じこもりをなくす子育て学級を行っております。また、新生児訪問については、健やかな成長と子どもを応援するため、平成21年度から乳児のいるすべての家庭を対象に訪問指導を行っています。

乳幼児医療助成事業については、助成対象はゼロ歳児から小学校就学前の乳幼児で、受給券発行者数は3,291人、延べ件数4万660件の助成を行い、保護者の医療費負担の軽減を図りました。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 環境課長。
- 環境課長（浪川敏夫） それでは、環境課所管に係る決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の166ページ、4款1項4目環境衛生費の職員給与費を除く決算額は1億6,070万8,652円で、対前年度比3.1%の増でございます。主な事業は、169ページ、備考欄2の東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計負担金834万6,000円、次に、171ページ、備考欄5の合併処理浄化槽設置促進事業で50基の設置費に対する補助金2,937万円でございます。

なお、本事業には国庫補助金1,006万円、県補助金965万5,000円の充当をさせていただいております。

なお、説明資料につきましては、48ページで詳しく記載してございますのでご覧いただきたいと思います。

また、備考欄6の環境美化推進事業407万7,036円は、きれいな旭をつくる会の活動について支援をしているものでございます。これにつきましても、説明資料の49ページをご覧いただければと思います。

次に、決算書の174ページでございます。

5目公害対策費の決算額は236万867円で、環境審議会の委員の報酬やらダイオキシン類等の調査委託費、あるいは新川汚染防止対策協議会等の負担金でございます。

2項1目清掃総務費の決算額は2億36万9,000円でございます。東総衛生組合の負担金でございます。

続きまして、2目塵芥処理費の職員給与費を除く決算額は4億2,410万7,496円で、対前年

度比16.92%の減でございます。本事業は179ページから181ページで、説明のとおりクリーンセンター及びグリーンパークの維持管理費及び廃棄物の収集処理費でございます。本事業は、塵芥処理手数料 2 億4,207万9,000円、リサイクル資源売払収入1,794万6,000円の特定財源の充当でございます。

なお、21年度に処理したごみの量は 2 万6,049トンで、前年度に対しまして1,183トン、4.3%の減少ということになりました。これにつきましても説明資料で50ページに詳しく記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明が終わりました。

それでは、3 款民生費と 4 款衛生費について、質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 何点かお伺いします。

まず最初ですけれども、説明資料の32ページです。社会福祉施設の運営事業関係なんですけれども、事業費についてお伺いしますけれども、指定管理者に対しての指定管理料についてお伺いしますが、これは指定管理料決算額ですけれども、予算額から比較しますと大分大幅に減っているのではないかなと思います。こういった理由でこれが減ったのか、お伺いします。

それから、36ページの地域包括支援センターの運営事業につきまして、きのうもちょっとお伺いしましたが、その中でもちょっと疑問の点がありましたのでお伺いします。それは、委託料についてなんですけれども、委託料のケアプラン作成するための委託料ですけれども、これが予算としては 7 万3,000円しか見ていないんですね。決算は547万円というようなことになっていきますけれども、この辺の考え方ですか、どういうふうに考えているのか、お伺いします。

それと、39ページのつどいの広場の事業なんですけれども、親と子どもたちが一緒に過ごすといったような、このすぐそばにありますので、ふだんよく目にしますけれども、この利用者についてちょっとお伺いしますけれども、延べ利用組み数が5,562組になっておりますけれども、延べ人数でなくて実際に利用されている方が何組くらいあるのかわかればお伺いしたいんですけれども、地域別にわかればまたお願いしたいと思います。

以上、3 点お伺いします。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、説明資料の32ページ、各施設の指定管理料の関係のご質問にお答え申し上げます。

今、委員おっしゃられましたように当初予算から見ますと、あさひ健康福祉センター、これにつきましては約560万円、そして海上ふれあいサポートセンターでは12万円、それから飯岡福祉センターでは190万円、それぞれ精算の結果、指定管理料が減額になっております。この要因でございますけれども、これはもちろん施設そのものの維持管理全般にわたって経費の削減をしていただいた結果、そしてまたそれぞれあさひ健康福祉センターと飯岡福祉センターにつきましては使用料をちょうだいしております。お客様の数によりまして、それら収入の部分も違ってきますので、それらを指定管理料を精算する際に、これは歳入として施設のほうでその収入に含めまして精算をしますので、それらの収入の伸びと、それから維持管理経費の減と、それらが合わさって減額になっておるところでございます。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。
- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、包括支援センター関係の介護予防ケアプランの関係についてお答えいたします。

こちらの当初予算に比べて決算額のほうで多くなっているというのは、これは昨年の9月の補正のときに申し上げたと思うんですけども、実は平成21年度予算を編成するときに、たまたま私どもの事務担当者のほうで、こちらのほうのケアプランの収入のほうは、市のほうがまずケアプランについて費用を負担するわけですけども、その負担をした費用が国保連合会に納付しまして、連合会で各介護支援事業所のほうに支払っていただく、そういう関係の中で、わざわざ、そのまま連合会で一括してやっていただけるという契約書のほうの誤解がございまして、一つとしては先ほど申し上げましたように、あくまでも一たん市のほうですべてを包括支援センターで全額をやった形になります。それでその分でできない分を介護支援事業者をお願いする。約半分近くお願いしたというそういう中ですので、それを国保連合会のほうの中でやるということをちょっと誤解しておりまして、予算との関係が異なっているということでご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

- 委員長（滑川公英） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長（林 芳枝） つどいの広場の実利用、人数、組と、地域別人数ということ

でございました。お答えいたします。

申しわけございません。実人数というのはちょっと今現在出しておりませんで、延べでカウントしておりますので、ただ地区別の人数だけは地区ごとに把握しておりますので、地区別に人数について申し上げたいと思います。旧旭市地区です。4,675人、旧海上地区が366組、旧飯岡地区が297組、旧干潟地区が200組、市外が30組というような組数になっておりまして、実人数についてはすぐちょっと出せないというか、今の時点を出しているものがないものですから、お時間いただければ後日にでもまたお出しできると思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 指定管理料の話なんですが、指定管理料というのは、私が誤解していたかどうかあれですけれども、前もって契約をして、これだけでやってくださいということで支払うのかなというような判断をしていたもので、指定管理料というのは、途中でその実績とかいろいろなあれによって変更をするというような、そういう考え方でいいのかどうかということなんですが。

○委員長（滑川公英） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 本来、民間の企業へ指定管理料としてお願いをすると、指定管理制度によってお願いをするという場合におきましては、契約当初に年間の指定管理料を提示をして、それでお願いをするという形が通常のやり方だろうと思います。

しかしながら、両福祉センターとも市の施設を福祉協会並びに福祉協議会のほうへ管理をお願いしているというそういう関係でございますので、最後に年度ごとに精算をしていただいています。それで、事業費用から収入を差し引いた、それは指定管理料も含むんですが、その収入を差し引いた残りその分が剰余金となりますので、その分を指定管理料そのものから差し引いて最後に精算をした結果、こういう状況になっているということでございます。

○委員長（滑川公英） 向後委員。

○委員（向後悦世） 資料の50ページのところの消耗品費のところ、薬品ということで消石灰、活性炭、消臭剤購入のところ、これは内訳がわかればちょっと教えていただきたいと思います。

それと、2点目として廃棄物収集運搬業務委託のところ、5,000万円余りありますが、これは管内ごみステーションが1,125か所ありますが、これは何台の車両で回っているか、わかればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

3 点目として、グリーンパークの覆土用の山砂、これは年に何回ぐらい覆土するものなのか、ちょっと何立米くらい年間に使うものなのか。

それと、4 点目として焼却施設のオーバーホール運転時業務委託315万円ほどありますが、これはどこに委託しているかだけお尋ねしたいと思います。

それと、焼却施設の改修工事 1 億3,000万円ほどありますが、主な工事内容をちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人なし）

○委員（向後悦世） もしあれだったら、この消石灰の内訳は、また後でもよろしいです。

○委員長（滑川公英） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

消石灰が 6 万740キログラムでございます。活性炭9,040キログラム、消臭剤1,400リットルでございます。

それと、覆土の山砂でございますけれども61万7,762立米、単価1,575円でございますので97万2,000円程度でございます。

それと、オーバーホールの委託先でございますけれども、これは設置業者のタクマにお願いしております。

収集運搬車でございますが、すべてで9台でございます。可燃が4台、資源が4台、不燃物が1台で9台でございます。

焼却施設の改修工事の主なものでございますけれども、誘引通風機の設備あるいは加圧ポンプ等の取りかえ、あるいは噴射水排水管の取りかえ等でございます。建設が平成4年でございまして、17年程度経過しておりまして毎年1億円程度のオーバーホールをしていかないとちょっと危険な面がございますので定期的に実施しております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑はございませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 何点かご質問します。

決算書の127ページ、備考欄の6番の老人クラブ活動促進事業520万9,600円ということで、聞くところによりますと市でもなかなか老人クラブの入会員数が減っているということで、

現在大体どのくらいの老人クラブがありまして、それでクラブに対してどのくらいの助成がなされているのが1点と。もう1つ下のシルバー人材助成事業1,400万円、これの会員とか活動状況、それもお願いします。また、129ページの干潟シルバー活用センター管理費、この内容のほうも、一応3点よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、老人クラブの関係から申し上げます。

今、委員がおっしゃいましたように、毎年老人クラブの数、そしてまた会員も減少をしております。それで、21年度の状況でございますけれども76クラブで3,064人の会員でございます。それで、これらの老人クラブのほうへはクラブ割として年間4万6,000円交付します。そしてまた、会員の人数によって会員割を1人150円で計算をしまして交付をしております。これらの総体で約400万円地元の老人クラブのほうへ活動費として交付をさせていただいています。あとは、差額につきましては、連合会のほうの主催の事業、そしてまた連合会の運営費ということで利用をしております。

それから、シルバー人材センターの活動の状況ということでございますが、今大体300人から310人くらいの会員の皆様に登録をいただいております、年間の総請負額としましては、月約1,000万円から1,100万円程度の請負をいただいております。それで、社会情勢が厳しくなってくると、民間の皆様からの受注がなかなか難しい状況にありまして、公共施設の例えば維持管理の部分ですとか、道路の草刈り、そういうようなものを集中してやっていただいておりますので、ほぼ前年並みに等しい受注額を確保できております。

それから、129ページの備考の8の干潟シルバー活力センターの関係でございますが、これはこの5月に実は施設そのものが老朽化して、土地そのものが危険なところにあるということで取り壊しをさせていただいた施設でございますが、昨年度まで干潟地区の主に陶芸教室の皆様にご利用をいただきまして、この施設が活用されておったということでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 何点かお聞きします。

決算書の115ページの20番、扶助費の行旅死亡人等扶助費、これは行き倒れということでしょうけれども、これは年間何人ぐらい出ているのか、教えていただきたいと思います。

それと、決算書の133ページの小規模福祉施設設備事業の中のスプリンクラーの取り付けということで説明がありました。これは小規模福祉施設というのは市内に何件くらいあるのか、これは何件に取りつけたのか、お聞きしたいと思います。

それと、説明資料の49ページの環境美化推進事業の中のこの8項目、きれいな旭をつくる会という項目があるんですけども、この8項目に振り分けた407万7,036円のこの振り分けはどのような金額になっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、決算書115ページ、上から2行目、20の扶助費、行旅死亡人等の扶助費ということでご質問でございますのでお答え申し上げます。

件数は2件ございました。それで、検死の手数料、それから葬祭費そういうものをすべてこの扶助費で支出をしております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 133ページの小規模福祉施設整備事業についてお答えいたします。

まず、小規模福祉施設整備事業の関係でございますが、市のほうで指導監督しておりますのは、ご存じのように地域密着型施設ということで基本的にグループホームと、それからサテライト型の小規模の特別養護老人ホームという形になります。

施設的にはグループホームが4か所ですか、それと小規模の地域密着型の特別養護老人ホームが2か所。今回のこの532万8,000円は、干潟の萬力地区にございますグループホームふれあいにつきまして、スプリンクラーの設置ということで助成したものでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お尋ねのきれいな旭をつくる会への補助金の8項目の内訳につきましては、現在調査しておりますので、わかり次第お答え申し上げたいと思います。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 133ページの小規模の関連ですけれども、スプリンクラーの件ですけれども、これは申し込みが何件あったかというのはわかりますか。1件だけしかなかったんですか。

- 委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。
- 高齢者福祉課長（渡辺輝明） 平成21年度につきまして、お申し込みは1件でございました。
- 委員長（滑川公英） そのほかに。

大塚委員。

- 委員（大塚祐司） 説明資料の48ページをお願いします。

公共用水域の水質汚濁防止のため合併処理浄化槽を設置していると、これは構わないんですけれども、旭市というのは水が農業が盛んなのに水質がきれいとは言い難くて、笹川取水口のところでCODが季節にもよりますけれども5から10、新川下流になりますと10から20でかなり汚染しています。米どころ、例えば福島県、新潟県ですと猪苗代湖でCODが0.5、新潟を流れる河川で2と雨水並みに非常にきれいなんですけれども、この水質がもっとよくなれば硫化物とか窒素酸化物とかそういう根腐れを起こしたり、味を落としたりするようなものが減って、農業産出額400億円を超える旭市にとって、もっとメリットがあると思うんですけれども、なぜこのように新川を流れる間に極端に汚れるのか、やはり生活排水の影響が大きいんじゃないかと思うんですけれども、その要因と今後の課題について、教えていただければと思います。

- 委員長（滑川公英） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（浪川敏夫） 合併浄化槽からくるCODの関係でございますけれども、この間、子ども議会のご質問もちょうどいたしたところでございますけれども、新川流域からの流入されるものにつきまして、いわゆるその昔はでん粉工場だとかという工場からの流出が原因であったもの、その後大規模ないわゆる畜産経営等からのもの、それからいわゆる通常の人の生活に伴うものから排出されるものということで、現在市では下水道エリア以外のところで合併浄化槽の取り付け、これは単独の浄化槽から合併にかえる場合、あるいはくみ取りの便槽から合併浄化槽にかえる場合に支援をしているところでございますけれども、そういったエリアからもなるべく浄化されたものが出ていくようにと、一方で農業の生産に寄与していく、そういったことを心がけて進めているし、今後もそういったいろいろな新川の団体もございますので、そういうところを通じて支援をしていこうと、そういったことで実施をしていくつもりでございます。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 大塚委員。

○委員（大塚祐司）　ということは、まだいわゆる垂れ流しをしている領域があるということ
でよろしいでしょうか。

○委員長（滑川公英）　環境課長。

○環境課長（浪川敏夫）　垂れ流しをしている流域があるということかどうかは別としまして、
合併浄化槽等の設置がなされていないというところがございまして、それらに対して支援を
しているところでございます。

○委員長（滑川公英）　ほかには。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英）　では、特にないようですので、３款民生費と４款衛生費についての質
疑を終わります。

それでは、３款民生費と４款衛生費の担当課は退席してください。

議案の審査は途中ではありますが、ここで２時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　２時１３分

○委員長（滑川公英）　休憩前に引き続き会議を開きます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫）　それでは、先ほど伊藤保委員からのご質問にお答えをさせていただ
きたいと思います。

環境美化推進事業の中のいわゆるきれいな旭をつくる会への補助金の内訳についてお尋ね
がございました。それについて　から　までにそれぞれに数字をお示しくださいということ
でございましたけれども、まず、　と　合わせまして63万3,525円でございます。それと
と　合わせまして120万9,600円でございます。　番が公共施設等花いっぱい運動でござい
ます。106万1,400円、　番、不法投棄防止の看板でございますけれども41万224円、　番、
環境衛生大会の開催でございますけれども47万2,999円、その他環境美化啓発運動について
28万9,288円でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英）　ご苦労さまでした。

続きまして、5 款労働費から 8 款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

- 商工観光課長（横山秀喜） それでは、商工観光課で所管しております 5 款及び 7 款について補足説明させていただきます。

初めに、5 款労働費ですが、こちらのほうは決算に関する説明資料のほうは労働費のほうはありませんので、決算書の181ページから185ページとなっています。そちらのほうで説明したいと思います。

労働費は働く婦人の家の管理及び労働諸費として職業相談室の運営支援が主なものであります。初めに、183ページの備考欄 2 番、働く婦人の家活動費について説明いたします。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労者家庭の主婦の一般教養並びに職業・家庭生活技術の習得を目的に、各種講座や講習会を開催しております。主要講座といたしましては講座数で35講座を開催し、回数で280回、延べ受講者数は4,041人となっております、女性の知識の向上、社会参加の促進に寄与できたものと考えております。

次に、185ページになります。

備考欄 2 番、職業相談室の運営支援について説明いたします。

職業相談室につきましては、旭市地域職業相談室として相談業務を行っています。相談員は 5 名の配置となっております。相談室の利用状況につきましては、厳しい雇用情勢から平成21年度は 2 万407人、前年比で5.1%の増、月平均1,701人であります。就職者数につきましても1,298人、前年比10.9%の増となっており、求職者の利便性が図られているところであります。

以上が、5 款の主な事業でございます。

次に、7 款のほうの説明をいたします。

7 款につきましては、主に決算に関する説明の資料のほうを中心に、決算書と併せて説明したいと思います。

決算書につきましては213ページから227ページとなっております。その中で商工業及び観光の振興に関する主な事業について説明いたします。

初めに、決算に関する説明資料では64ページ、決算書213ページの 3 番の事業になります。消費者保護対策事業について申し上げます。

事業内容としましては、複雑多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施

し消費者トラブルの解決を図ったり、市民向けの各種講座や啓発用リーフレットの配布を実施すること等により、消費者問題に巻き込まれない消費者力をつけてもらえるよう努めています。21年度は相談員を1名増員し2名とし、相談窓口の充実を図りました。

次に、決算に関する説明資料の65ページ、決算書では215ページとなります。中小企業金融対策事業について申し上げます。

事業内容としては、市内中小企業者に対し経営の合理化を図るため、市内金融機関に貸付原資を預託し、その原資をもとに金融機関が事業資金等の融資を行うもので、21年度は預託金を2,000万円増額し1億円としたものであります。

なお、補償金は返済不能となった場合における補償金の支払い、いわゆる代位弁済に伴う損失補償金で1件分ありました。

次に、商業活性化推進事業について申し上げます。決算に関する説明資料では66ページ、決算書では217ページとなります。

ここで大変申しわけありませんが、決算に関する説明資料でちょっと間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。決算説明資料の66ページのほうをお願いします。事業概要の中の表の中ですが、項目で一番上の旭市商店街等活性化事業補助金の一番下の行、うなかみ商業組合50万円の内容です。この分類が実は下の商店街振興事業補助金のほうに分類されますので、この50万円が下のほうの合計ということになりますので、上が3事業で3団体に対する補助金で「135万円」を「85万円」と訂正していただきたいと思います。下のほうの事業が「1,258万円」と書いてあるのが「1,308万円」というふうに訂正のほうをお願いしたいと思います。

それでは、事業の説明をしたいと思います。この事業につきましては、商店街が活性化策として実施する事業者等に対し補助するものでありまして、商店街等活性化事業でイベントへの補助ということで3団体85万円、商店街振興事業への補助としてプレミアム付き共通商品券発行事業と4団体への運営費補助で合わせて1,308万円。次に、施設整備事業で1団体、駐車場借上事業3団体、合わせまして70万1,000円、スターライトファンタジーの開催への補助金として140万円などであります。

続きまして、決算に関する説明資料67ページ、決算書は217ページとなります。商業活性化推進事業（繰越明許）について説明申し上げます。

景気低迷に伴う緊急経済対策及び生活支援として、プレミアム付き旭市共通商品券を発行する事業への助成事業であります。6か月の使用期限を設け、平成21年4月25日から発売し

たものであります。助成額3,000万円の使途は、プレミアム助成に1,994万7,272円、事務費助成に1,005万2,728円となっております。

次に、決算書の217ページ以降となります企業誘致促進事業について申し上げます。これにつきましても、説明資料のほうはありませんので決算書のほうになります。

217ページで主な内容は、旭市土地開発公社が行う企業誘致活動に対して100万円の助成。次に、企業誘致条例に基づき進出した企業に対する奨励措置の助成として190万2,710円、内訳としまして排水処理施設に対する助成で、株式会社ナガシマ化学工業に59万1,750円、ベジポート有限責任事業組合に54万1,800円を助成し、また、緑化事業に対する助成でベジポート有限責任事業組合に76万9,160円を助成しました。

次に、説明資料のほうで68ページ、決算書では219ページ以降となります。観光振興対策事業について申し上げます。

観光客の誘致を図るため観光資源のPRやイベントの開催などに際して、観光協会等の関係団体に助成したものであり、袋公園桜まつり、あさひ砂の彫刻美術展、七夕市民まつり、いいおかYOU・遊フェスティバル、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦の開催や参加により、観光客の誘致が図られたものであります。

続きまして、説明資料の69ページ、決算書では225ページになります。長熊釣堀センター管理費ですが、施設の維持管理に係る経費であります。主なものは需用費の消耗品費で水質管理のための消毒薬ですとか、ヘラブナの購入費であります。歳入欄は使用料1,286万円で、入り込み数は大人、子ども、合わせまして1万2,880人となったものであります。

以上が商工観光課に関連する主な事業の補足説明でございます。

- 委員長（滑川公英） 農水産課長。
- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、農林水産業費につきまして担当課のほうから説明をさせていただきます。

最初に決算に関します説明資料、こちらのほうから記載のものにつきまして説明をさせていただきます。

51ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

51ページのほうから事業名としまして、農林振興事務費でございます。これにつきましては、記載のとおり農業振興地域整備促進協議会を設けてございます。平成19年から21年まで、今まで1市3町であった農振計画、これを1つにすべく現在進めております。21年一部事業が完了していないというようなことで、繰り越しを現在させていただいているところでござ

います。委員は18名で組織をしまして、現在年2回見直し等の中でご意見をいただいております。

あと、負担金補助及び交付金のところにつきましては、記載のとおり秋に行います3つのまつり、そういうものへの補助、あるいは各種生産団体への補助等をさせていただいております。

次に、52ページのほうをお開きいただきたいと思います。

52ページ、水田農業構造改革推進事業、これはいわゆるお米の生産調整でございます。平成21年度の実は旭市の転作率、これが35.2%、35%の水田についてはお米をつくらないでほしいというそういう指示をいただいております。それに対しまして支援をすべく水田農業改革事業補助金、これは集団転作あるいは新規需要米、これはえさ米等につきまして支援をさせていただく、あるいは集団で転作をしていただいたところに対しまして、各組合員に支援をさせていただいた、そのような事業でございます。

さらに53ページのほうに、米の力再発見事業ということで報告をさせていただきました。これはお米が持っているいろいろな消費拡大をしよう、そんなことで米粉を中心としまして米の消費拡大を図りたい、そんなことで現在旭市に設置してあります米粉の製粉機、これを稼働をうまくして、米粉製品の開発・利用促進を行ったものでございます。21年にガスオーブン1台、それと米の力再発見事業というようなことでまちおこし産品推進協議会、ここに補助をしまして米粉のいろいろな製品の開発、あるいはここを通して学校給食へ米粉製品の普及に努めたものでございます。ちなみに21年度に米粉でお米にしたという部分については、3,193キログラム、こういう実績を残してございます。

次に、54ページのほうの「園芸王国ちば」強化支援事業でございます。これにつきましては、千葉県の補助事業としまして園芸の部分につきまして支援をいただいているものでございます。市を通して各農業者の方に使っていただいている。3つそれぞれ事業が分かれていますけれども、1番目の生産力強化支援事業、これは主にハウス、低コスト耐候性ハウスあるいはパイプハウス、これらあるいは省エネ施設設置、これは省エネの暖房機等でございます。記載のようにそれぞれ施設園芸農家に支援をさせていただきました。県のほうからいただきました7,139万5,000円、これを直接農業者のほうに補助をした。

それと、2番目のほうは、共同で行います機械に対しましての支援でございます。補助対象件数につきましては2件で250万5,000円、3番目は新産地づくり支援対策事業ということで、新たな取り組みに対しまして61万9,000円支援をさせていただいたものでござい

ます。ちなみに、県予算の3分の1がこの旭市に集中している、そんなことで本年も特に本年からリフォーム事業、これも県で立ち上げていただきましたので、積極的に活用をしているところでございます。

55ページのほうに、農業活性化推進事業、これを報告させていただきました。これにつきましては、ここに書いてあります「しっかり食べよう朝ご飯」と、実は文化人であります版画家の土屋先生にご協力をいただきまして、朝ご飯を食べよう、そんなイメージで小学生に版画教室等をさせていただきまして、食育の推進活動を実施したもの等でございます。あるいは環境調査への支援、あるいは下のほうに書いてあります補助金の中では、旭市の環境保全あるいは循環型農業モデル事業の負担金、あるいは農産物のPRの出展負担金、それと特にベンチャー農業支援事業というようなことで1件、新たな取り組みに対しまして農業者の方に使っていただいております。

続きまして56ページにつきましては、経営構造対策事業でございます。これは直接国から県、県から市、市から農業者ということで補助をさせていただいたものでございます。特に万力 期地区の土地改良事業を実施したところ、ここにつきましては平成19年から21年、3か年でそれぞれこの経営構造対策事業で支援をさせていただいたものでございます。昨年、21年につきましてはその中で乾燥調製施設、あるいは高生産性農業機械、あるいは複合経営促進施設、これはビニールハウス等でございます。そんなことで4億2,155万4,000円を支援させていただいたものであります。

57ページのほうに「原点回帰」飼料増産緊急対策ということで記載をさせていただきました。この「原点回帰」これは千葉県が実はBSE、例の狂牛病が発生したというようなことで、原点に帰ろう、なるべく自給飼料を多く千葉県でつくろう、そんなことで原点回帰という事業で実は実施をさせていただいているものでございます。ここの事業は国から来ましてお金を農業者のほうへ支援をさせていただいた。平成21年につきましては海上自給飼料生産組合、ここに汎用型の飼料収穫機、あるいはこん包格納用機械、積込機、トウモロコシ播種機というようなことで1,224万2,000円、これを支援をさせていただいたものでございます。いずれも国の支援が2分の1、実は41%が国、9%が県、そういう支援の中身になっております。

次に、58ページのほうに畜産環境総合整備統合事業を記載させていただきました。これにつきましては、平成17年から平成21年、この5か年間で総事業費9億5,352万円、これをもちまして畜産農家のいろいろな廃棄物処理、ふん尿処理対策を実施をさせていただいたもの

でございます。平成21年で事業完了というようなことで、昨年につきましては浄化施設等の設計管理、こういうものにつきまして155万5,000円、あるいは工事請負費としまして浄化槽の処理施設等の建築につきまして7,007万1,000円、備品購入ということで、これは堆肥の散布機でございます。795万9,000円、こういうものを支援をさせていただいたものでございます。平成21年で5か年の事業が終了した。ちなみにこの補助率につきましては、国が50%、県が20%、市から8%、受益者であります農業者、これの負担が22%ということで実施をさせていただいたものでございます。

59ページに地域バイオマス利活用推進事業を記載させていただきました。これにつきましては、地方でいろいろ出ます食品残渣、これを家畜飼料とする、そんなことで株式会社旭エコフィード、ここが事業主体となりまして事業を実施したものにつきまして支援をさせていただいたものでございます。全額国からきたお金を支援をさせていただいた、2分の1というようなことで1,283万8,000円を支援させていただいたものでございます。

60ページのほうに経営体育成基盤整備事業を記載させていただきました。これにつきましては、富浦工区で今実施しております基盤整備事業、事業費の10%の支援でございます。それと飯岡西部地区のいろいろな調査設計等の県が行います旭市への負担金、そういうもので使わせていただいたものでございます。

それと、61ページのほうに広域農業基盤整備事業、これにつきましては先ほどの経営体育成と同じような土地改良事業でございますけれども、広域緊急というようなことで万力、万才、東城神代・期地区、万力期、こういうところで事業をしたものにつきまして、市の負担が10%で支援をさせていただきました。それと鍋木川、これは鋼矢板での護岸が崩れてきまして、これを県事業で事業化していただく、そんなことでの負担金でございます。あるいは春海地区あるいは豊和地区への土地改良事業の負担金でございます。

次に、62ページのほうに、水産業総務事務費を掲げさせていただきました。これにつきましては、水産業の中で魚類の調査船への補助としまして30万円、あるいは千葉県漁協へのいろいろな負担金等でございます。それと、水産まつりへの補助金、こういうものが主なもので、合わせまして477万7,854円の事業費でございます。

続きまして、63ページのほうに地域水産物供給基盤整備事業、トータル的に決算額3,256万7,000円でございますけれども、これにつきましては魚礁の設置工事、この魚礁を設けることによりまして、魚がそこにすみつくという、タイ、ヒラメ、こういうものの魚を育てよう、そんなことで国の支援をいただきまして平成21年は36基のコンクリートの魚礁、あと鋼

製の魚礁を4基設けさせていただきました。それとこの効果というようなことで調査をさせていただいたものでございます。

あと説明資料のほかに決算書のほうをお目通しいただきたいと思います。何点かご説明をさせていただきたいと思います。

決算書のほう、農林水産業費等につきましては184ページからでございますけれども、この資料の中の193ページのところをお開きいただきたいと思います。193ページの備考欄のところに3、制度資金利子補給事業ということで掲げさせていただきます。

この中で特にご説明させていただきたいのは、農業経営基盤強化資金利子補給事業でございます。これはいわゆる昔の農林漁業金融公庫、現在の日本政策金融公庫、ここで無利子化資金、こういうものを現在実施している農業者への支援をさせていただいております。そういうものにつきましては利子補給でございます。ちなみに、本年3月末現在、旭市での公庫からの借入金額これが115億6,000万円、こういうお金を実は農業者の方に使っていただいております。これは貸付の残高でございます。ちなみに千葉県全体では408億5,150万円、そんなことで28%のシェアを旭市で使っていただいている、そんなことで旭市の農業者の方は制度資金をよくお使いいただいていると、そんな評価をいただいております。ちなみに、毎月第1と第3の木曜日の日に公庫職員に来庁いただきまして、資金相談等を農水産課の事務室で実施をしているところでございます。

それと、この下のほうの資料に6に豊かな産地づくり支援事業ということで記載をさせていただきました。この中に実需に応える農産産地強化対策事業、これにつきましては376万6,000円報告させていただいておりますけれども、これはJAちばみどりの海上地区で、実は種もみの生産を行っております。そこで、色彩の選別機これを導入した際に3分の1県から補助をいただきまして、支援をさせていただいたものでございます。

少し飛びまして、205ページのほうをお開きいただきたいと思います。

205ページの一番下に農地・水・環境保全向上対策支援事業、こういうものが記載してございます。これは農林水産省の中で現在いろいろな事業仕分けをやられておりますけれども、唯一ということではないんですけれども、その中で特にこの農地・水・環境保全向上対策、これについては極めて評判がいいというようなことで、平成19年から23年、この5か年間で現在市内は8地区、ここで地元の農業者の方はもちろん、非農家、農家でない方も構成員に加わっていただいて、自分たちでみずから農道の補修あるいは水路の補修、いろいろな美化管理に努めていただいております。そこに対しまして、実は国が2分の1、県が4分の1、市

が4分の1、そんなことでいろいろ支援をいただきまして、田んぼですと1反当たり4,000円支援いただける、そんなことで今活動をしております。極めて農水省の中でもこれは評判がいい事業ということで承っております。

あと、最後の213ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

ここに説明欄、2列目のところに漁港建設費、この中に水産基盤整備事業2,910万円ということで報告をさせていただきました。これにつきましては飯岡漁港、これが実は県が管理をしてございます。その中で、実は平成18年から24年、この7年間で漁港の西堤防、これが現在鋼矢板等で若干腐ってきた、これを補修をしながらさらに親水型ということで防波堤の整備、いろいろな人が水に触れあうそういう場所にしようということで、現在、その防波堤は人が入れないようなことで処置してあるわけですから、逆にこの平成24年で完了した際には、人が入ってそこで釣りができる、そういう漁港にしよう、そんなことで今整備を進めております。国が50%、県が39%、地元が11%の負担、こうすることで平成24年の完成を目指して現在進んでいます。これが終わりますと、あそこは逆に堤防の中に入ってそれぞれ釣りができる、あるいは散策ができる、そういう施設に生まれ変わるということでございます。

以上、農水産課関係の説明は終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、決算書の227ページ、土木費の補足説明をいたします。補足説明は決算に関する説明資料で行いたいと思います。

70ページをお開き願いたいと思います。

これは国土調査事業です。場所は東総広域農道南側鎌数地区の現地調査と秋田・万力地区の図面作成であります。

続いて、71ページをお開き願いたいと思います。

71ページは道路の維持補修事業と交通安全施設の事業が載っております。お配りしてあります工事等一覧表を見ていただきたいと思います。工事一覧表の1ページから4ページまでに、維持工事補修事業48本と交通安全施設工事7本等が記載してあります。工事本数が多いので説明は省略させていただきます。

次に、72ページです。新設改良工事であります。やはり工事一覧表の5ページから8ページに工事が記載してあります。これも工事本数が多いので説明は省略させていただきます。

次に、説明資料の73ページです。73ページは排水路整備事業です。これは西野地区の排水路整備工事業です。工事一覧表の6ページの工事番号34と8ページの工事番号122にこれ

が工事になります。

続きまして74ページです。旭中央病院アクセス道整備事業です。工事等一覧表 6 ページの工事番号18、19、20が橋梁下部工事です。同じく 6 ページの工事番号35と42が東西線の中央病院ヘリポートまでの道路改良工事です。7 ページの工事番号43が県道銚子旭線までの南北線の道路改良工事です。

次に、75ページです。これはH - 1 - 002号線干潟地区の長部地先の歩道の整備工事であります。工事一覧表の 6 ページの工事番号31がこの工事であります。

説明資料76ページです。南堀之内バイパス整備事業の委託であります。これも工事等一覧表の 5 ページの下から 8 番目で、測量、詳細設計などを行ったものです。

次に77ページ、防衛省の補助事業であります。工事一覧表の 5 ページの上から 2 番目、9 番目、10番目が委託であります。工事一覧表 8 ページの工事番号88が工事になります。

説明資料78ページ、橋梁長寿命化修繕計画策定事業です。工事一覧表の 8 ページの一番下が委託であります。市内307橋梁の点検を実施したものであります。

最後になりますが説明資料79ページ、更正橋改修事業の委託等工事があります。工事一覧表の 8 ページの下から 2 番目、3 番目、4 番目が委託であります。9 ページの一番下、工事番号26が工事になります。ひび割れ補修の状況とか耐震工事を行ったものであります。

補足説明は以上でございます。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管事業につきまして、都市計画費になりますけれども、所管事業につきましては主要事業を出してございますので、別冊の決算説明資料によりましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

80ページをお願いいたします。決算書は247ページからになります。

初めに街路整備事業（谷丁場遊正線）でございます。まずこの路線について若干触れたいと思いますが、谷丁場遊正線は都市計画道路として広域農道から市役所通りまで2,970メートル総延長がございまして、国道までは既に完成をしております、現在国道からJRを横断して市役所通りまでの700メートルの区間につきまして整備を行っているものでございます。

なお、この谷丁場遊正線につきましては、南堀之内線とつながっておりまして総延長約5キロメートルがいつうになっているというふうにご理解いただきたいと思います。

それでは、説明資料のほうに移ります。この事業は、先ほど申しましたように延長700メートルの区間につきまして、まちづくり交付金事業、干潟駅周辺地区の基幹事業といたしまして、平成20年度から24年度までの5か年計画で事業を進めているものでございます。決算額は4億512万4,000円でありまして、この財源内訳は国庫支出金、まちづくり交付金が1億7,883万3,000円、地方債は1億7,470万円、これは合併特例債でございます。一般財源は5,159万1,000円となりました。

なお、括弧内につきましては繰り越し分の財源内訳でございます。平成21年度の主なものは、上段の表の中ほどになりますが、工事請負費として延長125メートル、1,433万6,700円、それから公有財産購入費として面積で9,586.64平方メートル、これは13件分でございます。金額で1億4,484万950円。1行飛びまして補償金として8,705万5,530円、これは7件分でございます。これらを支出したものでございます。下の表になりますが、これは先ほど申しましたように20年度からの繰り越し分でありまして、公有財産購入費は面積で2,062.92平方メートル、2件分でございます。補償金は9,777万6,000円、これは3件分なります。これを支出したものでございます。

次に、81ページをお願いいたします。

81ページは、旭駅前広場等整備事業でございます。決算書は249ページになります。

決算額は1億3,164万7,000円でありまして、財源内訳は国庫支出金、これは地域活性化・生活対策臨時交付金9,600万円が主なものでございます。事業概要中の上段の表になりますけれども、公有財産購入費573万6,600円は、駅東側の整備に充てるためＪＲから用地を取得したものであります。

次の負担金は、県事業への負担金として事業費1億6,695万6,277円の13.5%、これを支出したものでございます。下段の表は20年度の繰り越し分でございます。すべて駅東側の通路及び仮設駐輪場等を整備したものでありまして、主なものは工事請負費に2,153万3,400円、公有財産購入費、これは土地開発公社からの買い戻し分でありまして7,798万6,052円でございます。

続いて、82ページをお願いいたします。

袋公園整備事業でございます。決算書は255ページになります。決算額は7,111万円となりました。財源内訳は国庫補助金として1,000万円、これは都市公園事業費統合補助金でございます。地方債は900万円、一般財源は5,211万円となりました。

事業概要は、工事請負費として新設工事が2件、改修工事が1件であります。公有財産購

入費は面積で1,058.9平方メートル、これは西側からの進入路分でありまして、土地開発基金から買い戻したものであります。

次に、83ページをお願いいたします。

文化の杜公園整備事業でございます。決算書は255ページになります。決算額は3億4,076万2,000円。財源内訳は国庫補助金、まちづくり交付金に3,700万円。地方債に2億8,120万円、これは合併特例債でございます。一般財源は2,256万2,000円となりました。

事業概要の主なものにつきましては、工事請負費が2件、これは基盤整備工事と排水施設の整備工事でございます。

次の公有財産購入費は3億1,661万5,250円、内訳は9件でありまして、取得面積は1万7,759.58平方メートルであります。これは土地開発公社の買い戻し分もこれに含まれております。この事業は、平成18年度からの5か年事業で進めているものでありまして、平成22年度、本年度が最終年度となるものでございます。

最後に、84ページをお願いいたします。

下宿ふれあい公園整備事業であります。決算書は257ページになります。すべて平成20年度からの繰り越し分でございます。決算額は1億2,738万5,000円。財源内訳は国庫支出金、生活対策臨時交付金であります。これから1億2,160万円、地方債は470万円となりました。

事業概要は、工事請負費が2件、これは公園全体の整備工事とトイレを設置したものでございます。

なお、名称につきましては、3月定例会におきまして三川ふれあい公園としたものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明が終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて、質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

大塚委員。

○委員（大塚祐司） まず、説明資料の58ページをお願いします。

こちらのほうの堆肥生産施設等の整備が終わったということですが、この事業をもってすべての畜ふんの処理は適正に行われるようになったのかどうかを教えていただきたいと思います。これが1点目です。

それから、次に69ページに移ります。

ここで言う消毒費ですね、真ん中の表にある、これは何をつくっているかということが1つ目です。2つ目が干潟町のと看に、何かヘリコプターみたいなものがついていたと思うんですけども、あれはなぜ撤去されてしまったのか教えていただければと思います。それから3つ目です。理想的な水質浄化、どこまできれいにすればいいのか。多分技術的には底まで見えるようにきれいにすることもできるんですけども、そうすると多分魚が釣れなくなってしまうので、えさなどの有機物を分解すれば足りるのかどうか、そのあたりを教えていただきたいと思います。それから4つ目、堆積物が底に少しずつたまってきて、それがしゅんせつ工事した原因になっていると思うんですけども、そちらのほうはどう取り扱う予定なのか教えていただきたいと思います。69ページの質問はその4点です。

それから、最後82ページです。

袋公園、非常に評判がいい公園で中央病院の職員の子どもたちもよくあそこで遊んでいるんですけども、一つ残念なのがにおいなんですね、旭の産業だからやむを得ないといえはやむを得ないんですけども、そちらのにおい対策はどうにかならないのか教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員の質問で58ページの畜産環境総合整備統合事業はこれですべての家畜ふん尿対策が終わったのかというご質問でありますけれども、この事業につきましては、実は平成17年合併以前の旧干潟町、ここのところから実は5か年間というようなことで事業を実施させていただいたものであります。この旧干潟町のと看に事業計画したときには、肉牛の農家3戸、養豚の農家14戸、計17戸、これがすべてこの家畜ふん尿処理対策はこの事業で終わる、そういうことで、事業が終わらないという方は例の家畜三法の中で家畜経営、畜産経営ができませんよと、そういう中で最後に取り組んでいただいたということで記憶をしています。そんなことで、干潟の地区につきましては17戸ですべて完備をしたということで理解をしております。

ただ、1市2町の中ですべてかと。ただ我々は現在、畜産班の中ではすべて完了しているというそういう理解はしておりますけれども、もしまだちょっと素掘り等を行っているような農業者がいましたら、ぜひ我が方へ情報等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 袋公園につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

においの対策というご質問でありました。これにつきましては、行政の側で直接的にはできることではないのかなと。また、一方でご案内のとおり鎌数地区というのは市内でも有数の養豚、養鶏の盛んな地域であるというふうに理解をしております。やはり季節によって南、北、東、西といろいろな風が吹くわけですから、その辺については対策としては私のほうで現時点では考えられない状況でありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、69ページの長熊釣堀センターの管理費に関する質問に対して回答を申し上げます。

まず、消毒薬とは何かというご質問ですが、実は季節的に大量にプランクトンが発生する場合があります。このプランクトンの発生を抑えるための消毒薬を入れるということで、実はプランクトンというのは魚にとってはえさとなりまして、実は適度な発生であれば魚にとっては非常に好ましいことなんですけれども、そのプランクトンを食べ過ぎてしまうと釣堀ですので、釣りに来たお客さんが、おなかいっぱいヘラブナですので釣れないというようなこともあって、プランクトンが発生しないように消毒薬を入れているというふうに聞いています。

それから、ヘリコプターというのは恐らく攪拌しているものだと思うんですが、これはご案内のとおり旧干潟町時代の釣堀センターから工事をやりまして、水深が6メートルぐらいということで結構深くなっています。そのためにきれいな水質を保つということから、実は70万4,000円ほど流用させていただきまして、水質改善用のポンプを設置しています。これで水深6メートルのところまで水が攪拌できるような形で回すということで解消していますので、それで撤去したというふうに思います。

それから、理想的な水質ということなんですけれども、水質検査のほうは定期的に行っているんですけれども、釣堀としましては特に異常のない水質だということで報告を受けています。ただ、釣堀ではない環境基準というんですか、そういう水質と比較しますと若干pH度が高くてちょっとアルカリ性が強いというようなケースも結果には何回かありましたけれども、釣堀としては全然問題ないというような許容範囲の数字であります。水質については、釣堀としては維持しているというふうに報告を受けています。

それから、堆積物の撤去ということですが、これも工事をやる前は前々からの堆積

物も相当ありました。今回まで工事をやってそんなに下のほうにはまだ撤去をしなくてはならないというような状態にはなっていないというふうに思っています。

以上です。

○委員長（滑川公英） 大塚委員。

○委員（大塚祐司） ヘリコプターの羽のようなものの目的は、酸素を送り込んで好気性菌をふやして水質を浄化するという意図だったのでどうなったのかなと知りたかったので、きょうは構いませんので、また事情を知っている職員の方がいらっしゃいましたら後日といってもいつでもいいですけども、もし情報が入れば教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、何点かお聞きします。

説明資料の51ページ、農業振興事務費、大きい四角の事業概要の中の負担金補助及び交付金ですか、その中の植物防疫協会40万円、旭市米消費拡大推進事業49万5,000円、この内容です。これは次の53ページの米の力再発見事業と関連があるのかどうか。

それと、やはり説明資料の55ページ、農業活性化推進事業、その四角に囲まれた事業内容の中の報奨金、旅費、需用費等の中の市内小学生を対象として「しっかり食べよう朝ご飯」ということで、先ほど版画家のいろいろなそういう教室がなされるということを知りましたけれども、これは全校に満遍なく小学校を対象に行われているものなのか、それとも特定のところでなのか、それと年間何回くらい開催されているものかをお聞きします。

それともう1点です。説明資料63ページです。地域水産物供給基盤整備事業、その中の項目内容の漁場造成効果調査260万4,000円ですか、これはどのような効果調査と書いてありますけれども、その内容をもうちょっと知りたいということですので、以上3点よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 51ページのご質問でございます。

植物防疫協会への補助金、これは水稻の共同防除というんですか、ここに対してヘリコプターで一斉に水稻の防除をする、このことによって実はカメムシ類、これの発生が抑制される、そんなことで植物防疫協会への補助金でございます。

それと、旭市米消費拡大推進事業、これにつきましてはお米の消費が今、ご承知のように60キログラム1人当たり割ったと、そんなこと米の消費拡大を図ろうと、そんなことで水田農業推進協議会へ49万5,000円支援をさせていただいて、ここから例えば市内の学校等で例えば料理教室をすとか、あるいはいろいろなまつりで米の消費拡大をする、そういったものにつきまして支援をさせていただいているものでございます。

先ほどの米の力再発見事業、この中とは別な事業で、米の力のほうはあくまでも米粉、これを限定して米粉をなるべく多く、ちょっと似たようなところがございますけれども、米の力をひとつ見直ししよう、そんなことで別事業で取り組ませていただいております。

それと、55ページの「しっかり食べよう朝ご飯」、これは一つ食育が大事だということの中で、市内の学校にすべて実はご案内をして手を挙げていただいて実施をさせていただいているものでございます。ただ、一部の学校においてはなかなか授業数がとれないというようなことでやっておりますけれども、実はやっております。これは土屋先生に入ってきて、文化人の協力をいただいてというようなことで、おにぎりを持ち出して、それをメインにして、そのおにぎりをみんなで版画で記載させていただいて、その中で職員が朝ご飯を食べることが人間の食の中で一番大事だよと、そんなことも根づけようというようなことで実施をさせていただいております。

あと、63ページの漁場造成効果調査ということで、これにつきましては県・国からもこの魚礁が本当に効果があるかということで、沖のほうにコンクリートのかたまり、あるいは鋼製のかたまり、魚のすむところをつくっておるわけですが、これがなかなかただ設置しただけというようなことで、本当に効果があるかどうか、これが実は会計検査院等の中でも本当に効果があるんですかと、効果がありますというだけではなかなか説明しきれない、そんなことでこの下へ潜って水中で写真を撮っていただいて、そこで実施したということでございます。この中で増産量、こういうものも過去のをとってありますので、一応、効果があるというようなことで実はいろいろな調査でこれを効果を測定している、そういうことでございます。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 説明資料の62ページのこの魚類調査船、これに負担金補助及び交付金という名目で30万円ですか。この魚類調査船というのはどこにふだん停泊しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

それともう1点、説明資料の55ページ、この説明ではベンチャー農業支援事業、これは初めての事業ということで説明いただきました。また、こういう事業を自分らも農業発展のためにどういう事業なのか関心持ったので、もうちょっと具体的にご説明いただければありがたいと思いました。

よろしく願いいたします。

○委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問のちょっと最初に55ページのほうを説明させていただきます。

55ページにベンチャー農業支援事業、ちょっと先ほど言い方が間違っって初めてということで説明してしまったかと思えますけれども、実は初めていろいろな新しい品種に取り組むとか、あるいは新しい技術に取り組む、こういう方々に市で支援をしよう。どうしても新しい作物に挑戦とか新しい品種、最初の方が失敗をする可能性があるんですね、2番目の方が失敗を参考にして結構いい線に行くと。この初めてやる方のやはり勇気、これに対しまして市でひとつ支援をさせていただいて、はずみをつけよう、そんなことで新しい取り組み、あるいは新しい技術への取り組み、そういうものにつきまして2分の1の支援ということで、最大15万円というようなことで支援をさせていただいております。

今回、観光いちご組合、ここが昨年支援をさせていただきまして、最後にオーナー制ですが、イチゴのオーナー、自分たちでもぎ取るのではなくて、最後のときに坪幾らで消費者の方にそれを売るということで、そんなことで新しい取り組みにつきまして支援をさせていただきました。

それと、62ページの魚類調査船でございます。これは県が実は魚類の調査船を出しております。県に対しまして、実はいち早く朝、朝というよりも夜中ですね、魚類の調査船が出ましてこの辺に実は魚の群れがあるよと、そんなことをいち早く各漁船に連絡をする、そういうようなことで県が持っております魚類調査船、これに対しまして30万円支援をさせていただいているものでございます。

○委員長（滑川公英） 向後委員。

○委員（向後悦世） このイチゴを初めてやる人は何かとリスクも背負うでしょうし、いいことだと思います。また、そういうオーナー的な農園をどの辺でやっているのかだけちょっと1点お尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 市内の観光いちご組合ということで、たしか6農場やられています。この観光いちご組合でそれぞれ取り組みしようというようなことで、実施をしているということで報告させていただきます。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 説明資料71ページでございます。

道路・交通安全施設維持補修関係というところなんですけれども、交通安全施設整備工事の中で道路反射鏡また照明灯と各あるんですけれども、この1,494万8,850円の各項目というんですか、例えば照明灯とかありますけれども、その金額がもしわかりましたらお願いしたいと思います。

それから、あと例えば旭地区とか、海上地区、飯岡地区、干潟地区というような形で大体どのくらい割合になっているかという部分であります。

それから、あとこの資料をいただいたんですけれども、もしできましたらこの番号を左側に振っていただくと、例えばさっきの何十何番と言ってもちょっと追うのが難しかったので、今回でなくても結構です、この次のときにはちょっと左側に番号を入れていただくと、この照らし合わせが楽なのかなとちょっと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 手元に詳細な資料がございませんので、後で報告でよろしいでしょうか。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 54ページですか、「園芸王国ちば」強化支援事業の補助金についてですけれども、（１）、（２）、（３）それぞれ事業をされておりますけれども、補助対象が16件、2件、2件となっておりますが、この手を挙げた人が全員この補助対象になったのかどうか、待たされている人がいるのかどうか、お伺いします。

それと、70ページですけれども地籍調査事務費、これについて旧干潟地区が中心といたしますか、これまでずっとやってこられたわけですが、これからどの程度やる予定なのかお伺いします。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、最初のご質問の54ページ、「園芸王国ちば」強化支援事業の関係でお答えさせていただきます。

今、委員のほうからもそれぞれ21年度実施をした事業があるけれども、事業要望した人が全員乗れたかということかと思います。我々の判断では、むしろ事業要望した方以外、例えば21年で当初はお金がなかったんだけれどもだめですよと、では22年にしましょうという方もいます。あるいは当初から22年、そういう方について実は21年の方については一通り全部支援が終わったのかなと。そんな中で実は県のほうからお金が余っていると。例えば当初事業費を要望している入札等を行った中で県費も残りがあると、そういうときに次の年の方にちょっと前倒しでやりませんかという、そういう、うれしい情報をいただいております。そんなことで、旭市はいち早くいただいておりますので、むしろ次年度の前倒しした事業、これもこの中に含まれているということで報告をさせていただきたいと思います。すべて我々はすくったつもりということでよろしく願いいたします。

- 委員長（滑川公英） 建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） 地籍調査の件ですけれども、とりあえず今鎌数地先をやっておりまして、これからやるかは市内全域をやるとかなり年数がかかりますけれども、とりあえず今の予定している鎌数地先をやれば一段落というか、その後のやつはまだはっきりは決まっておりませんので、鎌数地先の計画を終わったら、とりあえず今の段階ではやらないのかなという予定であります。

- 委員長（滑川公英） 島田委員。

- 委員（島田和雄） 鎌数地先と言いますけれども、この決算では鎌数地区0.33平方キロメートルをやられたということなんですが、これは鎌数地域の一部だと思いますけれども、鎌数は広いですよ、これ全部一応やるというような考え方で今進んでいるんでしょうか。

- 委員長（滑川公英） 建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） 鎌数の谷丁場地先までですか、あと2年ぐらいやって、とりあえず鎌数地先が終わるような形になると思いますけれども、広域農道に面した部分の鎌数地先をやって、とりあえずは一段落で終わりというような形になると思います。

- 委員長（滑川公英） そのほかには。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わ

ります。

それでは、５款労働費から８款土木費までの担当課は退席してください。どうもご苦労さまでした。

議案の審査は途中でありますが、ここで３時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 ３時 １ ６ 分

再開 午後 ３時 ３ ０ 分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（横山秀喜） 先ほどの長熊のほうの大塚委員からの質問で、ヘリコプターのような酸素を送り込む機械がなぜ撤去されたかというご質問に回答させていただきます。

今回長熊のほうの改修工事で、その方式から改修後につきましては水車式の浄化装置を５基設置しまして、それで水を攪拌しています。それと同時に、先ほど申し上げました水中ポンプによる水の攪拌ということで水質の改善を図っているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） どうもご苦労さまでした。

では、続いて９款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

- 消防長（佐藤清和） それでは、９款消防費の主な事業について補足説明を申し上げます。

なお、主な事業のうち耐震性貯水槽設置工事、消防署・消防団車両整備、消防庫建築につきましては、１日の本会議におきまして財政課長より説明してございますので、その他の事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の261ページをお開きください。

備考欄２の常備消防事務費事業でございます。ページが変わりまして263ページをお開きください。13節委託料のうち耐震診断調査委託料420万円は、３分署で実施いたしました第２次耐震診断調査委託料でございます。

次に、267ページをお開きください。

備考欄 3 の消防団施設強化事業でございます。11節需用費、消耗品費851万8,650円は消防団使用の消防ホースと活動服の購入でございます。

269ページをお開きください。

18節備品購入費、消防防災用備品費524万8,950円は、防火衣一式、無線機器の購入でございます。

以上で、9款消防費に関します補足説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうから補足説明を1点申し上げます。

決算資料のほうです。資料のほうの90ページをお願いしたいと思います。

防災行政無線統合整備事業でございまして、決算額はご覧のとおり6億4,393万6,000円、国庫支出金としまして2億3,800万円、この内訳としましては合併推進体制整備費補助金が2億1,800万円、まちづくり交付金が2,000万円ということでございます。地方債につきましては3億7,930万円、これにつきましては合併特例債ということでございまして、一般財源が2,663万6,000円ということになります。

事業概要につきましては記載のとおりでございますけれども、今までアナログ回線でそれぞれ市、町によりまして4局4周波でやっていたものをデジタルにしまして1局1周波、全市域1周波でやるというものでございます。

この事業につきましては、2か年事業でやっております、平成20年度、それから21年度で実施しております。ここに載っている部分は21年度分だけでございますので、両方合わせた額というものを申し上げたいと思います。決算額ですね、この20年、21年を合わせた額といたしましては10億413万3,000円でございます。その財源であります、国庫支出金が4億4,050万円、地方債のほうは5億2,730万円、一般財源といたしましては3,633万3,000円ということでございます。

以上で終わります。

○委員長（滑川公英） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、庶務課から主な事業について説明をいたします。

10款教育費になります。

なお、説明は決算に関する説明資料に基づき行います。よろしくお願いいたします。

まず、資料の92ページをお願いいたします。

学校情報通信環境整備事業です。決算額は3億9,298万4,392円です。学校教育の情報化推

進、また情報教育の充実のためにその環境整備を図ったものでございます。市内小・中学校全校に校内LANを整備、児童・生徒及び教員用のコンピュータ、またデジタルテレビ等を配備したものです。この事業によりまして、パソコンにつきましては児童・生徒3.6人に1台、教員は1人1台、また、デジタルテレビはすべての普通教室に配備、また電子黒板は各校に1台、このように配備しております。

次の93ページをお願いします。

小学校施設改修事業、これにつきましては15校の小学校の施設整備の修繕や改修工事を行ったもので、決算額は9,388万3,982円となりました。

次に、94ページをお願いいたします。

中央小学校改築事業でございます。決算額は平成20年度繰越明許分を含めて1億8,181万1,220円です。老朽化、耐震性の低い北校舎の改築を進めたものです。この事業は22年度に事故繰越しいたしまして、本年度末の完成に向けて工事が進められているところでございます。

次の95ページ、矢指小学校改築事業でございます。平成21年度は校舎の改築に向けて実施設計業務と学校北側の土地を購入するために要した経費でございます。3,889万3,500円の決算額となっております。

次に、ちょっと飛びまして98ページになります。中学校施設改修事業です。これにつきましては5校の中学校の施設設備の改修、補修等を実施したものです。1,106万7,359円の決算額です。

次の99ページは第二中学校改築事業です。決算額は平成20年度繰越明許分を含めて1億7,741万225円です。校舎の改築が済みまして平成20年度、21年度で屋内運動場と部室棟などを再整備したものでございます。

100ページになります。飯岡中学校改築事業です。この決算額は909万3,000円、改築に向けまして校舎並びに屋内運動場の耐震診断に要した経費でございます。

101ページ、第一中学校改築事業です。屋内運動場を平成21・22年度で改築する事業です。21年度は実施設計業務並びに耐力度調査を行い、決算額は892万5,000円で行いました。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課の主な事業の補足説明を申し上げます。

最初に、沖縄交流事業でございます。説明資料91ページ、決算書279ページをご覧をいただきたいと存じます。

本事業は、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問をし、さまざまな交流を通して郷土の文化や歴史、自然等を学び、相互理解と友好親善を図るとともに、豊かな人間性や社会性を培い、21世紀を担う視野の広い人材の育成を目的とするものであります。

事業内容といたしましては、平成21年7月22日から24日までの3日間、旭市の児童が沖縄を訪問し、平成22年2月17日から2月19日までの3日間、中城村の児童が旭市を訪れたものであり、旅費に15万9,000円、沖縄交流事業補助金に166万7,064円の事業費でありました。

事業の効果につきましては、友好交流市村を締結している沖縄県中城村との、より一層の親善交流を図ることができ、また、交流事業について児童の豊かな人間性を養うとともに、リーダーとしての資質も高めることができたところであります。

次に、小学校及び中学校教諭補助員配置事業についてご説明を申し上げます。小学校につきましては、説明資料96ページ、中学校については102ページになってございます。決算書は291ページ及び301ページをご覧をいただきたいと存じます。

本事業は、担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細かな指導及び特別に支援が必要な児童・生徒への指導を充実させるための補助教員を配置するものであります。

事業内容といたしましては、小・中学校教諭の補助員として1学級の児童数が多いクラス及び学級運営が困難なクラスに延べ10人を配置し、週5日20時間、または週5日30時間勤務をしていただいているものでございます。労災保険料に3万2,771円、これは小・中あわせての金額になります。賃金に1,141万7,800円の事業でございます。事業の効果につきましては、学習時落ちつきのない児童・生徒への個別指導や基本的学習習慣の定着が図られたところであり、きめ細かな学習指導が可能となりました。

また、国の緊急雇用創出事業の一つといたしまして、平成23年度より小学校5、6年生の英語活動が実施されることに伴って英語教諭補助員を配置し、英語活動の充実と国際理解教育を推進するために配置をさせていただいております。週5日20時間勤務をしているものであり、歳入は国より委託金として88万2,000円、これを受領しているものでございます。

続きまして、放課後児童健全育成事業でございます。説明資料97ページ、決算書291ページをご覧をいただきたいと存じます。

本事業は、小学校低学年1年生から3年生で、下校後、保護者または保護者に代わる者が家庭にいない児童に対して生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでござ

います。

事業内容といたしましては、14校16クラブの児童クラブに指導員46人を配置いたしました。賃金に5,615万2,270円、労災保険料に85万7,578円、そのほか事業費等で395万1,000円の事業であり、国より2,422万4,000円、受託料として2,646万3,000円をいただいております。事業の効果につきましては、子育て支援と児童の健全育成及び事故防止を図ることができたところでございます。

続いて、課外活動支援事業でございます。説明資料103ページ、決算書では303ページをご覧をいただきたいと存じます。

本事業は、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする中学校に対し、教員の指導に協力する民間の課外活動指導者を派遣することによって、市内中学校の課外活動の充実、振興及び活性化を図ることを目的としている事業であります。

事業内容といたしましては、専門的な指導者を必要とする中学校の課外活動支援のために、民間の指導者を市内15校に15人、この延べ数が誤植でございました。大変恐縮でございます。「704回」となっておりますところを「411回」に訂正をさせていただきます。延べ411回派遣したものであります。報償費に82万2,000円、保険料に2万8,800円の支出をさせていただきました。

事業の効果につきましては、課外活動の支援を通じて、地域の人材活用を図るとともに、多くの生徒が技術の向上を図るとともに、スポーツや文化活動の楽しさ、爽快さ、達成感を体感することができ、課外活動の活性化、競技力の向上を図ることができたところであります。

また、平成21年度は卓球の四元奈生美選手を招致し、トークや実技指導を行っていただき、千葉国体の卓球開催地をアピールするとともに、将来のトップアスリートをはぐくむ一助とするものとして事業費63万円を支出させていただきました。

最後に、学校給食センター統合改築事業でございます。説明資料114ページ、一番最後のページになろうかと思えます。決算書は355ページをご覧をいただきたいと存じます。

本事業は、老朽化した第二・第三給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを建設するための用地取得に係るものであります。

事業内容といたしましては、用地の購入費として2,069万6,000円、造成工事として水路のつけかえ及び水田耕盤破壊工事等を行ったもので、それが145万9,500円。転用決済金に118万4,846円などが主なものでございます。事業の効果につきましては、より安全で安心な学

校給食が提供できる施設を建設していきたいと考えております。

以上、学校教育課でございました。

○委員長（滑川公英） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうで説明をさせていただきます。

説明資料の104ページをお願いしたいと思います。

初めに、社会教育活動費についてでございます。この活動費につきましては、子ども会育成連絡協議会事業ということで、市バス1台を廃止することによりまして、子ども会への貸し出しが困難となったため、子ども会事業で民間のバスを利用した子ども会へバスの借上料の一部を助成したものでございます。バス1台に対しまして3万円を助成しております。現在子ども会のほうは97団体おりますので、そのうち実績のほうは下の欄にありますけれども、56団体が利用しておりまして、延べ利用台数は61台となっております。そのほかPTAの連絡協議会への補助金と社会教育団体への補助金と、そのほか事務費、合わせまして1,208万7,868円の実績でございます。

次に、105ページをお願いしたいと思います。

文化振興事業についてでございます。市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を中心にいたしまして、各種の自主文化事業を開催をいたしました。

事業の内容につきましては、下の欄、T O K Y Oスーパーイリュージョンほか12の事業でございます。事業費は2,183万8,698円。そのほか文化施設使用料助成、これは東総文化会館で事業を実施した場合に助成している事業等でございます。報償金につきましては、少年少女合唱団への報償金、その他事務費、合わせまして2,519万3,592円の実績でございます。

なお、この文化振興事業につきましては、使用料を徴収しておりますので使用料収入が624万6,555円、そのほか文化振興基金から1,029万320円の基金から繰り入れをしているものでございます。

次に、106ページをお願いしたいと思います。

いいおかユートピアセンター管理費についてでございます。本事業はユートピアセンターの空調設備の老朽化によりまして、その空調設備の改修を行ったものでございます。空調工事の実績につきましては5,553万2,925円ということでございます。その他、ユートピアセンターの管理費、合わせまして7,380万9,484円が実績でございます。

なお、この事業につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てたものでございます。5,300万円を充てております。

次に、107ページをお願いいたします。

大原幽学記念館管理費についてでございます。これは大原幽学記念館の維持管理に係る経費でございます。平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金によりまして、エレベーターの設置を行っております。

なお、このエレベーター工事につきましては、22年度へ繰り越ししておりまして今年8月15日に完了いたしまして、供用を開始をさせていただきました。エレベーターの規模につきましては、13人乗りの車いす対応となっております。そのほか管理費を合わせまして1,205万5,489円が記念館の管理費の実績でございます。

次に、108ページをお願いしたいと思います。

大原幽学遺跡史跡公園管理費についてでございます。国の指定文化財であります大原幽学遺跡を含む公園の維持管理に係る経費でございます。平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金によりまして、公園内に監視カメラの設置を行いました。これは文化財の防犯・防火対策という観点から、国からの指導もかねてからございましたので、この事業を実施したものでございます。監視カメラにつきましては、10台設置してございます。記念館の入り口の北と南に1台ずつ、林家に4台、旧宅に4台、そのほか2台のダミーのカメラを設置しております。これを合わせまして公園管理費の実績ですが1,902万1,428円でございます。

次に、109ページをお願いをしたいと思います。

大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業でございます。本事業は、国の指定文化財であります大原幽学遺跡「旧宅」の基礎部・外壁等の腐食、あるいは破損があらわれてきましたので、その被害の拡大を防ぐため、平成19年度から4か年事業で実施しているものでございます。

平成21年度は3年目に当たりました。経師工事、いわゆるふすま、あるいは床の間の工事を実施しております。そのほか家具工事、表門の修理工事、屋根工事等を行ったものでございます。半解体工事の工事請負費につきましては、1,088万300円、そのほかの事業を合わせまして1,224万2,521円が実績でございます。

なお、国県の支出金につきましては、3分の2の助成でございます。886万5,000円の補助金を受けております。

次に、110ページをお願いいたします。

海上キャンプ場管理費についてでございます。昨年、平成21年4月1日に千葉県から旭市に移譲されましたキャンプ場施設の受付管理業務でございます。このキャンプ場につきましては、青少年の健全な育成を図るとともに、その他研修及び交歓の場として運用するための

受付管理、それと施設の維持管理を行ったものでございます。特に受付業務委託につきましては407万4,000円でございます。そのほか維持管理費、合わせまして871万470円がその実績でございます。

なお、利用実績ですけれども3,457人がキャンプ場、体育館のほうで3,939人となっております。

なお、特定財源の152万3,000円につきましては、使用料の収入でございます。

次に、112ページをお願いいたします。

社会体育施設改修事業についてでございます。この事業につきましては、海上コミュニティ運動公園の野球場の内野のフェンスに防護マットの設置、それとスポーツの森公園内にテニスの壁打ち場の設置を行ったものでございます。

防護マットの設置につきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金310万円を充てております。内野の1塁側と3塁側、それぞれ65.5メートルずつに、高さ1メートル、厚さ40センチメートルのマットを設置したものでございます。

テニスの壁打ち工事につきましては、スポーツの森のストリートバスケットコートの一部を利用いたしまして、テニス協会等の要望を受けて実施したものでございます。

次に、113ページをお願いいたします。

総合体育館改修事業についてでございます。この事業につきましては、第65回国民体育大会の競技会場となるため、昨年に引き続きまして施設の改修を行ったものでございます。

主な工事の内容につきましては、1階、2階のラウンジの床の張りかえ工事でございます。カーペットから塩ビシートにしたものでございます。そのほか老朽化によります工事を実施しております。合わせまして1,487万2,000円の事業費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体推進室より説明いたします。

決算資料の111ページをご覧くださいと思います。

国体関係の予算の決算額は3,995万8,684円でございます。決算のうち主なものは、旭市実行委員会の補助金3,970万円、あとその他事務費25万8,684円でございますが、これは公用車の車検等の経費でございます。

なお、この予算に対しまして県の補助金639万3,000円を収入として歳入しております。

この予算の内訳でございますけれども、実行委員会の運営やリハ大会、国体の開催準備に

要する経費への市からの補助金が主なものでございます。

実行委員会の決算内容につきましては、去る４月19日の旭市実行委員会総会でご承認をいただいたとおり、歳入は日本卓球協会からの全日本卓球選手権大会運営費補助金150万円と、ただいま決算で説明しましたとおりの市の補助金3,970万円、前年度の繰越金48万4,923円、売店出店料などの雑収入で10万7,800円の合計4,179万2,723円であります。

歳出は、実行委員会費として120万6,101円、国体推進費としまして3,113万9,281円の合計3,234万5,382円で、翌年度の大会費のほうへ944万7,341円を繰り越す決算となっております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、決算書の360ページをお願いいたします。

14款の予備費の充当状況につきましてご説明申し上げます。

総額でここにありますとおり1,303万3,000円を各款に充当したものでございまして、2款総務費の総務事務費などに5件で94万9,000円、3款の民生費の社会福祉総務事務費などに7件で127万6,000円、4款衛生費の海上健康増進センター管理費などへ5件で105万9,000円、5款の労働費の働く婦人の家管理費へ1件で15万3,000円、6款農林水産業費の農産加工施設維持管理費などへ2件で73万8,000円、7款商工費の中小企業金融対策事業などへ6件で80万1,000円、8款土木費の土木総務事務費などへ11件で152万3,000円、9款消防費の常備消防事務費などへ3件で26万6,000円、10款教育費の大原幽学記念館管理費などへ17件で536万6,000円、13款諸支出金の土地開発基金繰出金へ1件で90万2,000円を充当し、合計で58件、先ほど申し上げましたとおり1,303万3,000円の充当をしたところでございます。

この充当額につきましては、備考欄にそれぞれ記載してございます。あと流用につきましても、事業を超える流用が23件ございましたが、それぞれ決算書の備考欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） では、担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費から14款予備費について、質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 説明資料の95ページ、この公有財産購入費の下に補償金、これが2,537万8,500円、土地の購入費が459万円で、この補償費が以外と土地購入費から見ても多いかな

と、この内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、説明資料の110ページ、この海上キャンプ場のキャンプ場と体育館の説明をいただきましたが、キャンプ場の利用者が3,447人、体育館のほうは3,500名と、自分らで前に常任委員会のほうで海上キャンプ場を視察に行ったときに、キャンプ場を利用しながら体育館も利用している方々が見えたんですが、こういうときのカウントのとり方はどうなっているのか、ちょっとお示しいただければと思います。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（加瀬寿一） それでは、今質問をいただきました95ページの矢指小学校の補償費の内訳について、私のほうから説明いたします。

この補償費の算出につきましては、物件調査業務ということで専門家に委託してその数字を出してもらってございます。その内訳になりますが、ここにございましたものがビニールハウス等ございました。まず、ものの内訳一つ一ついきましょうか。

（発言する人あり）

- 庶務課長（加瀬寿一） いいですかそれでも。ではざっくり言いますと、物のビニールハウスやスライド式カーテン、暖房機、電気設備、そのような設備関係の補償費といたしまして2,144万6,703円、それと撤去費117万530円、それに工作物廃材等運搬費、これが19万4,950円、それに収益減の補償といたしましてこれが130万2,000円、これを合計いたしますとこちらに記載の2,537万8,500円、このような補償費になっております。

よろしいでしょうか。

- 委員長（滑川公英） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（野口國男） それでは、キャンプ場の件ですけれども、すみませんちょっと数字のほうはもう一度確認させていただきます。キャンプ場のほうが3,457人です。体育館のほうが3,939人ということでございます。

これは先日私どものほうも立ち会わせていただきましたけれども、ちょうど合宿の子どもたちが来ていたと思いますけれども、やはりバンガローはバンガローのほうで使用料をいただきます。体育館は体育館のほうで使用料をいただきますので、それぞれカウントをさせていただきます。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 向後委員。
- 委員（向後悦世） そうすると、数字だけ見ると足すと約7,000名近くになるんですが、何か1人の人が両方使っているというケースは、何%ぐらいの比率であるか、ちょっとお尋ねします。
- 委員長（滑川公英） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（野口國男） いろいろなケースがありますけれども、やはり市内の方はどちらかというとキャンプ場とあわせて使う方が多いのかなと思います。それで、では市内と市外なんですけれども、これは約半々ということでご理解いただきたいと思います。数字につきましては、ちょっと出してないものですから、そういうことでご理解ください。
- 委員長（滑川公英） そのほかには。
大塚委員。
- 委員（大塚祐司） 説明資料の108ページの監視カメラ設置工事ですね、以前一般質問でもほかの施設について値段について聞かれたんですけれども、何で監視カメラがこれだけ高いのか教えていただきたいんですけれども、国からおりて市内の業者が潤うんだったら公共工事の一環でそれでいいのかもしれないんですけれども、もうちょっと安いんじゃないかと思ったので教えていただければと思います。
- 委員長（滑川公英） 大塚委員の質疑に対し、答弁を求めます。
生涯学習課長。
- 生涯学習課長（野口國男） まず、細かい話は別ですけれども、いわゆる配線の場合ですね、地下埋設をやる箇所と、当然地下埋設ができない部分もございますので、それとあとこの大原幽学記念館は史跡ということで、この景色に溶け込むようなそういった配慮もされているということで、なかなか通常のカメラとはまた別の形で設計がされているのかなというふうに思います。よろしくお願いします。
- 委員長（滑川公英） ほかに。
景山委員。
- 委員（景山岩三郎） 説明資料の96ページの補助教員のことでちょっと伺います。
旭市は近隣の市町村より大分充実はしていると思います。そこで、各学校の担当者に話を聞いてみますと、欲を言えば、その学校によって違いますけれども、もう1人くらい欲しいなという意見もあるんですけれども、その辺を教育長、これからの対応としてどのように考えておりますか。

- 委員長（滑川公英） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（平野一男） 近隣の市町村の中で、この補助教員の制度を始めたのは旭市が最初であったかと思います。そういった意味では、他市に先駆けての事業であったかと思います。

この事業についての各学校長等からの意見の中では、やはりさらに子どもたちのために増員をしてほしいという意見が大変多いでございます。こういった面では、県費でいわゆる児童・生徒数、それと学級数に応じた人員の配置だけでは、やはり対応し切れなくなってきている面がございます。先ほども申し上げましたけれども、1人の子どもにある時期、やはり寄り添って指導をしてあげなくてはいけないというような場面も出てまいります。そういったところで人の配置がないと、その学級全体を先生方が指導をしていくのに非常に難しい状況が生まれてくることは事実でございます。そういった面では、さらにこの事業を充実、発展させていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） そのほかに。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 86ページの消防車両整備事業なんですけど、この事業内容の中で車両購入費の指揮車というのがありますけれども、括弧書きで救命ボートトレーラー付ということを書いてありますけれども、こういったものかちょっと説明していただければと思います。

それと107ページなんですけど、大原幽学記念館の管理費の中での記念館のほうで、記念館の入場者の推移、できれば3年分くらいの入場者の推移がわかればお願いします。

- 委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（佐藤清和） それでは、指揮車（救命ボートトレーラー付）ということなんですけれども、これの説明なんですけど、指揮車に関しましては、指揮隊の署長、副署長、これが乗って現場指揮をする車です。通常の緊急車両です。それに水難事故とかそういうときに、救命ボート、これを牽引していくわけなんですけれども、そのボートを載せるトレーラーですね、それを購入しまして指揮車にフックをつけてまして出動するときに指揮車がそれを牽引して、水難現場へ出動すると、そういうような形になっております。

○委員長（滑川公英） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、過去３年間の大原幽学記念館への入場者につきまして申し上げます。

平成19年ですけれども5,611人、平成20年ですけれども6,839人、昨年、平成21年は7,155人となっております。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは２点ほどお伺いします。

まず、説明資料の85ページ、消防施設整備事業、その事業内容でございます。防火水槽設置工事、これは干潟中と三川、嚶鳴小学校と書いてある、これは十分よく理解できます。あとその他の５項目ですね、この内容等がわかれば、今すぐでなくてもいいですから、そういう表であらわしていただければよろしいと思います。

それともう１点、やはり大原幽学記念館管理費の事業内容のこの需用費の修繕料ですね、383万8,422円、この内容はどのようなものでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、防火水槽の設置工事以外の工事でございますが、防火水槽有蓋化工事、これにつきましてはもともと金網等でふたのないもの、これの補修、あるいは通常ブリキですとかそういうもので有蓋化したようなもの、これが老朽化してきているというものの補修そういう関係でございます。

消火栓標識設置等工事、これにつきましては新しく作った防火水槽ですとか、そういう消火栓、これに標識をつけるのは当然なんですけれども、交換、要するに古くなったもの、腐食したものの交換、これは去年交換が23か所ございました。

それと先ほどの最初の防火水槽の有蓋化ですけれども、これはこの数はすみませんちょっと今……。

あと解体工事とありますけれども、これは防火水槽が古かったりとか、あるいは地主さんからの申し出等によりまして、これを撤去・解体する工事でございます。

その下の消火栓設置費負担金、消火栓維持管理負担金、これにつきましては水道会計への負担金でございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、大原幽学記念館の修繕費ということでございます。

申し上げます。まず、建築照明というんでしょうか、展示室ではないほうの1階と2階のホールの照明器具でございます、86万6,250円。

それと展示室の中に展示パネルというのがあります。いわゆる展示品を説明する文章が書いてあるわけですが、実は大変ここで言うのはあれですが、旧干潟町を中心とした文章の内容でございました。なかなか予算化のほうが難しかったわけですが、今回、こういう形で5枚、21年は取りかえることができました。今年も同じような形で取りかえまして、今年やるとすべて取りかえることになります。このパネルのほうが141万7,500円でございます。

そのほかやはり空調設備ですね、エアコンのほうが老朽化といいますか、耐用年数がきているということが、いわゆる基盤を含めた機具類がどうしても交換しなければなりません。これが131万9,010円という修繕費がかかっております。

そのほか屋根のほうですね、一部かわらのほうが風で飛ばされたということで、これが14万6,475円、こういう内訳でございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

島田委員。

○委員（島田和雄） 大原幽学記念館管理費の中での入場者数をお伺いしたんですけれども、21年度は7,155名であったということなんですが、これは入場料をいただいているわけですよね、幾らくらいいただいて、特定財源のその他は入場料ではないんですか、この辺の説明をちょっとお願いします。

○委員長（滑川公英） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、まず、記念館の入場料ですが、高校生・大人が300円ということになっております。小学生・中学生が200円ということになります。そのほか15人以上の団体で入っていただくと、高校生・大人が250円、小学生・中学生が150円ということになります。

先ほどちょっと説明不足で申しわけありません。特定財源の中に75万円という数字がございますけれども、これは入館料となっております。21年度の入館料75万円でございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 単純に計算しますと、ちょっと計算が合わないんですけども。7,155人。ただで入れる人もいますか。

○委員長（滑川公英） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） これは記念館のほうも、市内の方は優遇措置をとっておりまして、無料で入れるということ。その人数ですけども、7,155人のうち大人の方が2,423人、子どもが2,066人が無料ということでございます。これは減免措置というようなことで、子どもについてはほとんどが小・中学生ということでご理解をいただきたいと思います。

それで大人のほうですけども、例えば歴史教室、あるいはそういった歴史を古文書等の勉強をされている団体、そういった方は無料ということで私のほうはとらえてやっております。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） では、財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、本日冒頭から資料ということで、まずこの決算カード、それから、平成21年度旭市財務4表の速報版というものがお配りされていたと思います。これにつきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、決算カードでございますが、これは昨年もお配りしてございます。ただ、この決算カード、これは後でご覧になっていただければよろしいかと思うんですけども、注意していただきたい点があります。この記載なんですけれども、決算統計に基づきまして統計処理をした数値が入っておりまして、決算書に載った数字がそのままここに出てくるわけではないということなんです。要するに、歳入総額と歳出総額、これは決算書の数値と若干違ってあるということをご理解いただきたいと思います。これは統一的なルールで、すべて一般会計分ということで処理をするために、このような形になります。これは後ほどご覧いただきたいと思います。

それともう一つ、今回、財務4表もお配りしてございます。これも昨年お配りしてございます。この財務4表なんですけれども、平成18年5月に新地方公会計制度研究会の報告書が公表されて、それを受けて8月に総務省から示された地方行革新指針というものがございま

して、それに基づきまして、人口3万人以上の都市などは、平成21年の秋を目途に、それ以外の地方公共団体は平成23年の秋をということで、その目標が定められまして、旭市は昨年つくったということなんですけれども、これはまだあくまでも義務というよりは、広く市全体の財政を知らしめるという意味合いでの作成になっているという状況を、まずご理解いただきたいと思います。

この公会計改革ということで、現行のいわゆる地方公共団体の会計、一般会計等を見ていただければわかるんですけれども、現金主義の会計で単式の簿記ということで、歳入歳出による現金取引のみを対象とした会計制度になっています。これを企業会計的手法を取り入れて、発生主義会計、複式簿記方式として歳入歳出の現金取引だけではなくて、すべてのフローの情報、いわゆる期中の収益であるとか、費用、純資産の状況、それからストックの状況等を網羅できるように作りまして、住民に対する説明責任を果たしていくんだということでつくっております。

中をちょっと見ていただきたいんですけれども、一番最初は貸借対照表ということで、2つ目が行政コスト計算表、それから3つ目が純資産変動計算書、それで4つ目がいわゆるキャッシュフローと言われる資金収支計算書になっているかと思います。あと去年の数字がありますので、あわせてそれも記載したということでございます。

それで、1枚目の貸借対照表の左側をちょっと見ていただきたいんですけれども、対象とする会計の範囲ということで、本来は目指しているものというのは連結ベースということで、一部事務組合であるとか、広域連合、それから地方公社、第三セクター、それらをすべて入れるんだということがございますけれども、現実には広域でやっている例えば総合事務組合であるとか、あと後期高齢者の関係の会計、そういったものはまだこの中には反映されておりません。ということで、うちのほうでつくっているのはこの単体ベース、いわゆる太い線で囲んだ部分、一般会計と特別会計と企業会計の部分を含めたものということになっております。

1番のバランスシートですけれども、主なものをちょっとご紹介いたしますと、まずこの表の一番下の負債・純資産の合計のDというのが1,572億441万4,000円という形になっております。これが負債と純資産の合計ということで、資産の合計とこれも一致するということです。この中で金融資産、1の(1)82億6,356万5,000円というのがあります。これは4枚目のキャッシュフローの一番下の数字、期末の資金残高、これと数字が合ってまいります。

それで、非常に数字の動きが結構大きいんですけれども、例えば貸借対照表の1の(2)

の有価証券、これが21年度315万円しかなくて、20年度21億9,385万3,000円もある、三角の21億9,000万円になっている、これはという話になるんだと思うんですけども、これは実は中央病院のほうで証券として持っていたものを現金化した、そういう形でのものがここにあらわされてまいります。

それから、その下の投資等というのものもあるんですけども、これは総合事務組合、旭市のほうは退職手当等を積み上げてそこでストックしているわけなんですけれども、そういったものの数値の動きがここに出てきます。これはそれぞれ全部積み上げたものということになっております。

あと細かく説明はなかなか難しいので、簡単に状況だけは説明したいと思うんですけども、次の2ページ、行政コスト計算書、これはいわゆるプロフィット、ロス、利益と損失ということなんですけれども、これは市の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すもの。ここで旭市の特徴というのは、下の経常収益のところの1番の(1)業務収益というのが309億5,532万円も出てくる。これはほとんどが中央病院の医業収入になります。よその自治体というのは、こういうところがありませんから、その年度のいわゆる経常的な費用というのは、ほとんどがその額そのまま一番下の純行政コストというところに出てくるんですけども、旭市のほうはこれを差し引いて300億円ほどの行政コスト、すべてのサービスをやるのにかかっていますということになります。

現実には、21年度で申し上げれば、一般会計から企業会計まですべて含めると827億円ぐらいの事業費があります。ただ、それぞれが繰り出したり、行ったり来たりといういろいろなところがありまして、そういうのは相殺されて数字が出てこない部分、削られる部分もあるということで積み上げるとこういう形になってくる。それとあと経常的な費用の中で、人件費がふえて経費が減っている、これは会計処理の見直しがあった関係もあって、この部分はちょっと数字が変わってきているんですけども、例えば去年病院の関係で看護学校、それから老人ホーム等の部分がふえてきていまして、これがここに反映されてきています。

ちょっとわかりにくいんですけども、いわゆる(3)の経費の部分が減ってきている部分がこちらのほうにちょっと振りかわっている部分が実はございまして、こういう積み上げになっていると。下の移転支出というのは、いわゆる補助金等として出したものなんかが、ここの中で出てまいります。

次の3番の純資産変動計算書なんですけれども、これは市の純資産、一番下の期末純資産残高が993億3,658万3,000円ということで、20年度から比べると事業を実施した結果という

ことで13億5,000万円ほど資産全体がふえているということになります。当然予算総額が膨らんで財源の使途、それから調達もこういったところの数字も増になってくる。ちょっとわかりにくいんですけども、その他の純資産変動の部のところで、開始時未分析残高というのが、これは大きくマイナスになっているんですけども、これは従来どういう形で資産形成されてきたのか分類ができないものがあるんです。そういうところはここのところですべて処理をすることに、今回のこの方式をつくるということになっているということでこういう処理をしております。現実ここで数字が減っているというのは、過去の蓄積した資産の未分析、いわゆるわからない部分が徐々に減ってきているというような形になります。

次の4が資金収支計算書、これはいわゆるキャッシュフローと言われているものです。これは経常的な収支の区分と、それから資本的な収支の区分、それと財務的な収支の区分ということで、特に目立ったものということで財務的な収支の区分で（2）の財務的收入、公債発行収入というのがあります。これはやはり公債を多く財源として発行しておりますので、特にこれは病院会計も含まれますので、こういった大きな数字がふえてくるということになっております。

当然、あとは経常的な支出、収入をすべて積み上げたもので、特にあと上の経常的な収支区分の経常的な収入の移転収入というのが非常に大きくなっているんですけども、これは国の補助金等の大きなものがあつたという、そういったものが影響しております。

ちょっとこれは非常に細かくてわかりにくいんですけども、まだこの8月末にできたてほやほやでございまして、今回決算の委員会があるということでお配りさせていただきました。

以上です。

○委員長（滑川公英） どうもご苦労さまでした。

では、特にないようですので、9款消防費から14款予備費までについての質疑を終わります。

以上で、議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第 1 号、平成21年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第 1 号は認定することに決しました。

以上で議案第 1 号の審査は終了いたしました。

○委員長(滑川公英) これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は13日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時35分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 1 3 日（月曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 1 3 日 (月曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3 号 平成 2 1 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4 号 平成 2 1 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第 5 号 平成 2 1 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 6 号 平成 2 1 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第 7 号 平成 2 1 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第 8 号 平成 2 1 年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第 9 号 平成 2 1 年度旭市病院事業会計決算の認定について

議案第 1 0 号 平成 2 1 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員 (9 名)

委 員 長 滑 川 公 英

副委員長 景 山 岩三郎

委 員 向 後 悦 世

委 員 伊 藤 房 代

委 員 平 野 忠 作

委 員 島 田 和 雄

委 員 伊 藤 保

委 員 飯 嶋 正 利

委 員 大 塚 祐 司

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 長 林 一 哉

副 議 長 嶋 田 哲 純

説明のため出席した者 (3 9 名)

副 市 長 増 田 雅 男

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

税 務 課 長	堀 川 茂 博
高 齢 者 課 長	渡 辺 輝 明
福 祉 課 長	佐 藤 邦 雄
下 水 道 課 長	小 長 谷 博
水 道 課 長	増 田 富 雄
国 民 宿 舎 人	石 鍋 秀 和
支 配 人	鍋 木 友 孝
病院事務次長	奴 賀 政 志
病 院 再 整 備 室 長	
病院契約室長	2 1 名
そ の 他 担 当 員	

保 険 年 金 課 長	花 香 寛 源
農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
会 計 管 理 者	高 山 重 幸
監 査 委 員 長	平 野 修 司
事 務 局 長	渡 辺 清 一
病院事務部長	鈴 木 清 武
病院経理課長	永 嶋 英 和
病院施設課長	野 口 稔
病院総合対外 対 策 室 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

9月10日に引き続きまして、ご苦労さまでございます。

暑さもきょうまでとされています。きょう一日、決算審査特別委員会は一日ですが、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

9月10日に引き続きまして、林議長と嶋田副議長に出席をいただいておりますので、代表して林議長にごあいさつをお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方には本当に大変ご苦労さまでございます。

過日は、議案第1号の審議をしていただきました。本日は議案第1号に引き続きましての、きょうは議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計についての審査等をしていただくことになっております。ひとつ範囲も広うございますので、どうか十二分に審議していただきまして、ご理解を賜りますように私からお願いをいたします。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長ほか担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

9月10日に引き続き、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまです。

本日審査をお願いいたしますのは、先ほど議長さんのほうからもあいさつの中で申し述べましたとおり、平成21年度の特別会計、公営企業会計の各決算議案9件でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ここで委員長にご理解とご了解をいただきたいのですが、ご質問の内容によりましては、

担当者に直接答弁させる場面もあろうかと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 3 分

（副市長退席）

再開 午前 10 時 4 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第 2 号から議案第 10 号までを順次議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第 2 号から順次審査を行います。会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第 2 号から議案第 10 号までの 9 議案を三つに区分して行いたいと思います。

初めに、特別会計の議案第 2 号から議案第 5 号までを、次に議案第 6 号と議案第 7 号、最後に企業会計の議案第 8 号から議案第 10 号までの三つに区分して担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第 2 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第 2 号につきまして補足説明を申し上げます。

本会議におきまして、決算書をもとに説明いたしましたので、本日は皆さん、この 21 年度

旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料、これをご覧になっていただきたいと思います。

それでは、まず1ページの上段の表でございますけれども、世帯数と被保険者数の推移でございます。世帯数、一番右の欄でございますけれども、21年度をご覧になってください。世帯数が1万3,492世帯、前年度と比較しまして65世帯、0.5%の減でございます。被保険者数、2行目ですけれども、総数、年間平均2万9,455人、333人減の増減率で1.1%の減でございます。

下の表、国保加入率の推移でございますが、まず世帯割合、住民基本台帳の世帯数に対しまして国保の世帯数は1万3,425世帯で、加入率は56.6%でございました。人口割合から申し上げますと、住民基本台帳人口6万8,955人に対しまして、国保の被保険者数は2万9,105人で、加入率は42.2%でございました。

続きまして、2ページをご覧になってください。

保険給付の状況の中の医療給付の状況でございますが、2ページの下表をご覧になって、合計の21年度、一番下の数字でございますが、保険給付費の総額は50億4,120万2,000円で、対前年6.0%の増でございました。

一番右側ですけれども、1人当たりの給付額に直しますと17万1,149円で、やはり前年度増減率、これも7.2%の増でございました。

3ページをご覧になってください。

3ページの表の一番上の右側のところでございます。短期人間ドック給付状況でございますが、21年度は498件、前年度と比較しまして128件増で、給付は2,396万8,000円でございます。

真ん中の表、任意給付の欄をご覧になってください。

真ん中辺ですが、出産育児一時金、21年度は、一番下の欄でございますけれども、件数は157件でございました。給付額は6,204万円。その右側、葬祭費につきましては173件、給付額は1,211万円でございました。出産育児一時金につきましては、前年度と比較しまして18件の増、葬祭費につきましては3件の増でございました。

続きまして、4ページをご覧になってください。

保険税の収納状況でございます。上の表でございます。21年度の欄、調定額27億2,658万8,000円に対しまして収入済額は、現年度分でございますけれども、23億7,800万4,000円でございます。収納率は87.2%。滞納繰越分につきましては、収納率は14.2%でございま

た。

5 ページをご覧になっていただきたいと思います。

5 ページの下欄でございます。7 番です。後期高齢者支援金の状況でございますけれども、21年度は13億801万7,000円で、対前年度と比較しまして11.3%の増でございました。これは、老人保健拠出金から後期高齢者医療制度に変わしまして、20年度から発生したものでございます。

続きまして、6 ページの8 番、介護納付金の状況でございます。

21年度の欄、納付金額は5 億5,747万2,000円、対前年度2.4%の減でございました。これは被保険者数が減になったことの要因でございます。

なお、1 人当たりの負担額はご覧になっていただくとおり5 万246円で、昨年度と比べて1.2%の増でございます。

続きまして、滝郷診療所の状況でございます。7 ページ。21年度、診療日数242日、患者数は7,847人で、対前年度1.3%の増でございました。

なお、診療収入につきましては6,529万4,000円で、0.5%の増でございました。

以上、簡単でございますが、補足説明といたします。

以上です。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） おはようございます。

何点が質問させていただきます。

まず1 点目、決算書の382ページの歳入、1 款の国民健康保険税でございますけれども、不納欠損額が1 億2,396万2,278円となっております。20年度決算では、不納欠損額が7,980万8,288円でございます。21年度決算では、4,416万8,990円も不納欠損が増えています。

また、収入未済額も20年度決算では13億967万2,121円、21年度決算では13億3,745万6,948円で、比較すると2,878万4,827円増えていますが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1 点でございますけれども、決算書の409ページ、8 款、備考欄3、短期人間ドック事業、13節人間ドック委託料2,819万8,090円ということで、やはり20年度決算では2,106万2,550円ということで、21年度決算は713万5,540円の増となっております。特定健康診査事業からの流用増151万9,000円差し引いても561万6,540円の増となっております。

先ほどこの資料のほうで、21年度は短期人間ドック498名ということで、20年度は370人が受けられているということでございますけれども、その128人増えた、年齢別ですか、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

それから、もう1点、決算書の411ページでございます。

8 款の備考欄、健康優良家庭表彰事業ということで、今年度この決算書では88万1,947円でございます。20年度決算では101万756円ということで、21年度決算では12万8,809円減っておりますけれども、20年度より対象人数が減っているのか、また対象人数は何名か、また1人当たりの単価は幾らぐらいなのか、また何を差し上げているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 不納欠損の関係でございますけれども、要因といいますとちょっと説明しづらいんですけれども、初めに、まず件数なんですけれども、質疑でもお話ししましたけれども、不納欠損につきましては18条の第1項の5年時効、それから15条の7の第4項の3年時効といいますか、一般的にそういう言い方をしておりますけれども、それと15条の7の5項の即時消滅という三つに不納欠損につきましては分類されるわけでございますけれども、委員おっしゃる様に確かに本年度につきましては、不納欠損が多いということになっておりますけれども、要因につきましては、過去におきまして一つは分納誓約といいますか、そういうことを旧旭時代ですけれども、それも原因の一つになりますけれども、分納誓約しますと時効が中断してしまうと。ただし、中断しても単なる分納誓約ですので、だんだん積もってしまうということで、最近の滞納処理におきましては、分納誓約というものは書類では受けないと。旧旭時代に書類で受けちゃってある件数が物すごくあると。それらの整理というのも一つはございます。

あと、不納欠損につきましては、ちょっと人数的になりますけれども、5年時効が622名、それから件数にしますと3,587件と、非常に大きな数字になってしまうわけですが、人数では622名、それから3年時効が196人、それから即時消滅が118人。

参考になりますけれども、ご指摘のこれぞという要因といいますか、慢性化しておりますけれども、決算書をご覧になってお気づきと思いますけれども、市民税全体と国保の滞納額が並んでしまうほど厳しい状況になっています。

例えば、1年間丸々払わなければ六・七十万いってしまうし、これが2年続けば100万円を超えてしまうと。100万円を超えてしまとなかなか納付することが厳しくなって、一般の農家とか事業所得者といいますか、あるいは低所得者では厳しい状況になってくると。そういう状況を踏まえて、近年、都市部では保険料にかえている自治体も非常に増えています。

去年の統計では11団体も、隣の銚子市も保険料にしておりますけれども、実際の徴収になりますと、隣は非常にうちのほうより悪いわけですがけれども、2年で時効させてしまうと。順位のほうも千葉県下で、20年で旭市は33番なんですけれども、銚子市のほうは保険料にしてあるために29番になってしまうというような、時効が5年を2年でできるという。考え方としては、保険料を払わない方はお医者さんにかかるときは100%ということで、会計にはあまり影響が少ないんじゃないかというような判断から、都市部で保険料に切り替える傾向が見られます。

以上でございます。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、まず2点目の短期人間ドックの関係でございます。

確かに昨年度と比べますと、だいぶ短期人間ドック増えております。これはやはり特定健診の受診率の向上にも寄与しているというところでございます。その年齢別ということでございますけれども、細かい分類はしておりません。実際の話、40歳から74歳までが特定健診の対象なものですから、その人数が増えているということでご理解いただきたいと思います。

それから、健康優良家庭でございますけれども、平成21年度は、対象人数は535人でした。何を贈ったか、それと前年度と比べましてということですが、前年度は425人でした。ですから、110人ほど増えております。それで記念品としまして、21年度はバスマットを贈っております。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 伊藤委員。
- 委員（伊藤房代） 1人当たりの単価は。
- 委員長（滑川公英） 保険年金課長。
- 保険年金課長（花香寛源） すみませんでした、答弁漏れでございました。

単価的には、バスマットは1,570円のプラス消費税でしています。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 伊藤委員。

- 委員（伊藤房代） そうしますと、昨年度よりは単価が低くなったということで、人数が多くなりましたけれども、そういうことでよろしいですね。

（発言する人あり）

- 委員長（滑川公英） そのほかに。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） おはようございます。

決算書の409ページなんですけれども、たしか20年度から、特定健診は国保で実施されていると思うんですけれども、21年度はどのようになっているか、ちょっと説明お願いしたいと思います。

それと、説明書の3ページに葬祭費の件数がだいぶ減っていますよね。これはどのような要因ですか。ひとつよろしく願いいたします。

- 委員長（滑川公英） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、まず1点目の特定健診の関係でございます。

409ページをご覧になっていただきたいと思います。

説明欄1番の特定健康診査等事業でございますけれども、総事業費は7,121万9,010円となっております。平成20年度より特定健康診査の受診数がやや減少した関係で、事業費の支出も、それに伴い若干少なくなっております。

20年度と21年度の特定健診の委託機関は見積もり合わせの結果、変更なく、1人当たりの基本項目単価は集団健診が5,190.15円、個別健診が7,100円となっております。

平成21年度の委託料は6,223万522円で、特定健康診査の受診数の内訳は、各保健センターで実施する集団健診、これが4,186人、それから市内の指定医療機関で実施する個別健診、これが5,562人、それからJA厚生連で実施する農業者健診、これは国保の加入者分でございますけれども、その231人の合計9,985人となっております。

また、先ほど質問にありました人間ドック、これの受診者数498人を合わせますと1万483人となっております。そのうち特定健康診査対象年齢、これが40歳から74歳でございますけれども、その受診者数は8,433人となっております。

それから、もう1点、葬祭費の関係ですけれども、先ほど決算の説明の中で説明したとおり、葬祭費、21年度は173万円、20年度が170万円、19年度が575万円ということでございますけれども、これは75歳以上は後期高齢者医療、そちらのほうの葬祭費のほうで支出してい

るという関係でございます。

- 委員長（滑川公英） ほかに質疑ありませんか。

飯嶋委員。

- 委員（飯嶋正利） 決算書の364ページ、繰入金です。基金繰入金 4 億4,600万円と、非常に厳しい中、基金のほうからかなり多くの額が入っているようですが、21年度も22年度もこのような措置で、最終的に今現在どのくらいの基金が残っているのか。

また、これに伴って、この健康保険税の割合、また税額の改定なども考えておるのかというのは、いかがですか。

- 委員長（滑川公英） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、基金の現在高はどのくらいかということでございます。基金の現在高は21年度末で 1 億7,549万円ほどでございます。本年度、21年度の決算で、いわゆる剰余金が2,100万円ほどですので、その剰余金処分ですね、それでもって1,100万円ほど積み立てました。それで、1 億8,600万円ほどの基金でございます。

ただ、非常に一般質問の中でも市長さんが答えたとおり、単年度収支がかなり、21年度は厳しい状況であったと。22年度はどうなのかということでございますけれども、21年度の当初予算では基金の繰り入れにつきましては、実はご承知のとおり3月のときに、専決処分で7,000万円ほど急遽取り崩しいたしました。その前の当初予算で組んだときは、2 億4,000万円ほどの繰り入れを22年度予定してあるんですけれども、実際には現状では1 億8,600万円、ですから、これらについても足りない分は補正で対応しなければならない。ですから、非常に足りない部分は、基金は早く言えば1 億8,000万円ほどですけれども、22年中には現実的にはゼロになってしまう。ですから、その足りない部分は一般会計なり何なりの会計から繰り入れをしなければならないのかなと思っています。

あとは、税の関係ですけれども、これらもいわゆる保険給付費の伸びなどを考慮しまして、どのくらいこれから先が厳しいのかという算定もしなければいけませんし、その辺のところを総合的に勘案して税のほうを検討しなければならないのかというところでございます。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） そのほかに。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 今の質問にも関連するわけですがけれども、保険給付費が大分伸びが大きいというようなことでございますけれども、21年度は結構な伸びをしているわけですがけれども、この理由についてお伺いしたいんですけれども、今後も続くような理由なのかどうかということなんですけれども。

それから、先日、一般質問で太田議員が質問されたんですけれども、その国保税の中で、滞納されている方の中で市外に転出されちゃった方が510人ほどいたということなんですけれども、これらについての納税についてのやり方というのはどういうふうに行っているのか、その辺をお伺いします。

それと、もう1点ですが、特定健診についてお伺いしますが、受診者数が下がっているというお話でしたけれども、この特定健診のいろんな実績が、後期高齢者の支援金に、25年度からでしたっけ、たしか実績が評価されて支援金の変動するということがありましたよね。受診率が下がっているというように、ちょっと心配しているわけなんですけれども、その辺について実績を上げなければならないと思いますけれども、その辺考えてられるのかどうか、お伺いします。

- 委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） まず保険給付費、今までの過去の推計から見まして、確かに平成21年度は、保険給付費は今までより大きな伸びを示しております。ですから、全体的に6%なり7%の伸びを示しているんですけれども、一つ考えられる原因としましては、昨年度についてはインフルエンザの関係もあったのかなと。それは毎月の医療費の推計を見ますと、12月分いわゆる12月診療部分の医療費が特出してちょっと高いという傾向があります。ただ、これもインフルエンザの影響だけかということそうでもなく、これは全国的な傾向だと思いますけれども、医療費が結構やはり上がっております。本年度の何か月かを見ても、医療費の伸びは伸びているような傾向でございます。なぜ医療費が伸びるかというのは、ちょっとそこまでは申し訳ありませんが、自分のほうでは分かりません。

それから、特定健診の受診者数の関係です。確かにいわゆる目標が、65%を目標にしているわけですが、これが始まったときは、後期高齢者の支援金について、その分、65%達成していなかった部分について割り落としするよというような話でございました。その辺のところを考慮しまして、市としても一生懸命PRに努めてやっているんですけれども、実際は若干21年度は20年度に比べるとパーセント値がちょっと低かった。これについては、中

には結構自分で医者にかかっているからという方もいらっしゃると思いますので、何とも言えないんですけども、その辺のところ、将来の医療費を抑制するためには、やはり特定健診を受診してってもらったほうが、個人の情報として適宜に努めていけば抑制にもつながるので、その辺のところをPRしながら努めていきたいと思っています。

ただ、後期高齢者支援金のほうの影響のことですけれども、その辺のところはこのところ通知とかはありません。言責に言いますと、受診率は平成20年度しか分かっていませんけれども、国が30.8%なんですね、平均が。旭市のほうは45.7%、県内でも5番目の高さ、県の平均も35.6%。ですから、いわば全部の市町村から65%届くのはどうなのかなというような状況もあるということで、いずれにしましても、特定健診につきましては保険給付費の抑制にもなりますので、一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） ご質問の国保税の市外転出者の徴収はどのように行っているかということでございますけれども、確かに国保税につきましては、総額からいきますと非常に市外転出者の滞納が増えている傾向にあります。ご質問でもお答えしたとおり、市外の滞納者が510名おります。金額にいたしまして7,804万5,565円ということで、非常に高額になっております。

ただ、国保税の市外の滞納者につきましては、アパートとか一時的な居住で転出してしまう傾向があると。その中でも、ウエートの高いのでは外国人も含まれているということで、市外の滞納処理については市内と同様に行っておりますけれども、差し押さえするにしても時間と労力も非常にかかるということで、ただ放置はしておりません。当然督促状を発送し、催告、最終通告して、財産調査して市外の市町村に依頼しまして、あればするということになりますけれども、転出者につきましては、やはり仕事についても点々とする傾向がございます。転出も1回の転出でなく、それからさらにまた別の場所へ転出してしまうというようなことで、追跡調査につきましても大変厳しい状況にあります。ということでご回答になりますでしょうか、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑はありますか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 決算書の366ページ、12款諸収入の雑入、これは予算現額が2,084万6,000円、収入済額が5,306万9,433円、それで収入済額との比較で3,222万3,433円。これは

よく分かるんですけども、雑入というのはどのようなものになるんですか、分かれば簡単にご説明のほうをよろしくお願いします。

- 委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 雑入の関係なんですけれども、非常に大きいのは人間ドックの自己負担分、人間ドックにつきましては15%が自己負担なんですけれども、その負担分。それから、交通事故における第三者納付金、それも雑入であります。

それから、本年の雑入がちょっと大きかった理由としましては、老人保健の拠出金、いわゆる20年度で終わったんですけども、その清算金として2,900万円ほど入っております。そういったものが大きい要因になってございます。

- 委員長（滑川公英） 伊藤委員。

- 委員（伊藤 保） 説明書の3の高額療養費の件ですけども、説明資料の3です。高額療養費が件数が約倍に増えているんですね。これは20年度から増えているんですけども、この要因というのは、やはり使用する方が増えてきているという状況なんでしょうか。

それともう1点は、この高額療養費の中に通院高額医療費というのも含まれているのでしょうか、それをちょっとお聞きしたい。

- 委員長（滑川公英） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 高額療養費は、3ページの保険給付費の法定給付の中の高額療養費の欄でよろしいでしょうか。件数的にも増えているということもありますけれども、なぜ増えたかというのはちょっと……。

（発言する人あり）

- 保険年金課長（花香寛源） 20年度から増えているというのは、20年度から、いわゆるこの中の、対象が退職被保険者というのがあります。その分の年齢構成でもって、年齢が65歳までの部分と65歳から74歳までの退職被保険者部分が国保の一般のほうになったんですよ。その区分の違いで増えているんじゃないかと思います。

それと、通院の高額療養が含まれているかということですが、これは含まれております。

よろしいでしょうか、回答になったかどうかちょっと分かりませんが。

- 委員長（滑川公英） そのほかには。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 第3号の老人保健特別会計決算につきましては、本会議でも申したとおり、20年度でこの制度は終了してしまっていて、21年度分については過誤調整部分だということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 議案第3号について質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第4号、旭市後期高齢者医療特別会計決算の関係でございますが、本会議で予算書をもとに説明いたしましたので、本日は皆さんのお手元に資料があると思います。旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をちょっとご覧になっていただきたいと思います。

資料は1ページのみでございます。まず、21年度の平均被保険者数につきましては、合計欄8,488人でございまして、前年度で比べますと155人増の1.9%増でありました。

それから、その下の被扶養者であった被保険者数については1,522人でございます。

2番目、下の表でございます。後期高齢者医療保険料の収納状況でございますが、特別徴収と普通徴収がありまして、調定額、特別徴収は1億8,375万6,000円に對しまして、収入済額1億8,375万6,000円、収納率は100%でございます。

普通徴収の現年度分でございますが、9,455万3,000円に對しまして、収入済額が9,246万3,000円、徴収率は97.8%。滞納繰越分、調定額173万2,000円に對しまして収入済額80万8,000円で、徴収率は46.7%でございます。

合計の徴収率につきましては、一番右側の下にあるとおり、現年度分については99.2%、滞納繰越分が46.7%、合計98.9%でございます。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(渡辺輝明) それでは、お手元に決算に関する説明資料、こちらに基づきまして補足説明を申し上げます。

1ページでございます。1番の高齢者人口等につきましては、本会議でご説明いたしましたので省略させていただきまして、2番以降についてご説明をいたします。

2番の要介護認定者数については、年度末である平成22年3月末の状況を掲載しております。介護度が一番軽い要支援1から、一番重い要介護5までのそれぞれの人数、構成割合を示しており、前年度と比較しますと、人数は126人が増加するとともに、構成割合につきましては要支援1から要介護1の軽度者と要介護5の認定者のほうが微増しているとともに、要介護2から要介護4の認定者が微減しているような状況でございます。

3番の介護保険料につきましては、第4期介護保険事業計画、平成21年度から平成23年度までについて定められたものでございます。保険料の所得段階は前年度、これは20年度の場合は6段階でございましたが、21年度からは9段階になりまして、年額は基準額で3万5,400円から3万8,448円と、8.6%の増となりました。

4番の所得段階別第1号被保険者数は所得段階別の人数、割合を示しており、前年度と比較して人数は180人の増加、その内訳としては、基準額である第5段階を含む4段階から6段階までの3段階の合計が、全体の60%を占めているのが特徴でございます。

3ページの5番、保険料の納付状況については本会議においてご説明いたしましたので省略させていただき、6番の保険給付費のサービス別支出状況について決算書にも細かく記載されておりますが、この表のほうが分かりやすいと思いますので、こちらを使用して特徴的なことをご説明いたします。

まず、居宅サービスでございますが、の訪問介護からの居宅介護サービス計画給付費で、在宅にいながらにして受けられるサービスでございます。サービスの利用状況を給付費の支出額から多い順に申し上げますと、一番多いのが通所介護で、介護施設で食事や入浴など、日常生活の支援を受ける日帰りサービスでございます。いわゆるデイサービスと言われているもので、こちらが最も利用されております。

次いで訪問介護で、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行うサービス

でございます。

3番目が の通所リハビリテーションで、デイサービスと同様に、通いながらリハビリテーションを受けるサービスです。居宅サービスを受ける月平均利用者数は1,227人で1人当たりの年間給付費は116万2,000円となっております。

次の地域密着型サービスは、住みなれた地域における生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが提供されるものでございます。

の認知症対応型共同生活介護は、認知症対応のグループホームでございます。月平均の利用者数は39人で、1人当たりの年間給付費は285万2,000円となっております。

番の地域密着型介護老人福祉施設は、旭市民を対象とした特別養護老人ホームでございます。月平均の利用者数は38人で、1人当たりの年間給付費は268万3,000円となっております。

最後の施設サービスでございますが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床と、いわゆる介護3施設に入所している利用者が受けるサービスでございます。介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの月平均利用者数は329人で、1人当たりの年間給付費は292万9,000円となっております。

の介護老人保健施設の月平均利用者数は194人で、1人当たりの年間給付費は307万3,000円となっております。

最後に、介護療養型医療施設の月平均利用者数は5人で、1人当たりの年間給付費は390万1,000円となっております。

最後に、保険給付費の合計額が34億1,709万4,334円となり、前年度と比較しますと8.8%の伸びとなっております。

続いて、決算書のほうをお開きいただきたいと思います。

この中で補足説明を行いますのは地域支援事業、507ページのほうをお開きいただきたいと思います。

備考欄1番、特定高齢者把握事業は、近い将来、介護保険の認定者になるような方々を把握いたしまして、介護予防につなげるための事業で、21年度において290人の方が特定高齢者に認定されました。

続いて、513ページでございます。地域支援事業の中の任意事業であります。備考欄1番、家族介護用品給付事業は、寝たきりや認知症状がある高齢者で、常時失禁状態にある方に紙おむつを支給する事業で、21年度においては506人の方が利用されました。

同じく、3番の配食サービス事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で調理の困難な方に昼食を自宅に配送しながら安否の確認を行う事業で、21年度では170名の方が利用されております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 3点ほど伺います。

決算説明資料の3ページにあります地域密着型サービス、今説明を受けましたけれども、もうちょっと詳しく分かりましたらお願いいたします。

それと、決算書の491ページの備考欄で、下のほうに第三者寄附金として505万9,889円と記載されていますが、この内容について、すみませんけれども、お願いいたします。

それともう一つ、決算書の466ページ、平成21年度後期高齢者医療保険料の現年度分の収入未済額209万200円、滞納繰越分普通徴収料の収入未済額92万4,400円、それぞれの人数、件数、比較はどれぐらいか、ひとつお願いいたします。

その3点です。お願いいたします。

○委員長（滑川公英） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 地域密着型サービスの関係でもう少し詳しくということですので、今概要については先ほどの補足説明で申し上げましたけれども、地域密着型サービスの中で、今うちのほうで行っているのは認知症対応型のグループホーム、それから29人以下の小規模の特別養護老人ホームでございます。その中で、私どもで今考えておりますといひましようか課題になっておりますのは、どちらもユニット型という形で、1人の方それぞれにお部屋を占有されて、それであと共用スペースとして、団らんあるいは食事のほうのスペースがあるというような形になっております。

そういう関係で、従来型の広域型の特別養護老人ホームと比べますと、居住費の割合が高うございます。多床室ですと、一般的に1人1万円程度なんですけれども、ユニット型になりますと、6万円強という形で、その金額のほう負担限度額ということで、年金が80万円以下の方の場合には、付加の給付がございますけれども、金額のほうが大分違いますので、旭市の今の高齢者の方にとっては、なかなか入居するのが厳しいのかなと、そういうふうに

考えております。

それから、2点目の第三者納付金の関係でございます。こちらのほうは交通事故等によりまして、それが原因で介護が必要になった方、そういう方がございます。そういう方につきましては、過失の割合において加害者のほうの方からその費用をいただくということで、こちらの事務のほうは国保連合会に委託しておりまして、そちらのほうで21年度につきましては2件ございまして、この金額のほうをいただいたということでございます。

以上でございます。

それから、あと1点、466ページの後期高齢者については、介護保険では、私のほうでございませので、すみません、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 後期高齢者だと4号なんですけれども、質問がありましたので、お答えいたします。

467ページの収入未済額の関係でございます。現年度分の収入未済額は209万200円、これは件数にして596件、人数で159人でございます。現年度分の調定額2億7,830万9,000円に對しまして、0.8%の未納となりました。

それから、滞納繰越分の普通徴収保険料につきましては173万2,100円、これが調定で、そのときの人数が100人でありました。21年度中に42人の方より80万7,700円の納付がありましたので、残る92万4,400円については、58人について収入未済ということで、調定額に對しまして53.4%が未納ということでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） ほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 説明資料の3ページなんです、旭市介護保険特別事業の事業費なんです、34億1,700万円、そういう部分で説明だと何か8.8%の伸び率なんです、この動向はずっとこのような伸び率を示していくのか、もう10年とか20年はこういう動向にあるのか、そこら辺の推移状況をちょっとお示しいただければと思います。

○委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に對し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） この保険給付費の動向でございますが、まず1点目は、先ほどの補足説明でも申し上げましたように、65歳以上の高齢者の方が、今、約1万6,500人で

すけれども、平成26年度で約1万8,000人、確実に十数%増える形になっております。

それから、当然こういう高齢者のさまざまなサービスのほうが、事業所もございますし、あるいは施設のほうもございます。そうすると、今のひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者世帯となりますと、従来までの3世代同居といいたいでしょうか、家族に支えられていた介護というのが、今後どうしても厳しくなると。そういう状況になりますと、この動向としてはこういう数値が、経済情勢で多少伸びが鈍化するとかはあるかもしれませんが、基本的な趨勢としては今後伸びるという形で考えております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今朝、NHKでやっていたんですけれども、介護者のほうの支援というような話題でテレビでやっていたんですけれども、旭市の場合にそういった中で、要介護認定で介護保険を利用していない人といったような数字は把握、逆に言えば利用している人を除けば利用していない人になるんですけれども、どのくらいになるのかちょっとお伺いします。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 要介護の認定を受けている方、これ1号の65歳以上の方と2号の40歳以上65歳未満の方、合わせまして約2,200人くらいでございます。そのうち介護サービスを使っている方が約1,800人強で、大体9割の方は使っていらっしゃるというような形、概略でございますが、月によって違いますので、そういうような状況になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） わかりました。

市の事業なんですけれども、介護度が4から5の人を自宅で介護した場合に、月額1万650円を支援する事業……、名前ちょっと今何ていったか、事業の名前はちょっと……

（発言する人あり）

○委員（島田和雄） ああそうですか、その事業なんですけれどもね、この事業を受給されている方は、介護保険の利用状況はどの程度になっているのかお伺いしたいんですけれども。

○委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 現在21年度で136人の方が利用されています。旭市のほうで支給しております。そのうち利用の状況なんですけれども、全体としては通常、先ほど申し上げましたような同じような状況な形になっております、ほぼ同じような状況。約9割の方が、使わない方はおおむね1割くらいというような形で、一つとしましては、要介護4、5となりますと、ほぼ寝たきりという形になりまして、その前に例えば手すりとか住宅改修ですか、そういうものの段階も既に終わってしまっているとか、あるいは通常ですと、介護サービスの中で寝たきりの方は、重度は重いんですけれども、逆に介護する場合には、例えば認知症の方が徘徊するとかよりも介護する割合、負担の割合は逆に低くなるというような傾向もございますので、必ずしもその部分で大変な部分とサービスを利用して、ある程度介護する方のほうが動かない、動かないという言葉が語弊ありますけれども、楽な部分もあるのかなというふうに私どもでは理解しております。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 通常、介護度が4、5であれば、特別養護老人ホームへ入所するというような方だろうと思いますけれども、こういった方々、自宅にいられる方々については入所待ちといったようなことになるのでしょうか。

○委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 要介護4、5の方は、実質的には国の参酌標準のほうで、要介護の3から5までの約37%を見込むような形で一つの基準はございます。その中で、この4、5で福祉手当をいただいている方の場合ですと、私どもで聞いている分では、やっぱりご自宅にいたいと。要件としては該当すると思いますけれども、ご自宅で過ごしたいという意向がございますし、それから経済的な面で、先ほど申し上げましたようにお部屋代あるいは食費等で、自宅におればその家族の中で包含されるものが、施設に入りますと個々の個人個人という形でご負担いただく形になりますので、そういう面でご自宅にいらっしゃる方もいるということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 費用の負担ですが、そういった面でも施設に入所することが難しいといったような考え方の方もいるというような話でしたけれども、というようなことであれば、できるだけ市のほうで支援するといえますか、自宅で介護してくれている方にもっと支援を

してもいいんじゃないかなというふうに、介護保険の立場から言えば、介護保険をそんなに使わないわけですから、給付をされていないわけですので、全体的に考えれば、そのほうが負担としては少なくなるんじゃないかなというふうに感じるんですよ。できるだけ、今自宅で介護もやってくださいというような流れになってきておりますので、そういったことで市の支援をもっと増やしてもいいんじゃないかなと。できるだけそっちに誘導するというようなことで。質問がちょっと変になりましたけれども、そういうふうに感じておりますもので、よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） こういう介護度の高い方の介護という形で、ご家族の方で介護されていても、介護サービスのほうを利用されている方が多いございますし、今の高齢者世帯のみの場合ですと、老老介護等でなかなか難しいということで、ある面で手当は手当として支給しておりますけれども、各種サービスはそれなりに利用されているというふうに私のほうでは考えております。

あと、もう1点です。施設に比べますと当然在宅のほうが、先ほど申し上げましたように負担のほうは低くなります。国のほうでも、在宅でという形の中での流れを考えておるようですけれども、やっぱり一つとして、ひとり暮らしの方あるいは高齢者世帯が増えている中ではなかなか難しいのかなと。

それと、この手当のほうとか、あるいはこれ以外に介護している方の支援という形になりますと、当然また保険料のほうにはね返りますので、その辺はなかなかちょっと難しい面がありますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 決算書の513ページの6番です。成年後見人制度利用支援事業というのがありますね、9,350円と。この成年後見人制度は分かるんですけども、市役所では利用支援制度というのは、どのようなことをやられているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） この成年後見制度の利用のほうでございますが、成年後見には、ご存じのように法定後見と任意後見がございます。私どものほうでこの事業でやったのは法定後見ということで、既に認知のほうが進んで、ご自分での判断が難しくなっている。

それで通常ですと、4親等以内のご親族の方が、家庭裁判所でございますけれども、申出すればいいんですけれども、たまたまこの21年度の関係ですと、お母様が高齢で認知症、娘さんが精神のほうの関係ということで、たまたま4親等以内にいらっしゃらなかったものですから、市町村長が申し出たという形はこちらのほうを使いました。

以上でございます。

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は退席をしてください。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

- 委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
下水道課長。

- 下水道課長（佐藤邦雄） 議案第6号、旭市下水道事業特別会計の決算の認定につきまして、お手元にお配りしてあります決算に関する説明資料、これでございます。A4、3枚つづりの資料により補足説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は下水道建設事業の概要でございます。

事業費としましては、5億3,099万1,000円でございます。財源の内訳は、右側に表記したとおりでございます。工事の内容としましては、二袋地区の8.9ヘクタール、これは国道126号、袋の交差点から、同じくマツモトキヨシの交差点、北側区域の面整備工事、また平成20年度に幹線管渠及び面整備工事を行った箇所の舗装復旧工事、具体的に言いますと、国道126号線、袋の交差点から、同じくマツモトキヨシの交差点までの区間でございます。

そして、旭中央污水ポンプ場の土木建築工事、さらに浄化センター増設工事のための高段ポンプ棟の土木建築工事、未処理施設工事、電気設備工事などを実施したものであります。

なお、事業費の中には高段ポンプ棟建設工事で、平成20年度繰越明許分の3,500万円が含まれております。

次に、２ページ目をご覧ください。

下水道状況一覧の１番目は、下水道の整備状況でございます。平成21年度の普及率は行政区域内人口６万8,955人、世帯数でいきますと２万3,725世帯に対して、処理区域内の人口5,844人、世帯数でいきますと2,162世帯で約8.5%、前年度より0.6ポイントの増であります。

また、水洗化率につきましては、処理区域内人口5,844人、世帯数でいきますと2,162世帯に対しまして供用人口が3,375人、世帯数で1,322世帯で57.8%、前年度比1.1ポイントの減となっております。今年の７月末現在では58.3%となっております。

２番目は、受益者負担金でございます。平成21年度の受益者負担金の納入状況は、調定額5,166万3,700円に対しまして、収入済額が2,253万6,200円で、収納率は43.6%でございます。

恐れ入りますが、表の下の方の米印に目を転じていただきたいと思います。

なお、調定額には、現年度分と合わせて過年度分が含まれておりまして、現年度分は2,097万7,000円、過年度分は3,068万6,700円が含まれており、収入済みの現年度分につきましては1,750万2,600円、収納率としましては83.4%、過年度分につきましては503万3,600円ということで収納率は16.4%でございます。

平成21年度の不納欠損額につきましては167万1,500円となっております。これは平成12年度に付加しました５年目分、平成13年度に付加しました４年目分、平成14年度に付加しました３年目分、これらの一部分が不納欠損となっているものであります。

３番目は使用料収入でございます。平成21年度の使用料の収入状況は、調定額6,455万７円に対しまして、収入済額が6,160万3,151円で、収納率は95.4%でございます。表の下の方の米印へ目を転じていただきたいと思います。

なお、調定額には、現年度分として6,188万9,217円、過年度分が266万790円となっており、収入済額の現年度分につきましては6,115万2,619円、収納率としましては98.8%、過年度分につきましては45万532円ということで、収納率は16.9%でございます。

なお、平成21年度の使用料の不納欠損額は28万399円となっております。

４番目は、水洗便所他改造資金補助金と利子補給金の状況でございます。水洗便所他改造資金補助金は４件で12万円、利子補給は申請がなく、ゼロでありました。

補足説明は以上でございます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第６号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第7号、旭市農業集落排水事業特別会計決算の概要の説明をさせていただきます。概要の説明に入ります。概要のほうは本会議の中で説明してあります。今回、この農業集落排水事業の状況につきまして、若干時間をいただきまして説明をさせていただきます。

ご承知のように農業集落排水事業、污水处理施設を整備することによりまして、各家庭から出されます生活雑排水、これを集めましてきれいにして、農業用排水路この水質保全あるいは農村環境の向上あるいは河川等の公共施設の水域の保全を図る事業、こういうことで認識をしております。現在、旭市では2地区この事業を実施させていただいております。一つは江ヶ崎地区、もう一つは琴田地区でございます。いずれも旧旭市の管内で2地区、現在実施をさせていただいております。

江ヶ崎地区につきましては、平成4年度に着工しまして、平成10年6月に供用開始しております。琴田地区につきましては、平成8年度に着工して、平成13年5月に供用が開始されております。総事業費は、江ヶ崎地区で13億1,767万5,000円、琴田地区につきましては7億1,250万円、こういう事業費で現在稼働をしておるところでございます。

事業費の負担内訳につきましては、実は国からの補助これが50%、県からの補助20%、市の補助20%、受益者負担10%で実施をされたものでございます。

なお、この受益者の負担につきましては、加入時に1世帯当たり42万円の受益者負担金をいただいているところでございます。

また、維持管理費としまして、現在使っていただいている使用料金、これにつきましては基本料金が1世帯1,700円、人数割としまして1人400円、プラス消費税、4人家族の場合は1か月3,465円、こういう維持管理費となっております。本会議の補足説明で申し上げました普及率、この2地区で現在69.9%となっております。市の一般会計からの繰入金、これが平成21年度の決算で3,056万8,000円となっております。

この金額につきましては、現在の使用人口1,511人、これで計算しますと1人当たり2万230円、こういう金額になっております。そういうふうなことで、担当課としましては一にも二にもこの事業の課題、これは普及率の課題と理解をしているところでございます。このいろいろ普及率の課題の中で、まだ未接続、管は来ているんだけども接続をしていない、

そういう家庭が多くあるわけですが、その大きな要因として現在、合併浄化槽で処理しておりまして、現段階では必要ないんだよなとか、あるいは接続します費用の負担、これが苦しい、そういうことが言われております。

さらには、家の建て替え時に接続する予定ですよとか、あるいは老人家庭で後継者もいなく、今後必要ないんじゃないか、そういう家庭も一部に挙げられているところでございます。

接続率が上がらない要因の一つに、1戸当たりの家族人数の減、これも挙げられます。そんなところで現在、接続の対策として地区管理組合、これを2地区に設置させていただいております。この管理組合自ら、まだ接続していない家庭に接続の促進を促しております。

また、さらには、担当課でチラシ等を作成しまして接続の理解を求める、こういう活動しております。今後さらなる努力を行ってまいります。

なお、21年度の決算の内容、これにつきましては本会議でご説明したとおりでございます。農業集落排水につきまして、説明は以上で終わります。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今、接続率が上がらないというような説明もありましたが、この農業集落排水は、市の負担や何か、今旭市も財政が非常に厳しいというような説明もありますので、やがては下水道も農業集落排水もお荷物になってくるんじゃないかなというような議論もされています。そういう点どのように事業を進めていくのか。また、農業集落排水の中期をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今ご指摘いただきましたように、市の一般会計からの持ち出し、これも先ほど言いましたように、1人当たり相当の金額をいただいて運営しているところでございます。仮に、この施設内の人口がすべて入った、そういうことであっても、実はまだまだ本会計からの繰り入れがないとやっていけないと、そういう状況でございます。

担当課としては、なるべく多くの接続をしていただいて、少しでも市からの繰り入れを少なくする。それと同時にメンテナンスをしっかりと、維持管理が多額にかからないような、そんなことで努めたいと思っております。

それと、現段階での区域のさらなる拡大、これは我々もちょっと考えていなくて、その区域の中で接続率を上げる、そういうことで努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（滑川公英） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

それでは、議案第6号と議案第7号の担当課は退席してください。

議案の審査は途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時 0分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（小長谷 博） それでは、本会議で補足説明を申し上げましたけれども、もう少し説明させていただきたいと思います。

14ページをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか、建設工事の概況でございますけれども、1行目と3行目に配水区域変更に伴う配水管布設工事でございますけれども、これは区域変更ということで合併特例債の対象事業でございます。

一番上の三川地区でございますけれども、これは3か年かけて旧旭と飯岡をつなぐ工事でございますけれども、総延長は1,317メートルで、21年度実施したものが約500メートルございます。金額等については記載のとおりでございますけれども、そのほかの工事につきましては増圧のためのループ化の工事でございます。

続きまして、19ページをお開きいただきたいと思います。

会計のところで重要契約の要旨でございますけれども、一番上の行に旭市水道お客様センター業務委託というのがございますけれども、契約金額は長期継続契約でございます、5年間で1億6,327万5,000円、21年度分のお支払いとしては3,265万5,000円となっております。

以上、簡単ですけれども、補足説明とさせていただきます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第 8 号について質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第 8 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、先日やはり補足説明をいたしましたが、さらにご説明を申し上げます。

決算書の25ページをお開きください。

前年度決算との比較をご説明申し上げます。

まず、ページの上段の病院事業収益ですが、前年比2.8%増の 8 億5,900万円の増加となっております。

主な内訳といたしまして、上から 4 行目、外来収益が対前年度比4.3%増の 5 億5,500万円の増加となっております。その要因としまして、外来での日帰り手術の増加、次に、がん患者に対する抗がん剤投与等の化学療法の増加、こういったことによりまして外来単価が 1 万 6,589円となり、前年比単価が1,076円増加したことによるものであります。

次に、表のほぼ真ん中、負担交付金欄をご覧ください。

不採算部門に対する国県からの交付金としまして、対前年度比、決算比ですね、17.6%増の 2 億3,500万円の増加がありました。

続きまして、26ページをお開きください。

病院事業費用、全体では2.7%増の 8 億400万円の増加であります。主なものといたしまして、上から 3 行目、給与費ですが、計画では、7 対 1 看護基準取得は平成23年度から実施する予定でありました。しかしながら、1 年前倒しで実施すべく看護師確保に努めてまいりました。

一方、公務員の賞与及び給与の引き下げが人事院勧告から出され、ドクター以外の職員に対して減額支給を実施した結果、給与費支給総額では対前年度比2.8%増の 3 億6,000万円増となりました。

次に材料費、こちらの給与費の次の行であります。こちらをご覧ください。

対前年比5.0%増の 4 億7,100万円増加しております。先ほど外来収益の増加について述べ

ましたが、外来収益の70%から80%程度は投薬収入となっており、3月議会で4億2,500万円の増額補正をお願いしたところであります。

以上により平成21年度病院事業会計における営業活動は、平成22年度における収益増に向けての足固めをしながらも、当期純利益は、当初予算を大きく上回る4億5,400万円余りを計上することができました。公立病院改革プランの21年度利益目標は5,600万円に対し、3億9,800万円増となり、引き続き健全な経営を維持しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、質問させていただきます。

病院の収支につきましてご説明いただきましたけれども、総体的には大分増収しているというようなことでございましたが、そういった中でやはり病院としましては、医業による収入増、これが一番大事だと思うんですけれども、医業収益が2.1%増加したといった中で、医業費用のほうは3.1%の増ということで、費用のほうが増加が大きいというようなことでございます。この辺については医業収支といいますか、これが一番病院経営にとって大事だと思いますので、どういうふう to 今後について考えているのかお伺いします。

それと、もう1点ですけれども、滝郷診療所が直接は関係ないんですけれども、いろいろと今検討されている中で、飯岡診療所の話も、この間の一般質問の中にも出てまいりましたが、飯岡診療所は中央病院の附属施設というようなことでありますが、単独で収支については出されていないのかどうか。もし出ていれば収支についてお伺いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほど医業収支という島田委員の質問だったんですが、先ほど私が説明したように、本来7対1看護基準というのは23年度から実施しますよという当初の予定でございました。それを1年前倒しするために、この21年度において看護師の確保に努めていたところでございます。

仮に看護師を20名採用しますと、1人当たり大体400万円ぐらいの費用がかかりますので、そうしますと、年間合わせると8,000万円近くの費用がかかるというような形で、要は21年度医業収支試算については、収入と費用の関係で費用のほうのパーセントのほうが多くなっ

ているという理由は、一つは、そういう7対1看護に向けての看護師増を図ったことが大きな要因になっております。

○委員長（滑川公英） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 委員お尋ねの飯岡診療所の収支でございますけれども、21年度の決算見込みとして、うちのほうで把握している数字を申し上げます。収支としては若干赤字ということでございます。収入については合計で8,900万円ほど、支出のほうは9,300万円ほどということで、差し引き400万円ちょっとの赤字ということでございます。

ただ、病院としては診療所へ派遣しているわけですが、その分病院のほうでお医者さんが、ここで働いたほうが、その分収入にはなるといふことにはなるといふと思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） この飯岡診療所の収支についてお伺いしたわけですが、滝郷診療所と比較しますと、ややこの収支の規模が大きいというように思いますが、実際に診療している時間とかが長いとか日にちが多いとか、そういうようなことでしょうか。

○委員長（滑川公英） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 飯岡診療所に関しては、診療時間は午前中になっております。あと、費用に関してはそれぞれのドクターなり、構成によりまして多少の費用の部分というのは違いますけれども、その部分をきっちと原価計算の中で、例えば部長クラスが行った場合には、部長クラスの給与費の中でやっております。

ただ、滝郷診療所に関しては、同じ旭市役所の中という中で、病院としては通常のほかの病院に医師を派遣するよりも安い形でやらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

向後委員。

○委員（向後悦世） 決算書のページ、26ページの事業費に関するところで、雑損失というのが結構大きくて8億3,000万円ほどあるんだけれども、この雑損失の大きなものは、何点かでも構いませんので、分かればお尋ねしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、決算書の費用のほうの雑損失、こちら8億3,000万

円が21年度決算額になっております。こちらの内訳なんですが、診療報酬の査定減というもの、こちらが2億700万円ほど見ております。こちらは21年度からDPCを適用するという形の中で、本来は予算上はもうちょっと減るかなというふうに思っていたんですが、こちらは当初の予定よりも約7,000万円ほど多くなっています。

それから、もう一つ、こちらのほうに入っている項目としましては、未納患者の損金処理額、これが入っております。未納患者の損金処理額が、21年度は1,111万6,000円入っております。これは昨年20年度が1,667万8,000円ですので、それと比べると約550万円ほど減少しております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今の説明だと、おれも何か大まかなところでいいって言ったんだけど、2点で約3億円ぐらいなんだけれども、もうちょっと細かく教えてください。

○委員長（滑川公英） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） もう一つ、一番大きなのは消費税の雑損失というのがありまして、決算額でいいますと、こちらが6億1,134万4,565円というような数字になっています。これは消費税雑損失については、20年度の決算では5億8,814万3,478円という数字です。ですから、この消費税の雑損失の部分が一番大きな要因になっています。

これは、消費税というのは病院が最終負担をするというような形になっていますので、医薬品とかそういういろいろ買ったものに対して、それを患者さんに転嫁することなく、最終的には病院のほうでそれを処理しているというような数字になっております。

以上です。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

平野委員。

○委員（平野忠作） 決算書の25ページ、事業収入に関する事項の真ん中辺のやや上の医業外収入ですね、これが平成20年度から比べて1億2,000万円近くですか、2億1,000万円ですか、伸びています。その要点と内容です。

それと、次のページの26ページの事業費にかかる事項の真ん中辺の、今度は医業外費用のほうです。この説明を両方合わせてお願いします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは最初に、医業外収入のほうのご説明申し上げます。

こちらは一番大きなものは人間ドックの収入が一番大きなものになっています。人間ドックが1億9,159万6,000円の収入になっています。

それから、次が公衆衛生活動、要は健診ですね、学校関係の健診をしたやつ、そういったものの収入としまして7,727万4,000……、失礼しました、医業外収益のほうですね、ごめんなさい。

こちらは一番大きな要因が医業外収益、前年比6.87%……、すみません、医業外収益の負担交付金の繰入額ですね、こちらのほうをご説明申し上げます。

こちらは、昨年度と比べまして大きく増えているわけなんですけれども、これが不採算金額、不採算部門に対するという形の中で、この辺大きく増えております。

一つは、精神科に関する特別交付税、こちらのほうです。病床割の部分でこちらが3,146万円ほど増えています。それから、小児病棟病床割のほうで、これが1,944万8,000円ほど増えております。

それから、救命救急センター、こちらのほうで4,477万2,000円ほど増えております。それから、小児救急医療提供病院、こちらで454万円ほど増えております。ということで、特別交付税こちらのほうの全体では、対前年比8,979万9,000円ほど増えております。

一方、従来、特別交付税で繰り入れしていただいたやつが、今後安定的に普通交付税という形の中で名称を変えまして増えている部分もございます。普通交付税が、まず病床割のほうで1億609万3,000円ほど増えております。

それから、続きまして看護師養成所分、要は看護学校の養成の部分ですね、これで825万8,000円ほど増額になっております。それから新たに、先ほど言った特別交付税から、名称を変えて普通交付税になった部分として救急告知病院数、こちらが3,287万1,000円ほど増えております。

それから、救急告知病床数、こちらが5,086万4,000円ほど増えております。全体でこちら2億4,377万6,000円ほど増えまして、この分が繰り入れのほうですね。

続きまして、医業外費用のほうです。こちらのほうを説明します。医業外費用全体としましては、対前年度決算比では2,200万円ほど減になっております。こちらの主なものとしましては企業債の利息の関係、これが3,560万5,000円ほど減っております。利息の支払いとしましては、21年度は3億4,870万2,515円です。

それから、次が患者外給食、こちらが93万9,799円ということで、これも前年と比べます

と、24万4,539円減少しております。

それから、続きまして雑損失、こちらが先ほど言った8億3,058万427円ほど増えております。これは先ほど向後委員さんからの質問で答えましたけれども、一つは診療報酬の査定減、それから取り立て不納欠損、それから消費税の処理の分ですね。そのほかにどういうのがあるかといいますと、固定資産の売却損は予算計上しておりますけれども、ありませんので、特にありません。

それから、あと次は繰延勘定償却ですか、こちらが決算では3億6,233万7,703円ということで、前年と比べますと2,351万2,000円ほど減っております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、本会議においても補足説明を申し上げてあるところでございますが、建設改良工事につきましてご説明いたします。

決算書の11ページをお開きください。

施設防災改善工事でございますが、消防法の規定により指摘を受けておりました排煙設備等の改修を行ったものであります。

続きまして、ボイラー交換工事でございますが、温泉用ボイラーの交換工事であります。

続きまして、多目的ホール畳寄せ設置工事でございますが、和室としても利用可能とするため、畳寄せ木製枠と畳78畳を購入したものであります。

14ページをご覧ください。

地上デジタル放送対応テレビ43台を購入いたしました。これは地域活性化・経済危機対策臨時交付金525万円を受けまして購入したものでございます。

そのほかに工事件数といたしましては23件、工事費といたしましては1,022万4,463円ございますが、少額のため説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

- 委員（向後悦世） いいおか荘支配人はじめスタッフの皆さん、一生懸命取り組んでいるのをすごく感じますが、どこでつまずいたんだか、年々赤字幅も拡大しているような部分がありますし、これ今後、何かどうも聞いていると苦情もかなり増えてきているのかなという部分も聞いています。自分もそう感じています。これやっぱりいいおか荘が、一番つまずく原因になったのは、恐らくリニューアルがつまずきの始まりでなかったかなと自分は思うんですが、そこら辺を検証して取り組んでいくことが、おれ大事じゃないかなと思いますんで、支配人さん、そのつまずき始まったところのやっぱり原点に立ち返って、再度考えてみるということが何かつまずき始まった原因や、またそういう教訓を学ぶことになるのではないかなと思って、自分もいいおか荘はすごく大事に考えているし、支配人さんもスタッフの皆さんも何か本当に一生懸命やって大変だなとすごく自分も思っていますので、そこら辺のいいおか荘の今後の経営が改善される改善策をぜひ見出していただきたいと思いますが、そういうリニューアルがつまずいた原点にもう1回立ち返ってみるという部分で、そういう再認識すべきが必要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

- 委員長（滑川公英） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

- 国民宿舎支配人（増田富雄） 向後委員さんのほうからいいおか荘がつまずいたということの、その原点に立ち返って検証すべきじゃないかというご質問でございますが、確かに今回のリニューアル工事で、部屋のほうは確かに泊まったお客さんの意見としては、きれいになったという、それはいただいております。しかし、一番の問題は、定員が160人が88人になったというのが一番大きなところかなと。夏場でしたらいつも満員になるんですけども、例えば前回、前の改装前でしたら160人、それに大きな宴会用の広間もございました。そういうのを目いっぱい使いますと、定員の160人を上回った宿泊人員を収容できるわけですけども、今回、宴会場としては40人くらいが一番マックスかなという、2階にありますけれども、それが団体用に使えますけれども、それがなくなったのが一番大きいのかな。いずれにしても、一般質問等でもいろいろご意見いただいておりますけれども、いろいろなプランを打ち出して、今後集客に努めていかなければいけないというような形で、いいおか荘職員一丸となってやっていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長（滑川公英） 向後委員。

○委員（向後悦世） 本当に支配人はじめ、皆さん一生懸命取り組んでいるのをよく自分も分かります。ただ、自分もいろいろ周りから自分も旧町の時代に飯岡荘の運営委員もしていましたし、いろんな顧客とも接点持ったり、また夏場のトラブル防止のためにも、うちに帰る前にはいいおか荘を必ず一度は建物周辺を回って帰ったりもしてきました。実際に、旧飯岡荘のときからの顧客、やっぱりその当時のままだったみたいな期待感のもとに今のいいおか荘を訪ねて、そんなに変わっちゃったんならいいや、ほか当たるわというように立ち返っちゃう顧客もいるみたいなんで、そういうことを考えるとやっぱりリニューアルに問題があったのかな。何のかんのと言ったって顧客のニーズをやっぱり大切にしていけることが大事だと自分は思っていますので、そこら辺をうまく顧客のニーズに対応できるように、一生懸命やっているのは分かりますが、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

島田委員。

○委員（島田和雄） 監査委員の意見書なんですけれども、115ページなんですけれども、この中で宿泊利用率について記載されておりますけれども、前年度と比較しますと、15.4ポイント増加して40.8%になっているというようなことが書かれているわけなんですけれども、この40.8%という数字なんですけれども、これがどういったような数字になるかということなんです。これでもう限界なのか、まだまだ伸ばせると考えているのか、収入にとって一番のポイントになるのかと思いますので、その辺について伺います。

○委員長（滑川公英） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、お答えいたします。

この40.8%が低い数字なのか、あるいは妥当な数字なのかというようなご質問だと思いますけれども、ちょっと古いデータで、旧飯岡町の時代の平成16年度の稼働率、利用率ですか、それをちょっと調べてみたんですけれども、この年につきましては、宿泊者は1万9,271人ございます。160人の定員ということで365で割り返して、また160の定員で割り返しますと、稼働率としては33%という形になりますね、1万9,000人泊まっておりますから。それが21年度につきましては、宿泊者が1万3,000人でございますけれども、定員が88人ということでいきますと、今言ったように40.8%ですか。ですから、あくまでも稼働率そのものにつきましては、40.8%というのは、私の個人的な意見としては決して低くないのかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 宿泊については、利用率については上限に近いと。前の実績がかなりよかった時代においても、平成16年、33%というような数字だといった中で、40.8%はかなりいいというような答弁でありましたけれども、あと考えられることは経費の削減ということになるかと思えますけれども、今のこの数字をこのままやっていると、経費のほう大幅に超過しているということで、もうずっと赤字だというふうなことになっちゃうんじゃないかなと思えますけれども、経費の削減について、削減できる部分というのがこれ以上あるのかどうかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 経費の削減ということですが、まず人件費の削減、これ臨時職員がかなり多うございますので、いわゆるきょうの宿泊人員とか、そういうのに併せました効率的な職員の配置というようなことを考えていきまして、その辺については人件費の削減を図っていきたいというふうに考えております。

あと、ほかに食材のほうの見直しということで、できるだけ手をかけるような、素材で購入するというような形、加工品で買ったほうが、それが一番高くなりますので、なるべく手をかけるような形で、素材で材料を購入していくと。その辺も考えているところでございます。

あと、先ほど稼働率で40.8%がどうかということで、私なりにいい線じゃないかということと言いましたけれども、いいおか荘の今までの歴史の中で一番いいときが、一般質問の中にありましたけれども、3万4,000人くらい泊まったときがあります。その稼働率を見ると58%になります。そこまで持ってくれば一番最高なんですけれども、今40.8%です。先ほど申し上げましたけれども、その辺ももっと上げていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 島田委員。

○委員（島田和雄） 経費の部分で、これも監査委員の資料なんですけれども、150ページありますが、これは費用節別比較表というんですか、この中で下のほうになりますけれども、賃貸料、それからずっと下になりますが、手数料、これらが昨年と比べますと増加していますが、これはどういったもので、どういった理由で増えてきたのかということなんですけれ

ども。

○委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 島田委員、賃借料610万7,430円のところですか。4.1%の20万円ほど上がったという分ですか……、ちょっとお待ちください。

ここの上がった分の理由でございますけれども、例えば送迎用のバスをいいおか荘で出しております。1台で足りないときに、民間というかバスを借り上げてやっている場合がございます。その辺でちょっと去年より高くなったということでございます。

あと、手数料のほうで上がった理由でございますけれども、リニューアル工事したときにPCB廃棄というか、処分料が出てございます。それが21年度に処理いたしました関係で上がっている分でございます。

○委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(滑川公英) ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(滑川公英) それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時44分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 滑 川 公 英

建設経済常任委員会

平成22年9月15日（水曜日）

建設経済常任委員会

平成22年9月15日(水曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第11号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第16号 市道路線の認定及び廃止について

《付託陳情》

陳情第9号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情

陳情第10号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情

出席委員(7名)

委員長	滑川公英
委員	高橋利彦
委員	嶋田哲純
委員	宮澤芳雄

副委員長	平野忠作
委員	日下昭治
委員	伊藤保

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議長	林一哉
----	-----

議員	飯嶋正利
----	------

説明のため出席した者(25名)

副市長	増田雅男
農水産課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男
水道課長	小長谷博
農業委員会事務局長	伊藤浩

商工観光課長	横山秀喜
建設課長	北村豪輔
下水道課長	佐藤邦雄
国民宿舎支配人 その他担当職員	増田富雄 16名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

大分気候も秋らしくなって、やっと猛暑の夏から抜けたかなと。これから食欲の秋、健康の秋ということで、夏の大変お疲れになったことを取り返していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は 7 名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

本会議におきまして、建設経済常任委員会に付託いたしました議案、一般会計のうちの補正予算を含む 2 議案と、継続審査となっております陳情 2 件についての審査をお願いするわけでございますけれども、委員の皆様方には十二分に審査をしていただきまして、ひとつご

理解を賜りますように、私からもお願い申し上げまして、あいさついたします。ひとつ皆さんよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

先ほど委員長のごあいさつの中にもございましたが、ここ二・三日朝晩めっきり涼しくな
ってまいりました。先週までのあの猛暑がどこへいったのかなと思うようなきょうこのごろ
でございます。このような中での本日の建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでござ
います。

本日、委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補
正予算のうちの所管事項、議案第16号、市道路線の認定及び廃止についての2議案でござい
ます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁する
よう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしく審査をお願いいたし
まして、あいさついたします。

ご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、
平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案
第16号、市道路線の認定及び廃止についての2議案であります。

初めに、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお
願いいたします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） それでは、農業委員会所管の補正予算についてご説明申

し上げます。

まず、歳入につきましては、予算書の9ページ、14款県支出金、5項農林水産業費県補助金、説明欄2、農地制度実施円滑化事業補助金108万8,000円です。今回の補正につきましては、昨年12月15日から施行されました改正農地法制度におきまして、農業委員会が新たに担うこととなる事務を適切に、円滑にできるように農地制度実施円滑化事業補助金を計上するものです。

事業内容ですが、新たに農地法第30条の規定によりまして、農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査いたします。結果、遊休農地につきましては、所有者に対しまして指導、通知、報告等を行っていきまして、農地の適正管理と有効利用の促進を図っていくものです。

歳出の内訳といたしまして、12ページになりますが、1項農業委員会費の説明欄の1、農地制度実施円滑化事業であります。現地調査をしました1件ごとの事務処理をするためのアルバイトによる対応の賃金、それと遊休農地所有者への通知をするための通信費、今後の経過等の電算処理のための現行システムの改良を計上するものであります。総額は108万8,000円です。全額が補助対象となるものです。

以上です。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課所管につきまして、若干補足の説明をさせていただきます。

予算書のほうの12ページを引き続いてご覧いただきたいと思います。

12ページの下の方に6款農林水産業費の3目農業振興費、ここにつきましてご説明をさせていただきます。

説明欄のところに水田農業構造改革推進事業1,097万円、これを補正措置願いたいということで提案させていただいてあります。これにつきましては、いわゆる例の生産調整、水田での生産調整、需要に見合ったお米を生産していく、この部分でございます。

現在、旭市におきましては、国の生産調整の指示に基づきまして、現在農業者の方に主に飼料用のお米、それと飼料用の稲、こういうものを中心に転作作物を選定しまして推進をしているところでございます。現在、飼料用稲、あるいは飼料用米、これにつきましては、それぞれ市のほうから当初予算で、えさ米につきましては70町歩、飼料用稲、これはホールクロップサイレージというような表現をしておりますけれども、これにつきましては25町歩、それぞれ合わせまして95町歩の面積を当初計画をしておったわけでございます。ただ、この

夏の、すべて現地確認等した中で、実績を踏まえすと飼料用米につきましては124町歩、これはえさ米でございます。124町歩という現在実績。それと、ホールクロップサイレージ、これは飼料用の稲、これにつきましては21町歩、そういう面積が本年農業者の方のご協力をいただいた、そういうようなことで、この不足の分につきまして今回10アール当たり1万7,600円、これの算式に基づきまして965万1,000円、これを補正措置願いたいということでございます。

さらに、その下の高度水田利用補助金、これにつきましては、やはり今の飼料用稲、飼料用米につきまして県の単独補助金としまして10アール当たり3,000円、県費がつきます。これにつきまして、同じく131万9,000円、これをそのまま農業者のほうに支援をしたい、そういうことで提案をさせていただいたものでございます。

説明欄の2のところに農水産物直売施設整備事業、これは予算の中では農水産物直売施設整備事業になっておりますけれども、いわゆる道の駅等の整備事業の一環でございます。

当初予算の中で、この整備事業を進めていく、そんなことで38万円の予算措置をさせていただいたわけですが、現在32名の推進員の方々にいろいろな面でご提案等をいただいております。さらにこの推進員等を中心としまして、この話し合いを活発化していきたい、そんなことで報償費、これは主に講師の謝礼等でございますけれども12万5,000円、さらには需用費、これは会議費10万5,000円。

さらに、委託料としまして今回435万8,000円、これにつきましては地域の実情に合った必要機能等を調査に基づきまして、施設のイメージ、あるいは概算事業費、あるいは整備手法、あるいは管理運営体制、こういうものをひとつコンサルを入れて検証していきたい、そんなことで今回、業務委託費として提案をさせていただいたものでございます。

さらに、使用料及び賃借料につきましては、研修会時のバスの借り上げ16万8,000円、合わせまして475万6,000円、これを計上させていただいたものでございます。

以上で農水産課の説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 商工観光課のほうから補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

引き続き13ページのほうをご覧いただきたいと思います。

7款商工費、1項2目商工振興費、13節委託料、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業の内容についてご説明申し上げます。

これは、議案質疑のほうで重複する説明になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ふるさと産品ショップ駅前市場「おあがん旭」は、県のふるさと雇用再生特別基金を活用した事業でありまして、雇用の場の創出、中心市街地の活性化策、地域産品のPRという3つを目的としておりまして、商工会へ委託したものです。

業務の委託に当たりまして商工会と協議していく中、当初雇用人数は3人を予定していましたが、定休日なしの店舗運営ですとか勤務体制の見直しなどから、雇用人数は4人とさせていただきます。

また、バーコードによる販売管理ですとか、出店者への売上げ金の入金業務を行うには、通常のレジスターでは対応できないということから、委託販売の事務管理ができますポスレジというシステムで、ポスレジを導入したいなどによりまして、委託費が増となることわかり、県と協議した結果、補助金の増額が認められましたので補正させていただくものです。

補正の主な内容としましては、先ほど申し上げましたとおり人件費の増が201万6,000円、備品のリース料が145万8,000円などです。

なお、歳入のほうですが、恐れ入りますが9ページのほうをお開き願ひたいと思ひます。

9ページの14款2項4目労働費県補助金、説明欄の1番、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金458万6,000円ということで、補助率は10分の10となっている事業でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の補正予算につきまして補足をさせていただきます。

今回の補正は2件を計上しておりまして、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費でございますが、街路整備事業（谷丁場遊正線）につきまして繰越明許費として1億6,900万円を計上したものでございます。

その理由としてありますが、1点目は用地取得につきまして、相続の関係で日数を要していることがまず1点。2点目は、JR千葉支社と橋台部についてこれまで施工協議を行ってまいりまして、8月に協議が調ったんでありますが、今後詳細設計を行っていくわけでありまして、その積算内容が専門的になりますので、これらの積算業務に約2か月程度の日数を要すること。3点目は、契約方法が一般競争入札となりますので、結果として契約事務に一定の日数が必要となりますので、年度内の完成が見込めないということで、あらかじめ予算の繰り越しをお願いするものでございます。

なお、今後の予定としてであります、一般競争入札を執行いたしまして、仮契約を締結後に、できれば12月議会に契約議案を提案したいと、このように考えているところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

一番下段になりますが、8款3項4目公園費の補正でありまして、説明欄1の公園維持管理費の11節修繕料に285万円の追加補正をお願いするものでございます。内容は、海上コミュニティ運動公園内にあります大型遊具の修繕を行うものであります。修繕の内容ですが、滑り台のローラースライダーを交換するとともに、幼児、小さい子ども等に対する安全対策としまして、遊具の下側部分の補修工事を実施するものでございます。なお、これらは保育園等の利用者団体からの要望を受けまして、安全対策の一環として修繕を実施しようとするものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 何点かお尋ねします。

まず、農業振興費、説明欄の水田農業構造改革推進事業ですか、これはえさ米の増加ということですが、これはえさ米の増加のみなんですか、それとも当初の販売価格がありますね、これが変わったのかどうか。

それから、あとは、同じ13委託料、コンサル業務ですか、435万8,000円組んでありますが、このコンサル業務というのは最終までを含めてこの金額になるのか。

それから、あとは今度は13ページの商工振興費、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップの運営事業でございますが、これは何か月か前から始まったわけでございますが、出店者の個人ごとの一番最高の月の売上金額、それからまた最低の売上金額はどうなっているのか。また、その推移についてお尋ねをしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、1番目の転作のほうの水田農業の関係でございます。

これは、単純に当初の飼料用米、えさ米が70町歩から124町歩にふえたということで予算措置をさせていただいたものであります。国のほうからは、例の所得補償のモデル対策の関

係で10アール当たり8万円という支援、これは面積に基づきまして国から支援をいただけるということで、面積がふえたからといって薄まらない、そういうことになっています。それに上乗せしまして市の支援をさせていただきたい。

畜産農家への販売でございますけれども、当初からキロ当たり50円というようなことで、それぞれ養鶏、あるいは養豚農家の方に買っていただいております。ただし、9月に入りまして、実は、相当程度今年、豊作、ある程度とれたという部分もあったり、実は倉庫がいっぱいになってストックヤードがちょっとないということで、当初農協さんの一部あいているところをお借りするべく今までちょっと進んでおったわけですが、セキュリティの問題、例えば盗難に遭ったらどうするんだとか、あるいはネズミが入って来て、それをえさとして流通というのは余り好ましくないという、不衛生だということ、そんなことで実はすべて神栖市のほうの倉庫を、直接今回は鹿嶋で粉碎処理をいたします。そんなことで、その大型の倉庫を貸し切るということです。それは畜産農家が負担する。

ただし、そこまでの搬入につきまして、直接農家が持って行っていただければキロ50円そのままなんですけれども、一部持って行けないという方につきましてはキロ48円ということで、2円その分負担していただくというようなことで今進んでおります。そんなことで金額的には変更はないということで理解をしております。

それと、コンサル、今回は委託料の問題でございますけれども、最終までかということで、今回はあくまでも、よりよい施設整備をするためにどういう施設のイメージがいいのか、あるいは、この旭市にとってどういう施設がいいのか、そういうところにつきましてコンサルからのいろいろな情報をいただきたい、あるいは提案をいただきたいというようなことで、一応最終ということではないとは思いますが、例えば、最終となりますと用地の選定までいくのかという部分ですが、そこまでは当初考えてはおりません。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） おあがんな旭の今までの個人ごとの、出店者ごとの最高金額の推移、または最低ということですが、個人ごとは申しわけありませんが、データとしてとってないんですが、品目別、こちらにしておりますのは種類別ですとか、そういったようなものについてはデータとして今持っているんですが、個人ごとの集計は、申しわけありませんが持ってないんで、ありません。

質疑のほうでも申し上げましたけれども、今平均4万円くらいということです。最初のほ

うは、オープンして数日間はちょっとセールというか、特典付のものをやりましたので12万円、13万円という数字を記録したんですが、最近のほうは4万円ぐらいに落ちついているというようなことから推測しますと、一番売れているところでも数万円だというふうに推測できます。それと、売れていないところ、最低ではというお話ですが、最低のところは、売れないのでということで辞退された方もいらっしゃいますので、ゼロ円ということ記録していると思います。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、えさ米の問題につきましては、これは当初の契約金額と同じということですね。

それから、コンサルの委託料ですが、まだ何も決まらない中で、じゃあれですか、最終までのコンサルじゃなく途中までのコンサル料ということですね。結局、一番何をやるにしてもまず場所、それから、どういう施設をつくるか、どういうふうにするか、それがないうちで、コンサルを頼んでも何にもならないと思うんです、この前も私も言いましたが。コンサルの定義というのはどういうふうに考えているのか。

それから、商工費の商工振興費ですか、この問題ですが、今、日に4万円くらい、それで三十何人の出店者がたしかにいると思うんですね。そうすると、一番売れている人でも1万円くらい、そうするとほかの人はほとんど売れなくなっちゃうということなんですよ。そんな中で、結局市民は、やはりアンテナショップと、中身は知らないからアンテナショップとして見るわけですね。市は雇用対策だと、そこに大きなギャップがあると思うんですがね。この補助金がなくなったときに、このアンテナショップを閉めたら、やっぱり何だ市役所のやることはと言われかねないと思うんですよ。そういう中でこの問題はどういうふうに考えているのか。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 確かに高橋委員のご指摘のとおりだと思います。本会議でも答弁申し上げましたけれども、今現在スタートしたばかりで、6月30日にスタートして8月まで、まだ2か月半くらいが経過した中でのものです。本会議でも私、答弁申し上げましたけれども、本当にその補助金にまるっきり頼っている事業ということで、そのお金を使いながら雇用を4人生み出しているということと、生産性としましては旭を少しでもPRしたいということで、これはご答弁申し上げたとおりでございます。終わった段階で、引き続いて、

例えば商工会さんのほうが継続するかですとか、こんなのやっていられないという形で終わっちゃうのかどうかというのは、今後の事業の推移にもよりますけれども、担当課としましては答弁したとおり、雇用の場というのが非常に大きな事業の目的の一つですので、継続していただければ本当にありがたいなという気持ちはありますが、今の経営という感覚からしますと、まるっきり委員おっしゃるとおり1人分の人件費にもならないというような状況が続いているのは事実でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは委員からコンサルの委託料につきまして、用地がまだ決まっていないのというご質問があったわけですが、実はこの用地を決めるに当たって、ぜひこのコンサルのひとつ意見をいただきたい、そんなことで今回提案をさせていただいたものでございます。

コンサルにつきましては、基本調査というようなことで、この旭市で道の駅を計画するのであれば、その概要はどういうふうな形でいったらいいのか。あるいはこの旭市のいろいろな条件、これに沿った整備計画はどうあるべきか。あるいは周辺施設の概要、これは周辺施設というのは、例えば匝瑳市にあるふれあいパーク、あるいは隣にある風土村、そういうものの等の情勢、あるいは社会経済の情勢。あるいは関連団体とぜひヒアリングをしていただくということで、商工会はどういうふうに考えているか、あるいはJAはどういうふうに考えているのか、あるいは、それは我々も入りますけれども、JAが直売をやるという、そういう構想があるのかどうかも含めまして、突っ込んだことをさらにコンサルと一緒に入っていききたい。あるいは計画の条件の設定、あるいは必要な機能、あるいは機能の配置、あるいは動線計画、あるいは施設のイメージ、平面プラン。特に大きいのは事業費の概算、あるいは整備手法と管理運営体制、今後の課題、そういういろいろなものをコンサルのほうから我々に提案をしていただいて、よりよい施設に向かって進みたい。特に推進委員会にもオブザーバーとして参加をしていただきまして、いろいろな地域の事例等につきましてアドバイスをいただく、そんなことで考えております。

実は、隣の町の栗源の道の駅、あるいは多古につきましても、県の施設、あるいは県がここをつくろうという、あるいはここを使っていいよという、そういう土地があったということで今まできたという、そういう我々も情報もいただいております。旭市はそういうのがなかなかないというところですが、これから旭市のあいている土地も含めてどこがいい

のか、そんなことも含めてご提案と一緒に、いろいろな知恵を外部からいただきたい、そういうことでコンサルにつきましてよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） コンサルに建物をどうするこうする、それからどういうふうに運営、ある程度それはいいと思うんですよ。しかし、場所が決まらない中でコンサルも何とも助言のしようがないと思うんですよね。よくコンサルコンサルって、コンサルがどれだけ内容を知っているかということなんですよ。この前言ったように、いいおか荘だってそうでしょう。コンサル頼んで、結果的にこうなっちゃっているわけですよ。

いずれにしても、コンサル頼みでなくちゃできない計画は何なのかということなんですが、その辺、副市長はどう考えていますか。

○委員長（滑川公英） 副市長。

○副市長（増田雅男） 高橋委員がおっしゃっていることは重々私ももわかっているつもりでございます。いずれにしても、今回この間の一般質問、議案質疑等でも市長のほうから答弁しておりますが、これから道の駅を進めるに当たって、32人の委員さんの検討委員会を設置してございます。それとは別に、また専門的な見地からコンサルの意見をいただきたいと、そのようなことで今回お願いするわけでございますので、それらのコンサルの意見、また専門委員会の意見等をお互いにマッチングさせながら、よりよい施設の建設に進めてまいりたいと、そのように思っているので、ご理解をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 一般企業であれば、我が社をどうするのか、これは内容を一番知っているのはやはり会社の人間、企業の人間ですよ。それと同時に、やはりこの地域の実情を知っているのはやっぱり市の職員だと思うんですよ。市の職員を含めた外部の人ですか、外部というのはこの市内のね。そんな中で、何がなんだかわからない中で、ただやればいいのかというものじゃないと思うんですよね。

先ほどのおあがんな旭もそうでしょう。おあがんな旭だって、市民はまだ雇用という、そういうことは全然念頭にないわけですね。今度市で、幾ら委託しても、市でアンテナショップをつくったけれども、やっぱり市役所のやることだと、それで終わっちゃうわけですよ。だからそういう中で、幾ら市の金でなくとも、県の補助金であっても、やっぱりある程度そういう将来を見据えたことをやらないと、極端に言えば市の職員が能力がないということになっちゃうんですよね。市の職員が能力がない、また市が能力がないということになっちゃ

うんです。それなら何でやるんだということになっちゃうわけですよ。

いずれにしてもこの委託の問題ですか、もう少しやっぱり慎重に対応していただきたいと思いますよ。それで、いずれにしてもこれは、委託料はまだ場所も何も決まらない中でやったらもっとかかるわけでしょう。どうなんですか、その辺。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、うちのほうの課の内部ではこのコンサルの委託につきましてはどういうような、これからもしこの議案が通ればですけども、その中でちょっと発想を変えて、例えばいろいろな業者の方に企画提案していただいて、それを一つ参考にして、お金が低けりゃいいということじゃなくて、企画力、そういうことについても、あるいはこの地域に合ったようなことを、本当にその会社がどれだけ知っているかどうか、そういう面も含めて、業者選定に当たっては注意しようねという形では考えています。

それと、場所が決まらないでというのは、本当に大きな問題だとは思いますが、実は場所を決めるためにぜひこのコンサルを入れたい。例えばこの地域に合ったものが、市長が出てます、体験もやりたいなという市長が言ってます。体験をやるについては、例えば国道沿いがいいのか、あるいは一般農道でも、農道でも実は道の駅をつくったというケースが埼玉県のほうにもあります。わきは農道なんですと、これで道の駅に認定いただきました、ただしトイレの補助はなかったですけどもという、そういうのがありました。ただしそこが結構入っています。

そういう、例えば体験を入れるであれば、そういうところがいいのか、あるいは漁業を結びつけるのであれば海に近いほうがいいのかとか、いろいろな部分で、実は用地を最初に入るのがいいのか、あるいは本当に何を旭市は求めていくのか、それを我々も議論したわけですけども、できれば何を求めていくかそこから入りたい。それに合ったところの用地をひとつ選定をさせていただきたいなと、そんなことで用地が先か、基本の部分が先かと思ったんですけども、やはり基本の、どういう旭市が求めていく、そこが一番重要かなと、そんなことで今回基本調査ということで提案をさせていただきたいと思います。

市の職員も今回につきましては十分これは入って、我々にはない、いろいろな国の情勢、例えば農産加工については6次産業化で、国はこういう予算措置をこれから24年、25年考えていますよ、その面も含めて、現時点の情報じゃなくて、先行きの情報を含めて、そういう専門の立場から助言をいただきたい、そんなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） いろいろな業者と言いますけれども、やっぱり業者によってまちまちだと思っんですけれどもね。そういう中で果たして、今度、ではその業者をどういうふうに選定するか、また、コンサルに頼んで用地云々って今話がありましたけれども、建物はどうでもなるわけですよ、建物までは。しかし、用地というのは、相手のいることなんですよ。相手がいるわけですよ。そんな中で、これはかなり難しいと思っんですよ。一説によりますと、飯岡のカインズのわきあたりをと、そういう話がありますけれどもね、道の駅の件については、やっぱり万全を期してやっていただきたいと思っますよ。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） それでは、農業振興費のやはり13ページの説明欄13の委託料ということでございます。

このコンサルタント業務委託料でございますけれども、今回お願いしようとしているコンサルの業者は、千葉県内、あるいはいろいろなところで多分、数多くやっていると思っます。その主な道の駅とか直売所でもやっているところがわかれば、ちょっとお知らせ願ったいと思っます。よろしく願っします。

○委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） お答えさせていただきます。

まだ業者等は一切決めてはございません。これから、ただなるべく多くの方に入っただきたいなと。その知恵もすべての知恵をいただきたいなと、そんなことで先ほど、できれば単なる金額だけではなくて、企画提案していただいて、その企画提案の中身を見せていただいて、本当に業者がここが適切かどうか、そういうことで判断したいなというふうに入っています。

ちなみに、昨日も実は市長が道の駅を3ついろいろ視察をしていただいたわけですが、その中でもほとんどやはりコンサルには入っただいたと。特に栗源等につきましては、ああいう今は車が結構通りますけれども、当初はここでやって大丈夫かといういろいろな声があったと。ただ、そこで当時の役所のほうでもコンサルに入っただいて、やはり人を集めるのには道路もさることながら、いろいろなイベントも開催したらどうか、いろいろなご意見をいただいて今に至っている。そんなことで、先進事例を参考にしながら、

今回提案させていただいたものでございます。よろしくお願いします。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 2点ほどお願いしたいことがございます。

まず、農業委員会のほうでございしますが、農地制度実施円滑化事業ということで、これが9月1日に認可されたということで、耕作放棄地が500ヘクタールあるということでございましたが、私も今農家をやっておるわけでございますが、これから出る本当の雑草の飛散した農地、飛散したあれが本当に大変な労力がかかるわけでございまして、種の場合には1回飛散すると、それがもう10年取らなければもうだめだということを聞いておりますので、その辺、放棄地の雑草の対策、これをぜひやっていただきたいと、そのように思います。

それと教育費ですか、1款のスポーツ振興事業でございします。これ……

（発言する人あり）

○委員（嶋田哲純） 失礼しました。それだけです。

○委員長（滑川公英） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今委員のほうから話がありました耕作放棄地、この対策、対応のほうは農水産課と、今農業委員会が組んでやっているわけですが、農水産課のほうでこれからやりたいという事業、これにつきまして説明をさせていただきますと答弁に代えさせていただきます。

現在、いろいろな農業の補助金、今ないないと言われているわけですが、実は耕作放棄地の対策につきましては、既に農水省のほうで予算措置されております。千葉県に基金として現在お金が来ていまして、本年当初で3億5,000万円、ただ、今まで使っていました約5,000万円使って、今3億円残っている、この3億円を有効利用をぜひしろということで、現在県のほうからも指示をいただいております。

この3億円の使い道でございますけれども、市の中に耕作放棄地の対策協議会を作りまして、その協議会のほうに予算を流すということでございます。市の予算を通さずに、協議会へ流すという。この協議会の中で、農業者、これは自分で休耕農地をつくった方に支援じゃなくて、休耕農地を活用するという、そういう方に支援でございます。荒れ具合に応じまして、10アール当たり3万円から5万円、これを支援をします。さらに、荒れ具合が相当進んでおって、例えば重機、コンボ等が必要であれば、これは必要な機械の2分の1、作業料金の2分の1程度を支援をしますということになっております。

特に、今ご質問の草の種がということになると、プラウで反転をして、表土を下のほうへ持って行って、下のほうの土を上へ持って来て、それで作るのが一番いいのかなと、そんなことで考えています。

さらにこの耕作放棄地の対策につきましては、2年目以降、例えば土がやせているということであれば、堆肥投入、あるいは緑肥栽培等で10アール当たり最大2万5,000円の支援を最大で2年間、こういう支援ができる、そういうことになっております。

特に水田で、例えば今まで雑草でつくれない水田、こういうものであれば、先ほどのえさ米等をつくれば、10アール当たりさらに8万円の支援が国でダブルで支援しますよという、そういう仕掛けになっております。さらに、協議会で農業機械を購入するということであれば、機械のリース、あるいは、例えばそこにビニールハウスをつくって季節野菜をしたいという方、そういう方に貸してもいいわけですが、そういうものの2分の1の支援、そういう手厚い支援になっております。

9月末にはこの協議会を立ち上げて、農業者の方に、こういう制度の啓蒙を進めてまいりますので、ぜひこういう制度に乗って、休耕地対策を市のほうで一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） そのほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 先ほど平野委員の質疑に対して、答弁されるのかなと思ってびっくりしちゃったんですけども、その辺でコンサルの、これからもう委託するわけですけども、委託するうちの基準等何かあるんですか。先ほどいろいろな多方面からのようないろいろな、答弁の中で、いろいろ農水産課長が答えていた中でわかるんですけども、何かきっちりしたライン的なもの、例えば、職員採用だったら点数とか、そういうものがあるんですけども、かなりコンサル業務というのはいろいろな角度からやるとかなり多いと思います。しかし、そういったものを選定する際の基準になるものがあればお願いしたいなと思います。

それと、水田農業構造改革推進事業、これらについて補正で出た中では、県の補助金152万1,000円ですか、ありますけれども、当初予算は、ちょっと予算書を見ればわかるんですけども、ちょっとその辺もあわせてどのくらいあったのか。例えば70町歩から今回124町歩になったわけでしょう。そうすれば70町歩のときに県の補助金がどのくらいあったのか。それから、反当どのくらいの基準で販売がされているのか。

あるいは、それと利用者のほうです。先ほど粉碎で鹿嶋のほうへ、倉庫へ入るのは粉碎す

るという話ですけれども、直接農場等へ持ち込まれたのは玄米のままで多分処理されるのかなと思いますけれども、その際の、当然いろいろな基準があると思います。利用先で多分米だとなかなか我々も素人認識でしますと、仕分けできないと思いますよね。例えばトウモロコシあたりだと多分魚粉をまぜるんですけれども、そういったのを現実的には、米であれば、多分粉碎しないで玄米のままで倉庫へ入った場合に、玄米で使用する場合もあるということがあれば、そういったものを仕分けがはっきりわからない部分があると思いますが、その辺何かわかる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 1番目のコンサルの関係でございますけれども、これは契約担当課とよく詰めますけれども、あくまでも担当課のほうでは、単なる手を挙げたということじゃなくて、例えば今までの実績、例えばどこの道の駅に携わりました、そういう携わったところが本当に今どうなっているかという追跡調査等もしまして、そういうものも一つの基準かなと、そんなことで、先ほど単純に金額だけでということになりますと、余りいい会社にくめぐり会えないのかなということで、そんなことで考えております。ちょっと発想を変えて、ひとつ業者さんには目いっぱい働いていただくような、そういう仕掛けで考えております。これは、契約担当のほうと一緒にこれから本当にどれがいい契約なのか、これは市長とも相談して、このお金が有効に使われるように努めたいというふうに考えています。

それと、水田農業の関係でございます。

出荷の形態でございますけれども、養豚については、実はあくまでも玄米で欲しいなという、豚については、実は殻は余り栄養価がないということです。ただ、逆に養鶏については、むしろ保存等が、殻がついていたほうが、もみ米のほうが適しているというようなことで、養鶏については、もう構造が違いますので、もみ米で結構ですよという、そういう部分で言われております。

ただ、一部養豚農家についてはそのまま粉碎しますので、もし農家の方がどうしてももみ米でということであれば、それはそれで結構ですよ。あるいは冷蔵庫等もありますので、その中で収容可能な分については、例えば直接ほ場から持ち込んで、まだ水分が多いと思うんですけれども、そのままにしておくとはってしまいますけれども、それを冷蔵庫に入れる量が可能であれば、それはそれでもみ米で、生乾燥で受ける。いろいろなパターンが現在蓄種ごとに決められて、畜産農家が受けられる体制で稲作農家には出荷をしていただい

るところでございます。

さらに、お米ですので、これは不正規流通があると大変なことになります。そんなことで、先ほど言いました農協さんのある出荷場、野菜の出荷場の跡を我々ねらっておったわけですが、そこではちょっと盗難だとか、いろいろな面のセキュリティーが法令遵守の部分で農政事務所でちょっとチェックがここはひっかかるなど、そんなことで今回セキュリティーの安全な倉庫、ここは神栖市にありますので、そこをストックヤードにしたということでございます。これは農政事務所も相当チェック体制を強化していただいていますので、不正規流通はないということで、これからも発生しないという、そういう条件で今進んでおります。

それと、予算の関係でありますけれども、当初えさ米につきましては補正前が70町歩、これを実は想定をしておりました。今回124町歩というようなことで、54町歩ふえたという、さらには、ホールクロップサイレージ、これは飼料用の稲、これにつきましては当初25町歩であったわけですが、これが21町歩になったというような形で、それぞれ若干ホールクロップサイレージはちょっと減って、えさ米が相当数ふえた、これは例の所得補償の関係かと思えますけれども、そんなことでの推移でございます。よろしくお願いします。

（発言する人あり）

- 農水産課長（堀江隆夫） 当初の金額は、えさ米につきましては、70町歩で、2つ分かれていまして、1万5,000円が実は単位面積当たりの支援で、これが当初1,050万円でございます。それと別に、実は種もみの補助というような形で、当初70町歩2,600円支援させていただいています。これが182万円というような金額になっております。合わせまして1万5,000円と2,600円で1万7,600円の支援でございます。

（発言する人あり）

- 農水産課長（堀江隆夫） すいません、ちょっと答弁漏れで。

10アール当たり何俵基準かと、これは例の加工用米と違って基準というのは設けてございません。すべてと、その契約したほ場から生産されたものは、くず米も含めてすべてえさ米として提供をしていただきたいと。例えば10俵とれたら10俵ください。あるいは12俵とれたら12俵いただきたい。ですから、農家の方はそれをキロ50円で販売しますので、多くとれば多くとれた分だけ農業者の所得の向上になる。農水産課のほうでは、なるべく多くとれる専用品種、これを今努めて農家の方には作付をお願いした。ただ、なかなか種もみが手に入らないという部分があって、本年につきましては、ふさがね、あの品種が結構とれるとい

うことで。ただ、ふさがねをえさ米にしたという、千葉のお米のイメージが悪くなりますので、従来のちば28号という、そういう品種名で飼料用米については作付をお願いしてあるところでございます。

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、反当のどれだけという形じゃないということですから、少ないのと多いのといろいろあるところもあり得るわけですね、当然。そしてまた受け入れるほうも問題になくそれは多けりや多いだけ来てもいいよと。なけりやないよという形の受け入れ態勢というふうに進んできたということでもいいのかな。

それと、先ほど補助金、当初のやつが1,050万円と182万円で行ったんですか。1,050万円と182万円と言いましたっけ当初予算の補助金。1,050万円と182万円で行ったですね。

そうしますと、今回は五十何町歩ですか、ふえたの、当初と比較すると、54町歩ですか、そうしますと、152万円、本当これだけは当初にプラスちょっとあったというものの理解になるのかな、そうすると。1,232万円ですか、当初はあったんですけども、70町歩で、今回152万円ですよ。そうすると、五十何町歩ふえたけれども、補助金というのはそれだけしかつかなかったということになる、理解されていいんですか。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員最初の質問でございますけれども、数量が、例えば少ないところ、あるいは多くとれるところもございます。当初畜産農家との契約の中では、共済の基準収量これあたりをもとにして最低このくらいはいけるでしょうと。ただし増減はありますよということで、そういうことで契約をしてございます。

ちなみに、10アール当たり、我々はよく説明では最低10俵くらいはとっていただきたいというようなことで、10俵とっていただくと3万円、そんなことで説明をさせていただいてあるところでございます。

先ほどの、あと面積の関係ですけれども、当初予算の中ではえさ米が70町歩、ホールクroppサイレージが25町歩、計95町歩で1万7,600円、これを仕組みにさせていただきました。これが最後の作付の確認の中では、えさ米が124町歩、ホールクroppサイレージが21町歩というようなことで、145町歩、その増の部分について今回10アール当たり1万7,600円を補正措置させていただく、そんなことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（滑川公英） そのほかには。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） 本会議で説明申し上げましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（滑川公英） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、市道路線の認定及び廃止について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長（滑川公英） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは農水産課のほうから2点ご報告をさせていただきます。

資料のほうを2枚お手元のほうにお配りをさせていただきました。この資料に基づきまして2点説明をさせていただきます。

1点目は、お米の関係でございます。

ちょっと資料には書いてありませんけれども、ご承知のようにお米が今相当安く今年はなってきたております。当初、今年は豊作かなというようなことであつたわけですが、農協の関係職員等に聞きますと、豊作がどうもここへきて平年並みくらいになっていると、そんな状況だそうでございます。特に、5月に気温が低かったとか、そんなことが災いしているのかなと。それと今年は特に暑過ぎてなかなかということで、ただ、わせ品種は殻が厚いとか、そんなことでいろいろな問題で収量的には平年並みと。ただ、JAの販売金額につきましては、現在昨年から比べると1俵当たり1,200円ほど金額が下がっている、そんな情勢でございます。ただ、今年JAさんの金額が一般の業者さんよりも若干高いというようなことで、そんなことでJAの集荷もほぼ例年14万俵くらいはいくのかなと。ただ、市内のお米からして見たらば、相当いろいろな方に流れている部分がございます。

資料のほうの説明のほうに入らせていただきます。

資料のほうは、戸別所得補償モデル対策の状況を情報として出させていただきました。これは千葉県全体での数字がここに書いてあります。52市町村でモデル対策加入は5万9,931件ということでございます。あと所得補償につきましては、記載のとおり申請件数が9,003人、旭市の場合は、実はこの中の270件ということでご理解いただきたいと思います。この対象農家の率ですと10.17%、これは市長の政務報告にもありましたように、約1割の方が今年からの所得補償に加入をしていただいたということでございます。

ちょっと下のほうに2段立てになっています戸別所得補償ですが、一つは戸別所得補償モデル事業の加入、これが旭市の場合は218、水田利活用、これが、この上のほうの所

得補償のモデル対策、これは作付面積、お米を作った面積に対しまして、自家用米を除いて10アール当たり1万5,000円、これを国が支援しますという、そういうものでございますけれども、これが218件。それと水田利活用、これが先ほどのえさ米等ですと、10アール当たり8万円、これを手を挙げてくれた方が259件あるということでございます。中身的にはここに記載のとおり、飼料用米から加工用米、WCS、これが稲ホールクロップサイレージ、飼料用稲でございます。あと、米粉用が2反、記載のとおりでございます。

裏のほうに、しからは県下全域の状況はどうだということで記載してございます。右側の欄のちょうど中段よりちょっと上のほうに旭市、ゴム印で10ということで掲げてございます。これは10というのは千葉県の中で加入件数が多い順番、これが10番目ということでご理解いただきたいと思います。270件。経営形態は個人が263、法人が6、集落営農のところで集落全体でやっていただいているところが1集落でございます。県下の状況はこうということでございます。情報としてひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1枚のペーパーで委員さん方に予定をあらかじめ入れていただきたいと思いますということでお配りをさせていただきました。秋のそれぞれのまつり、10月31日にいきいき旭・産業まつり、11月7日にふるさとまつり・ひかた、11月23日に海上の産業まつり、記載のとおり実施をいたしますので、委員の皆さん方にもぜひ計画の中にあらかじめ入れていただければと思ひます。

以上で農水産課のほうの説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、商工観光課のほうから、資料のほうはございませんが、2点ほどご報告させていただきます。

まず、1点目ですが、あさひ新産業パークの利用状況について申し上げます。

企業の進出状況につきましては、昨年2社の創業が開始されたところですが、今年に入りまして去る7月13日に既存立地企業の株式会社小林商事と、敷地拡張ですが契約を取り交わしたところであります。立地面積につきましては、隣地1区画0.3ヘクタール、既存面積と合わせますと0.9ヘクタールということになります。

現下の経済情勢は相変わらず厳しいという中で、景気動向も不透明となっておりますが、今後も地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、千葉県並びに県土地開発公社などと連携を図りながら優良企業の誘致に向けて努力してまいり所存でございます。

次に、2点目ですが、商業振興について申し上げます。

去る7月4日から旭市商業振興連合会が発売しましたプレミアム付き商品券の利用状況について申し上げます。

今回は、1年の期限付きプレミアム商品券を1万2,000セット、額面では1億3,200万円分を市内5か所で発売したところ、1,017世帯、2,489人の方に購入いただきました。8月31日現在での換金状況ですが5,055万3,000円で、換金率は38.3%となっています。業種別では、1位が飲料・食料品で1,925万1,000円で全体の38.1%、2位は家具、家電、家庭用品、ギフトで826万4,000円の16.3%、3位はタクシー、ガソリン、自動車・自転車で753万8,000円、14.9%といったような状況になっています。また、1年の期限付きということもあり、利用状況も良好で、市内商業への景気刺激や活性化に寄与していると考えております。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課からは面整備工事の執行状況についてご報告いたします。

今年度予定しておりますイ網戸地先の旭中央病院北側進入路及び愛宕団地内の2.4ヘクタールの面整備工事につきましては、8月に管渠建設工事として発注したところであります。工事に当たっては、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

11時15分まで休憩いたします。農水産課以外は退席してください。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時26分

○委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

- 委員長（滑川公英） 去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情、陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情の2件であります。

それでは、陳情の審査に入ります。

初めに、陳情第9号について、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、続いて陳情第10号について、審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでございました。

（執行部退席）

- 委員長（滑川公英） 初めに、陳情第9号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

日下委員。

- 委員（日下昭治） これらは農業者を守るという意味からしまして、委員会では採択をする方向で進めてはどうかと思いますけれども。

- 委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、陳情第9号の審査を終わります。

続いて、陳情第10号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

嶋田委員。

- 委員（嶋田哲純） 旭市でもまだまだ農業者がいるわけですので、これもぜひ通していただきたいと思います。

- 委員長（滑川公英） そのほかには。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようですので、陳情第10号の審査を終わります。

陳情の採決

- 委員長（滑川公英） 次に、討論を省略して採決いたします。

陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、陳情第9号は採択と決しました。

陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（滑川公英） 全員賛成。

よって、陳情第10号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

- 委員長（滑川公英） 再開いたします。
-

意見書案の説明

- 委員長（滑川公英） では、続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

（意見書案配布）

- 委員長（滑川公英） それでは、陳情第9号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

- 事務局長（堀江通洋） 陳情第9号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配布してございます備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書（案）

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」の受付が4月から始まり、事業が動き出しました。

「米戸別所得補償モデル事業」に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことです。特に、政府が2月に、16万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大です。その原因は、買い入れ数量の少なさと合わせて、12,900円台という異常な安値で買い入れた政府・農水省の姿勢は、市場に米価先安のシグナルを発信し、過剰感を一気に広げたことにあります。備蓄米の買い入れが米価の下落を招いたことは重大な失政といわなければなりません。

米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものと考えます。今日の過剰感のある米の需給状況のままでは「米戸別所得補償モデル事業」が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できません。米価が下落すれば、制度上、さらなる財源の投入は避けられなくなります。

したがって「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急の課題です。

今、市場で問題視されているのはせいぜい30万トン程度の過剰ですが、もし、現状を放置すれば秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は「底なし」の状態になりかねません。今、ただちに対策をとることが強く求められています。

政府は、今回の買い入れによって国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしているが、その中身は、05年産など、主食には不向きな30万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ30万トンの買い入れは充分、可能です。

以上のことから、次の事項を要望する。

- 1．当面、緊急に30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること
- 2．新政権のマニフェスト、300万トンの備蓄を回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式に早期に実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、農林水産大臣あてです。

以上です。

○委員長（滑川公英） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議がないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、陳情第10号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） では、陳情第10号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配付してございます国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTAA推進路線の見直しを求める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTAA推進路線の見直しを求める意見書（案）

FAO（国連食糧農業機関）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農水省も「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食糧価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。こうした事態は、これまでの自由貿易万能論のゆきづまりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させることの重要性を示しています。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO農業協定路線や、WTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTAA路線の見直しを強く求めています。

昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を構築することを打ち出すに至っています。APECには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明かです。

政府は「農業に影響を与えないFTA交渉」を強調しているが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねません。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40%程度に落ち込んだ食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。

以上のことから、次の事項を要望する。

- 1．EPA・FTAA推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」による農産物の関税撤廃を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、農林水産大臣あてです。

以上です。

- 委員長（滑川公英） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすE P A ・ F T A推進路線の見直しを求める意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（滑川公英） ご異議がないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

- 委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 1 6 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 1 6 日 (木 曜 日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 2 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第 1 5 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 8 号 工事請負契約の締結について

《付託陳情》

陳情第 1 1 号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情

出席委員 (8 名)

委 員 長 向 後 悦 世

副委員長 林 七 巳

委 員 林 一 哉

委 員 嶋 田 茂 樹

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 員 伊 藤 保

議 員 飯 嶋 正 利

説明のため出席した者 (2 9 名)

教 育 長 多 田 哲 雄

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

環 境 課 長 浪 川 敏 夫

保 険 年 金 課 長 花 香 寛 源

健康管理課長	石 毛 健 一
子育て支援課長	林 芳 枝
病院事務部長	渡 辺 清 一
学校教育課長	平 野 一 男
国体推進室長	高 野 晃 雄
病院経理課長	鈴 木 清 武
病院長 再整備室長	鎚 木 友 孝

社会福祉課長	在 田 豊
高齢者福祉課長	渡 辺 輝 明
庶務課長	加 瀬 寿 一
生涯学習課長	野 口 國 男
病院事務次長	石 鍋 秀 和
病院契約室長	奴 賀 政 志
その他担当員	12名

事務局職員出席者

事務局 長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和

事務局 次長	向 後 嘉 弘
--------	---------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、文教福祉常任委員会にご参集いただきましてご苦労さまでございます。

異常気象という猛暑も過ぎまして秋らしくなりましたが、早朝より雨となりましたが、我が旭市に恵みをもたらす雨と思います。本委員会は、市民の皆さんのことを第一に考え、旭市発展のために取り組んでいただきたいと思います。

本委員会に付託されました4議案と陳情1件について、慎重なる審査をよろしくお願い申し上げます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤保議員、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 2 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 2 分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

初めに、11日土曜日の中学校5校の運動会につきましては、熱中症等でいろいろご心配を

いただいていたところですが、おかげさまで無事終了することができました。お忙しい中、朝早くからご出席、ごあいさつ等いただきありがとうございました。今後ともご指導のほどよろしくお願いをいたします。また、18日には、富浦小学校を除く14校の小学校で運動会が予定されていますので、これにつきましても、ご出席、ごあいさつをいただき、士気を盛り上げていただければと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表し、ごあいさつを申し上げます。

日ごろより委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援を賜り、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

さて、本日は付託されました4議案、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第12号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、工事請負契約の締結について（矢指小学校校舎改築工事）と、陳情第11号についてのご審議をお願いすることになっております。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上であいさつとさせていただきます。

○委員長（向後悦世） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案、また、去る9月8日の本会議におきまして付託されました議案第18号、工事請負契約の締結についての1議案であります。

初めに、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

- 健康管理課長（石毛健一） それでは、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決につきまして補足説明を申し上げます。

歳出から先にご説明させていただきたいと思います。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費の説明欄1番、がん検診事業233万円の補正は、4月から6月に集団で実施したがん検診、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん受診者が、予定しました人数とほぼ同人数となり、今後実施いたします女性特有のがん検診推進事業分を追加するものです。

歳入につきましては、9ページに戻っていただきまして、上段の1節保健衛生費国庫補助金の説明欄1番、がん検診推進事業費補助金54万2,000円でございます。

それではまた11ページに戻っていただきまして、次に3目母子保健費の説明欄1番、乳幼児医療費助成事業983万5,000円の補正は、乳幼児医療扶助費の増と、12月に実施予定の制度改正に対応するためのもので、7節賃金については、今回の対象者拡大により新たに対象となる小1から小3のお子さん約1,900人の保護者の申請受付と、電算入力等の事務が集中する10月と11月に臨時職員1名を雇用するものです。

20節乳幼児医療扶助費927万1,000円については、本年4月から7月の扶助費支払い額が、当初予算に対して大幅にふえており、本年はこのまま扶助費が推移するものと見込まれます。また、小1から小3までの拡大分は、当初予算では10月からの半年を見込みましたが、県が12月改正、12月医療分により該当し、請求分は2月からとなることから、2か月分の医療費扶助となり、それらに伴い予算を精査したものでございます。

歳入につきましては、9ページ中段の1節保健衛生費県補助金の説明欄1番、乳幼児医療対策事業費補助金237万8,000円でございます。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから、所管いたします補正予算につきまして補足して説明を申し上げたいと思います。

初めに、歳入でございます。10ページをお願いしたいと思います

19款5項3目雑入、説明欄2番のスポーツ振興くじ助成事業82万8,000円でございます。

これは、10月17日日曜日に開催いたします旭市民体育祭が、地方公共団体が行うスポーツ活動として補助対象事業に内定したため、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助

成金を計上したものでございます。

続きまして、歳出、15ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費でございます。

説明欄1番、文化財保護事務費における文化財保存事業補助金69万2,000円でございます。これは、旭市指定文化財について管理者より修理復旧の申請がありましたので、旭市指定文化財修理復旧事業補助金交付要綱により補助金を計上したものでございます。対象となります指定文化財につきましては、三川地区有形文化財の矢刺神社本殿、蛇園地区天然記念物であります普門院のイヌ槇、それと倉橋地区の天然記念物、天神様の森であります。

次に、5目青年の家費でございます。

説明欄1番、青年の家管理費におきます修繕料196万6,000円でございますけれども、青年の家におきまして5月に実施いたしました特殊建築物定期検査で千葉県海匠整備センターより非常用の照明装置について改善指導を受けましたので、1階5か所、2階24か所、計29か所の非常用照明装置を取りかえるものでございます。

次に、5項1目保健体育総務費、説明欄1番、スポーツ振興事業におきます旭市民体育祭補助金100万円は、10月17日の日曜日に開催いたします第1回旭市民体育祭について、地域の説明会を経てプログラムが決定したことによりまして、当初見込んでいなかった経費が発生いたしましたので、市民体育祭実行委員会へ追加で補助金を交付するものでございます。

補正の主な内容につきましては、市民啓発用のチラシ、これは全戸配布を予定しております。それとゼッケン600枚、ロープジャンプ用のロープ15本、これは各小学校区に貸与するものでございます。それと送迎用バスの借り上げ料、そして参加賞、これは全員に配布という内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今説明を受けました10ページのスポーツ振興くじ助成金82万8,000円ですか、これの、どういふのでこの金額になったのか基準を教えてください。

ページごとにいきますから、ちょっと課は違いますが、すみません。

続いて11ページ、乳幼児医療助成事業、臨時職員ということなんですが、時間給はお幾らなのか、お伺いをいたします。

それと、15ページ、文化財保護事務費ですか、これは内訳はどこにどのぐらいの補助金を出すのかをお願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、スポーツ振興事業補助金の振興くじ助成事業の補助金82万8,000円でございますが、これは、いわゆるご存じかと思えますけれども、スポーツ振興くじt o t oによる収益の助成金ということで、独立行政法人日本スポーツ振興センターが平成14年度から実施している、その収益の財源といたしまして実施しているものでございます。

その中の補助対象経費の中に、地方公共団体が行います、例えば今回行います体育祭とか、そういったスポーツ事業を開催する場合には補助対象にするという項目がございます。その中で、このメニューにつきましては事業費を640万円を上限といたしまして、その3分の2を助成すると、こういうものでございます。その中で、やはり補助事業ですので細かい規定がございます。すべての経費が対象となるものではございませんので、私のほうで予定しております事業を精査いたしますと82万8,000円という形の補助金が内定を受けたものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、お答えいたします。

臨時職員の賃金は、予算では日当で組んでおりまして1日6,200円でございます。時間当たりに直しますと800円になります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、申しわけありません、答弁漏れで申しわけありません。

それでは、文化財保護事務費におきます文化財保存事業補助金の内訳でございます。

まず、三川の矢刺神社につきましては、矢刺神社本殿の階段下の床板を交換するものでございます。補助対象経費61万6,455円に対しまして30万円を助成するものでございます。

次に、普門院のイヌ槇の関係でございます。

これは、イヌ槇につきましては幹に亀裂が入りまして、やはり倒木のおそれがあるということで、その幹、これは二またに分かれておりますので、これに支柱2本を取りつけまして

ワイヤーで固定するものでございます。これにつきましては18万5,850円の経費に対しまして9万2,000円を助成するものでございます。

次に、倉橋地区の天神様の森についてでございます。

これにつきましては、やはり倒木の防止ということで、これは付近に住宅がございますので、これへの倒木のおそれが非常に高いということで、これを伐採するというものでございます。復旧に要します経費は75万5,000円、それとこれに対する補助金30万円、こういう内訳でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑ありませんか。

木内委員、よろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、平成22年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について、再度の補足説明をさせていただきます。

最初に、お手元にきょう追加配付資料をしてあります。ページが1ページ、2ページ、3ページという形になっております。そちらもお手元のほうにお出し願いたいと思います。

それでは、補正予算書のまず11ページをお開きください。

表の上段、収益的収入のうち病院事業収益ですが、普通交付税の決定により増額補正をお願いするものであります。その内訳としまして、病床数割単価の増額と感染症病床数分も繰り入れ対象となったことにより、1億585万6,000円の増額になります。それから、元利償還金に係る理論償還の繰入金額の確定により、これは366万6,000円減額になります。

それから、次に子ども手当として4,222万6,000円の増額、次に看護師養成事業繰入単価の増減により、これが799万4,000円の減少になります。これを表にしたものが、本日追加配付した平成22年度旭市病院事業会計第1号補正予算資料の収益的収支1ページ目の上段をご覧ください。

こちらの1ページ目の上段です。

表の左側に増減欄が記入されております。病院事業収益を個々の増減がありますが、総体

的に 1 億3,545万4,000円増額いたします。

続きまして、表の真ん中、負担金交付金が 1 億4,344万8,000円増額となります。さらにその下に、看護師養成事業収益を799万4,000円減額補正をいたします。

続きまして、右側の増減欄をご覧ください。

病院事業費用ですが、総額で6,300万円を増額補正願うものであります。

新棟における開院日は5月上旬を予定しておりますが、22年度中においても引越しに向けての準備が必要となります。当初は病院職員のみで行う予定でありましたが、新棟への患者様の安全な移動、医療機器のスムーズな移設のため、専門知識を持った業者に養生を委託する必要があると判断し、引越し費用として3条予算である医業費用の中での経費で3,150万円を計上するものです。詳しくは後ほど再整備事業全体計画にてご説明申し上げます。

最初にお配りしていますが、補正予算書（第1号）の3ページ目、6条をご覧ください。

これは債務負担行為に關することが出来る事項として、院内引越し費用、期間、平成22年度から23年度までに支払い限度額として5,775万円を計上しております。その内訳は、22年度3,150万円、23年度2,625万円となっております。

続きまして、またもとに戻りまして、表の真ん中、けさお配りをしています追加配付資料のほうです。表の右側の真ん中、研究研修費3,150万円の増額があります。これは内視鏡手術の研究研修費用として使用するものであります。患者様の体力を維持し、早期退院を図るため、従来の開腹手術ではなく内視鏡手術の技能アップが求められ、そのため研究研修費用として増額補正をお願いするものであります。

次に、子ども手当支給に当たっての給与費の増額補正については、今回は見送りをいたしました。その理由といたしまして、今回また人事院勧告が出され、給与費、賞与費を減額支給することとなり、総額で1億500万円程度減額となるためであります。

今回の補正により、当期利益金は7,245万4,000円増額となり、2億4,277万1,000円の利益となります。

次に、資本的収支の説明でございますが、その前に本日お配りしました3ページ目、A3縦の再整備事業全体計画をご覧ください。

再整備事業は順調に進んでおり、工事の全体像について見えてきたところであります。表の左側欄に、22年9月補正の変更内容を記入してございます。また、表の上段赤字の数字は9月議会補正を想定したものです。再整備事業全体の予算額については変更ございません。この表は3条予算である収益的収支と4条予算である資本的収支が混在しております。

次に、一番上のナンバーを左側のほうに振ってあります 1 の新本館新築工事では総額で 7 億 3,500 万円減額します。それで、減額した後が 142 億 5,170 万 2,000 円となります。その内訳は、6 番目の什器備品、こちらが 1 億 500 万円減額します。新本館建設費へ組み替えしたものです。新本館で使用する調理システムのうち、再加熱カートは建物本体と一体とみなされるためでございます。

次に、新本館工事を 6 億 3,000 万円減額し、8 番目の医療機器購入費へ流用するものです。

次に、新本館新築工事を 2 億 1,000 万円減額し、9 番目の改修工事費、既存棟 LAN 工事に 2 億 1,000 万円増額するものでありますが、その内訳は、22 年度分に 3,150 万円の増額、23 年度分に 1 億 7,850 万円増額するものであります。

次に、5 番目の院内引越し費用をご覧ください。

先ほど、収益的収支でご説明しました引越し費用でございます。平成 22 年度 3,150 万円、23 年度 2,625 万円、合計 5,775 万円の 2 年度にまたがる債務負担行為となっております。

次に、13 番目の耐震診断 1,890 万円を減額いたします。改修工事に向けての耐震診断費用として計上いたしましたが、2 番目の改修設計料の中で耐震診断が見込めるようになったため減額し、5 番目の院内引越し費用へ組み替えするものです。

次に、14 番目のその他の中に、院内引越し費用を当初から見込んでいたため、1,885 万円減額し、5 番目の院内引越し費用へ組み替えするものです。

続きまして、本日お配りしました資料の 2 ページ目、資本的収支の右側増減欄をご覧ください。

資本的支出を 1 億 9,740 万円減額いたします。その内訳としまして、工事費が 7 億 2,240 万円減額となります。この工事費についてさらに詳しくご説明しますと、誠に申しわけありませんが、再度 A 3 縦の再整備事業全体計画をご覧ください。

この表は、3 条予算収益的収支と 4 条予算資本的収支が混在しており、資本的収支の工事費における増減を計算しますと、1 番目の新本館新築工事の 9 月補正変更分、これが 7 億 3,500 万円減となっております。それから、9 番目の改修工事 2 億 1,000 万円のうち、これは 22 年度の欄を見てください。ここに 3,150 万円という数字が上段に赤字で書かれています。この分がプラス要因で 3,150 万円、それから 13 番目の耐震診断、22 年度減額分、これが 1,890 万円となります。これらを合計しますと 7 億 2,240 万円の減額となります。

また、元に戻りまして、次に資産購入費を 5 億 2,500 万円増額するものでありますが、これは再加熱カートで 1 億 500 万円減額分と、医療機器追加購入分として 6 億 3,000 万円増額し

ます。ともに資産購入費の増減でございます。資本的収支が不足する47億6,038万8,000円については、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、建設改良積立金等により補てんするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- 委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

- 病院経理課長（鈴木清武） 議案第15号についてはグループホームの設置に関するものでありまして、特にございません。

よろしくお願いします。

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

- 庶務課長（加瀬寿一） それでは、議案第18号につきまして、契約関係につきましては本会議で財政課長のほうで説明いたしておりますので、庶務課から矢指小学校校舎改築工事の概要について補足して説明いたします。

参考資料を配付させていただいております。4枚のつづりになっているかと思いますが、一番上にA4版の校舎改築工事の概要、これがA4に1枚になっております。その下に若干小さくて見づらいんですが図面が3枚ついておりまして、一番上の図面が、これが配置図です。その下の図面が平面図、一番下に立面図、このように参考資料をつけさせていただいております。

それでは、説明させていただきます。

矢指小学校の現在の校舎は昭和34年から36年にかけて建設された施設でございます。築後約50年を経過しており、老朽化とあわせ耐震診断の結果もI s 値0.25と耐震性が確保できる

状況ではございません。今回改築を進めるものでございます。

当初、平成21年度、平成22年度での改築を予定いたしました但、開発行為に伴う排水計画等々の協議手続きに多くの時間を要してしまったことから、現在、これから着工という現状になっております。一日でも早い完成をと考えているところでございます。

建設場所につきましては、現在の小学校の敷地、北側に買い求めた敷地もござい但、そちらの敷地を使って改築をいたします。敷地面積は2万3,142.51平方メートルでございます。

建物の概要でございますが、構造は鉄筋コンクリート造り1階建てになります。建築面積3,827.22平方メートル、延べ床面積は3,614.38平方メートルになります。

それでは、工事の概要でございます。

1枚開いていただきまして、2枚目になりますが配置図をお願いいたします。

上のほうから見ていただきまして、点々々となっておりますが、これが校舎になります。点々々となっております。ちょっと見づらいかと思ひます。建設工事は、校舎建物本体と既存体育館への取り付け改修工事になります。

校舎の配置ですが、平家の校舎を、この図面でいきますと上、それと下になりますが、敷地の北側と南側に2棟設けます。これを渡り廊下で結ぶ、そんな形状となっております。南側、図面で下になりますが、点々状の下のものでございます。ここには普通教室棟、北側、上になりますが、こちらは図書室や理科室など特別教室棟、そんな趣となっております。

また、附属建物建築工事といたしまして、控室、渡り廊下、車いす用屋根つき駐車場を設置するものです。外溝工事としましては、造成、門扉、擁壁及びフェンス工事、排水施設工事等々を予定しております。

なお、排水工事の中で大きな工事が一つございます。

地下に雨水等の貯留施設を設けます。これは図面で見ますと、一番下側に楕円状にグラウンドが表示されております。このグラウンドの、図面でいきますと左側に四角に、これを対角線をとったもの、点線状のものがござい但、ここがグラウンドの下に設けます貯留施設になります。この大きさは、横が37メートル、縦56メートル、深さ1メートル、約2,000立米の水量の貯留が可能な施設となっております。これにつきましては、開発行為で貯留池の設置がこれは必須条件となっております。この敷地内の雨水を矢指川へ放流することになるんですが、接続の排水路の排水能力が低いため直接水路へ放流できません。このために一たんグラウンドの地下で雨水をため、水量を調整した上で南側の排水路に放出するための施設

でございます。

全体に言いまして校舎も含め矢指小学校改築施設は車いすでも安心して通学ができるなど、バリアフリーに十分留意した施設になっております。また、今後太陽光発電施設やピオトープ施設の設置も予定しております。省エネや自然環境に配慮した施設となっております。

以上概要でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、工事概要をお伺いしたんですけれども、雨のときにやっぱりある程度2,000立米くらい貯留施設が必要という話なんですかね。わかりました。

それで、契約のほうなんですけれども、議案は契約を認定するという話ですよ。それで、この間一般質問でもちょっとお伺いさせてもらったんですけれども、伊藤工務店さんは本年度に入ってから旭市で結構お仕事をされていると思うんですね。かなり多そうなので、ちょっと心配な面があるんですけれども、今やられている、今年度に入ってからやっているお仕事の内容、工期とそれから現場代理人、主任技術者、けさちょっとお願いしたんで、それがもし、印刷できているから皆さんにお配りしていただいたほうがいいと思うんですけれども。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） じゃ財政課長のほうから、けさお願いしたので、それを出していただけるようにお願いできますか。その上でもう1回。

○委員長（向後悦世） 財政課長の出席を求めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、けさちょっと求められた資料がございましたので、それを印刷してまいりましたので、お配りいたします。今事務局のほうにお渡しいたしました。

○委員長（向後悦世） 資料の配付をお願いします。

（資料配布）

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今お手元にお配りしましたもの、今年度に入りまして、お名前の上がりしました株式会社伊藤工務店が受注したものであるということでございます。工期と主任技術者、現場代理人ということで整理してございます。シルバー活力センターから矢指小学校の校舎の改築工事までということでございます。

その前段といたしまして、まず主任技術者なんですけれども、この関係で、技術者専任の要否というのがございます。一番右側に欄を設けてあるんですけれども、これが専任で必要かどうかという話になります。専任で必要になるもの、これは建設業法の26条にございまして、その規定に基づいて今回これを要否を入れてございます。現実には、土木工事であれば2,500万円、それから建築工事であれば5,000万円という縛りがございます。今回、ここにお示ししてございます工事でございますが、土木関係につきましては、一番大きなもので1,300万円、今回その5,000万円を超えるのが一中の屋内運動場の改築工事、それと矢指小学校の校舎の改築工事ということで、これはそれぞれ専任の技術者になっております。特に金額が大きなものでございますので、ここについては、専任につきましても監理技術者といわれる、いわゆる1級の建築の施工技師の方がここに張りついております。

それともう一つ、伊藤工務店なんですけれども、それぞれ技術者はどのくらいいるのかということで、それも併せてお話しさせていただければ、建築と土木それぞれ6名でございます。ただ、土木と建築両方持っている方がいらっしゃいます。これは4名です。ですので、土木専任で持っている方は2名、建築専任が2名、プラス両方持っている方が4名ということでございます。それで、今回、今現状の中で受けている工事については、すべて問題なく技術者が張りついている状況にあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） その前に、ちょっともう1回だけ追加でお願いしたいんですが、伊藤工務店さんの年間施工高、過去の実績ですけれども、多分私の知る限りでは年間10億円くらいだと思うんですけれども、この半年で、じゃもう1回その金額を、今の点を、去年、おと

とくらいからと、それからこの7件で合計幾らになるか、もう1回課長のほうから言っていただけますか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今回矢指小学校の校舎の改築に伴いまして資格審査を実施いたしました。その中では、これは建築の年間の完成工事高ということで7億8,500万円でございます。土木については今ちょっと手元に数字がございませんので、よろしくお願いいたします。

それと、今回の工事すべて足し込んで幾らになるのかということでございますが、10億4,700万円ほどになります。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） そういう意味でね、これは7番目の工期が3月31日ですよ。この前の議会で何か23年度、これは23年度ですね。始まったら10、11、12、1、2、3、大体5か月か6か月ですけれども、4月からは多分新入生というか、新しい校舎で勉強するんだろーと思いますけれども、そういった意味でちょっと大丈夫なのかなという心配があるわけです。もう既に前年度で7億8,000万円で、今年度で10億円、半年ですから、多分ほかにも仕事をしているんだろーと思いますので、あんまり……。10億円で技術者が仮に5人だとすれば、1人頭2億円ですよ。中央病院さんだって300人くらいいて、お医者さんが260人いて300億円、大体1人頭1億円、売上げがね。そうすると、今度多分2億円くらい、実際仕事できるのかなというような、そういった心配があるわけです。

それで、その辺で、このハヤシシンジさん、それからイトウヨシノリさんという方が主任技術者、現場代理人だという話ですよ、今回ね。この辺はきちっと、例えば社会保険証とか何かで確認できていますですかね。その辺お伺いします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、工期の件で心配だということがございましたので、それにつきまして1点ご説明申し上げます。

本会議のときの補足説明の中でもちょっとお話ししてあったとは思いますが、現在、国との交付金等の繰越承認を受けている状況でございまして、その承認が受けられ次第、平成23年度、いわゆる来年度ですね、平成24年1月31日まで工期を延長する予定であります。これにつきましては、平成21年3月議会で既にこの矢指小学校につきましては債務負担行為の設定を認めていただいておりますので、会計上はその処理ができるということになります。

それと、売り上げの件でございますけれども、矢指小学校につきましては実際の工事施工が相当23年度にずれ込むということであれば、それはそれほどの心配がいらないのかなというところでございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 確認ですけれども、工期は24年ですか、24年の1月31日まで延ばすつもりでいるという話ですね。そうですね。まあ、ちょっと聞いたような……

そうしますと、これは入札だからしょうがないという話があると思うんですけれども、これから先、今年度はこんなでかい仕事はあるかどうかわかりませんが、24年度の例えば入札に当たっての、またというとおかしいんですけれども、これは入札だから24年度初頭にまたということもあるのかもしれないんですけれども、今後どうなんですか、ある程度制限というかは考えているんですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほど一つ答弁漏れがありました。すみませんでした。

今入札を行いまして、落札の予定者が決定したときには必要な資格要件、例えば今回は専任で管理技術者を置くというのがございます。それについては必ず写しをとっています。あと、例えば会社の雇用を示すもの、健康保険証の写し、これもいただいているところでございます。

あと24年にまた新たな工事を受けられるのかどうか、その辺の取り扱いなんですけれども、現実にその技術者が確保できれば、それはその業者の努力ということであって、うちのほうが制限するというたぐいのものではないというふうに思っております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもすみませんありがとうございました。実際にこれだけ仕事を抱えて大丈夫なのかという話なんです、来年1年、要するに1年半くらいあるということですよ。生徒さんは24年4月から入るという話ですかね。そういう話ですよ。

○委員長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 今想定しておりますのは、建築のほうは来年8月ほどを目安に新しい建物をつくっていただいて、その後子どもたちは新しい建物へ移っていただく、そのような想定をしております。その後で現校舎の解体、その他の工事というふうに考えております。ですから来年23年8月にこの新しい校舎は完成していただきたいと今考えている現状でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） もう1点だけ。

どうもいろいろ説明ありがとうございました。

では、きちっとということはないんですが、いい学校をつくっていただけることを信じていますので、事務的には事務方はきちっとやっていると、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

ただ、あともう1点、これは執行部、役所は実際きちっとやっているということですから、ですけども、実際問題として、この今7件の入札結果、伊藤工務店さんですね。1番目が82%、2番目が82%、3番目が82%、4番目が70%ぴったり。5番目が93%、6番目が88%、今回が82%ですよ。それで、7件で件数も突出しています。

事務局の説明はわかるんですが、市民というか、ちまたという言い方はおかしいですけども、この数字ね、あんまり、本当にどこか情報が漏れているんじゃないかという人が多いんですよ。これ思うか思わないかはもう勝手、ともかく結果だけですから。実際そういうことがあったかないか、ないとは思いますが、結果としてこういう結果が出ているので、これはどこか情報が漏れていると言っている人が多いですよ、実際。これに対する、こういう疑惑に対する答えとして、やっぱり入札を例えば予定価格を公開するとか、そういった何か対策が必要なんだろうと思うんですけども。ぜひこれからもあることなんで、先般一般質問で質問させていただきましたけれども、市民がやっぱりそういうふうに疑惑の目で見ています。私だけではないですよ、私は信じていますよ、事務局を。ただそれに対しての答えをやっぱり市としてしっかりしたものを出してもらいたいなと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、委員が心配されたようなことを市民が思っているということであれば、それは大変遺憾なことだと思います。ただ、うちのほうはいろいろな形で、一般質問の中でもご説明しているとおり、今電子入札で、札を入れることすら、それはもう予定価格を決める前の段階で既に札を入れてしまっている。それはもう、ここにサーバーがない、共同運営をしている、そういうものであるということをご理解いただいた上で、委員におかれましてもぜひその辺は市民の皆様にPRしていただければなと思う次第ではございます。漏れているということは、もう神に誓ってということ変なんですけれども、一切ございませんので、もう当然部下も信じております。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、入札に関して一つお聞きしたいんですが、旭市の公告第19号ですか、この中に、過去10年間に鉄筋コンクリート構造、または床面積でもって施工業者の実績がある者という公告があるんですよ。それで、あとは財政課長がこの前の一般質問に答えたのでは、本業者につきましては、矢指小学校の屋外運動場の改築工事を実施しており、これは平成5年度でありますという、これは10年を過ぎているんじゃないですか。ということはここでかなりの無理をしてやったということがうかがわれますが、この件に関してはどうですか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、参加資格要件ということで公告をしたものの内容でご質問でございました。

確かにその中で過去10年に主たる構造が鉄筋コンクリート造りで、延べ床面積1,500平米メートル以上の新築、増築、改築工事を元請として施工した実績がある者ということを入れてあります。「ただし」というのが、その次に続きます。ただし、旭市内に本店のあるものについては、過去に主たる構造が鉄筋コンクリート造りで、延べ床面積1,000平方メートル以上の新築、増築、改築工事を元請として施工した実績がある者ということで、これについては他の自治体でもよく見られるんですけども、市内・市外の要件を変えるということで、市外については当然優良な業者に入ってきてほしいというところがありまして縛りを入れてくると。ただ、市内につきましては、現実をちょっと見ていただければ、市内の建築物を見ていただければわかるんですけども、過去10年で公共施設で新たに建ったものというのは、もう本当に数えるほどしかございませんので、この縛りでいきますと市内の業者はほとんどすべて締め出すことになってしまう。逆にそれは競争性でどうなのということがございまして、資格審査委員会の中できちんと議論をいたしまして、こういった形で市内の業者については若干の緩和をして入札を実施したということでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、一般質問のときには、そういう答えを出してなかったということですね。答弁をしてなかったということですね。そこで、この一番上で10年というのを

うたっておいて、答弁では平成5年ですから、この期間に何年かの矛盾が出ていましたもので今質問したわけです。今後そういうことは、もうすべて最初からそういうことでやりましたと答えてもらわなければ、また後でこういうことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員、答弁のほうはよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） では、ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに一般質問のときにはいろいろなことを聞かれるので、どうしても漏れてしまうところがありました。その辺は誠に申しわけないと思っております。できるだけわかりやすく、さらに忠実に事実を伝えたい、そのように思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この工事とは別で、ちょっと今お聞きしてちょっと感じたので、実は、前に大原幽学の解体とか何かのときには、今財政課長がおっしゃったことと逆なんですよ。当時はきっと私の聞き違いでなければ、過去にそういう経験のある業者ということで、そうすると市内にいないんですよそういう業者はね。それで、そうするとやはりあのぐらいの工事は私らにもできるけれども、しかし過去にそういう天然記念物じゃない、指定の工事を行った業者というと、そのときは市内の業者はみんな締め出しになっちゃったんですね。ですから、そういうことであればまたそういう面でも地元業者育成ということであれば、逆にそのときは入れてやってもよかったのかなと、ちょっと感じたものですから、その点はどうでしょうか。

○委員長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 大原幽学の遺跡解体の修復工事の関係でしょうか。国指定の文化財ということがございまして、担当課のほうでも慎重を期して実施したいという、その点がございましたので、そのような形で実施させていただいたということがございました。

当然、うちのほうとすれば、入札を執行する財政の立場とすれば、できるだけ広く市内の業者育成というところもありますし、市内の景気対策という面もありますので、できるだけ幅広く受注できるような形をとっていければと考えております。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ですから、これからそういうのがあるのかどうかちょっとわかりませんが、今度あった場合には、大した金額でなかったんですよね。ですから、当然地元の工務店でも対応できるのに、我々はそういうあれがあって参加できなかったということを聞きましたものですから、今後そういう工事があった場合には、やはり地元の業者でも、逆にそういう縛りは解いてあげたほうがいいかなと逆に思いますものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 答弁はよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） では、木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） その辺につきましては、工事を依頼する課がございますので、そちらとも十分協議した上で、できるだけ広くという形をとってまいりたいと思います。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(向後悦世) 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(向後悦世) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(向後悦世) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

- 環境課長(浪川敏夫) それでは、環境課から1点ご報告をさせていただきます。

内容につきましては、千葉県知事の株式会社エコテックに対する平成13年3月1日付産業廃棄物最終処分場設置許可についての処分取消請求事件について、許可処分が取り消されたことについてでございます。なお、本許可処分取消請求事件は、株式会社エコテックが銚子

市、旭市及び東庄町の2市1町にまたがる地域に計画した産業廃棄物最終処分場設置許可申請について、平成13年3月1日付で千葉県知事の許可についての処分取消請求事件について、去る9月9日に最高裁判所が上告不受理の決定をしたことから東京高等裁判所の判決が確定し、千葉県の行った許可処分が取り消されたということでございます。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 学校教育課長。
- 学校教育課長（平野一男） 学校教育課より、学校給食センター統合改築事業についてご報告をさせていただきたいと存じます。

本年度は実施設計と造成工事を予定しているところであります。

まず、厨房施設業者の設備業者の選定並びに基本設計業務及び実施設計業務の契約につきましてご説明申し上げます。

厨房機器業者の選定は、この4月に旭市学校給食センター統合改築事業厨房業者選定委員会を組織し、本市に厨房調理機器の入札資格登録をしている業者の中から自社にて厨房施設の開発、製造ができ、設計、施工、メンテナンスを行う能力のある業者を選定し、プロポーザル方式により業者の選定を行った結果、タニコー株式会社千葉営業所を厨房業者として選定をいたしました。その後、実施設計に伴う厨房施設等に係る基本設計書の作成を、選定業者であるタニコー株式会社千葉営業所をお願いした状況でございます。

この基本設計書の契約金額につきましては、57万7,500円、これは消費税を含んでおります、となっております。その後、実施設計の公告を8月2日に、入札を8月17日に行い、市内の名雪設計と、8月24日に実施設計業務の契約を締結したところでございます。契約金額につきましては、787万5,000円、消費税を含んでおります、でございます。また、用地の造成工事につきましては、周辺農地への影響を考慮し、稲刈り終了後といたしておりましたので、早期に事業着手できるよう現在事務を進めているところであります。

以上、現在までの進捗状況につきましてご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

- 委員長（向後悦世） 健康管理課長。
- 健康管理課長（石毛健一） それでは、健康管理課から2点ほど報告させていただきます。

乳幼児医療費助成が子ども医療費助成に変わりますという資料をお開きになっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

これは補正予算でも説明いたしました、千葉県の乳幼児医療費助成制度の変更に伴い制

度を変更するもので、これまで小学校就学前の乳幼児を対象としていた医療費の助成対象を小学校3年生まで拡大し、小学校1年生から小学校3年生までの子ども医療費についても助成対象とするものでございます。また、自己負担金が200円から300円となり、さらに所得制限を設けるものです。

改正時期は12月1日保険診療分からとなり、内容については12月からの内容で説明させていただきます。

1の改正内容のところを見ていただきたいと思います。

改正内容については、12月からの内容で説明させていただきます。

対象者は、ゼロ歳から小3までに拡大。保護者の所得区分で市民税所得割非課税の方は現行どおり自己負担金は無料となります。

次に、市民税所得割課税の方は、現在、自己負担金が200円ですが、改正では市民税所得割課税の方で所得が児童手当特例給付の限度額未満の方は300円となります。1回当たり100円の増となる予定でございます。その下にございます、主たる保護者の所得が児童手当特例給付の限度額以上の方は、今回の改正により対象外になる予定でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

2番になりますけれども、今回申請が必要な方は市内に住所のある小1から小3までの子ども約1,900人の保護者となります。

それから、4番目になりますけれども、申請受付の場所と期間は、受付場所は旭市保健センター第1指導室でやる予定でございます。受付日及び時間は10月1日から10月22日の開庁日で、午前8時半から午後6時まで行います。また、平日に申請できない方のために休日受付を10月2日、土曜日ですか、午前9時から午後5時までと、10月24日午前9時から、今回は12時まで2回実施する予定でございます。

それともう1点ご報告申し上げます。

新型インフルエンザ予防接種助成事業についてご報告申し上げます。

昨年は新型インフルエンザの予防接種はワクチン等の不足によって大変な状況でございましたが、本年は今のところ鎮静化しております。予防接種は例年と同様に、希望者は10月より市内各医療機関で接種することになり、ワクチンについては新型、季節型、両方に対応するワクチンが開発され、必要量は十分に確保できるとされております。接種費用については、予防接種法の改正によって接種費用は各自治体で決定することになり、本市においても医師会と協議の上、市内医療機関統一料金となります。

次に、接種費用の助成についてでございますが、新型インフルエンザは市民税非課税世帯及び生活保護者に対しまして費用の全額を助成することとし、1回接種の場合は3,600円、13歳未満の子どもが対象となります2回接種の場合は6,150円の助成を昨年と同様に予定しております。また、季節性インフルエンザにつきましても、65歳以上の方に1回限り1,000円の助成を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体開催までいよいよ2週間余りとなってまいりました。

それでは、国体のほうから準備状況等を報告させていただきたいと思います。

資料のほうをお配りしてございますけれども、委員会報告の資料をご覧いただきたいと思っています。

まず、資料の1ページ、こちらに概要ということで国体の期間中の予定を載せてございます。皆様方に既に招待の通知を差し上げ、出席のご返事をいただいておりますけれども、29日には開始式となりますオープニングプログラム、30日、1日はすべて試合、2日、3日、4日は試合と同時に、試合の進行状況によりまして5位の表彰式、それから少年男女の表彰式とか、そういうものが入ってきております。あと、一番下には各チームのほうの総数ですが、約460名の方が参加いたします。

続きまして、2ページ、これは競技会場の案内図ですけれども、当初の予定どおり練習会場は青年の家、それから二中、中央小学校と3か所で練習会場を設置いたします。なお、練習会場につきましては一般の方は入場禁止となっております。

続きまして、3ページにスポーツの森公園の配置図を載せてございます。そちらには、前回のリハーサル大会を参考に、各種施設のほうを配置してございます。また、現地のほうでは、既にこちらにあります休憩所だとか、それから体育館の裏側になりますけれども、プレハブの建物、そういうものの工事のほうが始まっております。

なお、一番下のほうになりますけれども、一般駐車場というのがございますが、こちらのほうは車でおいでになる場合、実行委員会の皆さんだとか議員さんとかには恐縮ですが、試合のほうを観戦される場合には、こちらの駐車場のほうをご利用いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページには体育館の中の配置図が載せてございます。それで、29日のオープニングプログラムのときには、議員の皆様方も、総合受付がございますけれども、そこで

受け付けをしていただきましたら、こちらにあります一般の入場者でなくて、選手・監督、それから大会関係者、そちらのほうの入場口から入っていただきまして、中に職員がおりますので、職員のほうで会場の席のほうへご案内させていただきたいと思います。なお、試合が始まります30日からは、試合をご覧になる場合には一般の入場口のほうから入場していただくようによろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、6ページにオープニングプログラムの予定ですが載せてございます。このプログラムにつきましては、競技団体より、選手の負担を軽減するために、なるべく短い時間で実施なさいという、そういう要請もございまして、ここに予定が入っておりますけれども、なるべく簡略化してやりたいということで考えております。誠に申しわけございませんが、来賓の紹介だとか、そういうものもすべてございません。あいさつも市式の関係だけでは市長が歓迎の言葉を述べるだけで終了ということで予定してございます。

それから、7ページには会場のオープニングプログラムの配置図、昨年は実行委員会の皆さん方は上の観覧席からオープニングプログラムを見ていただきましたが、今年はメインアリーナの中に入っていただいて、そちらで実行委員会ということで一緒に参加していただきたいと思います。そちらのほうには、また受付のほうから職員が、体育館の中に入りましたらご案内させていただきたいと思います。

それから、8ページには競技の日程、それから9ページには各種別の参加するブロック代表、少年女子は47都道府県全部参加するんですけれども、それ以外の3種目については各予選を行ってきて、このように出場都道府県が決まっております。なお、一番下になりますが、開催地ということで千葉県はすべての競技に出場できます。

それから、10ページ以降は競技の組み合わせですが、9月5日に東京で卓球の抽せん会がございまして、私どもも立ち会ってまいりました。その結果をこちらに載せてございます。まず、千葉県関係ですけれども、成年男子は下から2番目のGグループ、そちらに千葉県が入っておりまして、最初の試合は9月30日の3時からの予定となっております。それから、次に11ページ、成年女子ですけれども、千葉県はBグループ、最初の試合は9月30日の13時からとなっております。

続きまして、12ページは少年男子です。千葉県はDグループに入っておりまして、最初の試合は、こちらは翌日の10月1日の9時からとなっております。それから13ページ、これは少年女子ですが、一中の林めぐみさんが入っておりますチームですが、千葉県は、右側の上から4番目に入っております。試合のほうは9月30日の1時からとなっております。ほかの

3種目は予選の試合がありまして、それから決勝トーナメントがあるんですが、少年女子の場合にはすべて勝ち上がりでまいますので、ぜひ千葉県のチームには頑張っていたきたいと思います。議員の皆様方にも、ぜひ応援していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（向後悦世） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありますたらお願いいたします。

木内欽市委員。

- 委員（木内欽市） 今の国体のことでちょっとお聞きしたいんですが、オープニングプログラムはどのような形、もっと具体的にちょっとお願いします。
- 委員長（向後悦世） 国体推進室長。
- 国体推進室長（高野晃雄） オープニングプログラムのほうはリハーサル大会と違いますのは出場チーム数が多いものですから、選手入場はなく、選手は最初からもう会場の中に入っていて着席した状態でそちらのほうからプログラムのほうを始めます。
- 委員長（向後悦世） 木内委員。
- 委員（木内欽市） 地元の小学生かなんかが演奏かなんかやるんでしたっけ、そういうやつ。
- 委員長（向後悦世） 国体推進室長。
- 国体推進室長（高野晃雄） プログラムのほうは、リハーサルではこひつじ幼稚園の子どもたちにチーバダンスですか、踊っていただいたんですけれども、会場が今回は選手が多くて狭いために、小学生とかそういうものはございません。

ただ、式典のほうの音楽関係、それは海上中の吹奏楽部にすべて音楽のほうをやっているんです。また、国旗の儀礼で君が代がございますけれども、そちらもやはり地元の団体、アンサンブル・クオーレですか、そちらが国旗の儀礼に併せまして君が代ですか、そちらのほうを歌っていただくことになっております。

また、式典関係の補助員だとかそういうものには、地元の中学生に手伝っていただきまして、式典のほうを進める予定でございます。あと、選手団の紹介、そういうものもございしますが、時間的な制約もございますので、なるべくスムーズに進められればと思っております。

以上でございます。

- 委員長（向後悦世） 木内委員。
- 委員（木内欽市） これね、意外とまだ盛り上がってないんですね。37年ぶりでしたっけ、千葉県は、来る国体ということで、もう少し何か一般の市民が関心もないし、この間の広報

では、あれはよかったと思いますね、地元の選手が出るということで。あと、ほかに選手、有名人というか、福原愛ちゃんとかは来ないんですしたっけ、その有名な人、どんな人が来る予定なんですか。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 今回の国体には、福原選手、それから石川佳純選手ですか、は出場しません。といいますのは、この国体と期間が重複しまして、ドバイで国際大会ですか、そちらがありまして、国内の有望選手ですか、そちらのほうへ出ますので、福原選手や石川佳純選手、それから、あと松平健太選手ですか、そういう選手は来られないということで聞いております。

また、国体のPR関係ですが、昨日夕方ですか、県下一斉の街頭の啓発ということで、市長、副市長においでいただきまして、サンモールで啓発活動を行ってまいりました。また、今回の15日の広報とは別に、今の予定では今月の20日に国体の卓ックル、広報紙ですけれども、それを新聞折り込みで全戸配布する予定でございます。その卓ックルには、今千葉県選手団の試合の日程をちょっとご説明させていただきましたけれども、千葉県選手団一人一人の紹介記事や写真を載せたもの、そういうものを全戸配布で配りまして皆さん方にぜひ関心を持っていただいて、来ていただければと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうですね、去年リハーサル大会のころには、愛ちゃんも来るんじゃないかとかいろいろあったんで盛り上がるなと思っていたんですが、ちょっとここへきて残念なんです、ぜひ盛り上げていただけるように、もう少しですからよろしく願いをしたいと思えます。

○委員長（向後悦世） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） これからもPRのほうを国体の会場の周辺にのぼり旗とか、そういうのを立てるとか、そういう関係も含めましてPRのほうに努めていきたいと思えます。

○委員長（向後悦世） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 少し休憩してもらいたいたですが、トイレのほう。

○委員長（向後悦世） もう少し進めて休憩しますので、もう少しよろしく願います。

ほかに何かお聞きしたい点がありましたら願います。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 先ほどちょっと記入できなかったんですけども、新型インフルエンザの助成のことで、生活保護世帯と非課税世帯が全額補助で3,600円ということで、これは1回3,600円ですよ。そのあと、ちょっと15歳未満のところをもう一度教えていただけますか。

○委員長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） すみませんでした。先ほど声が小さかったと思います。13歳未満の子どもが対象となります2回接種の場合は6,150円となります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 伊藤委員よろしいですか。

ほかに何かお聞きしたい点がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（向後悦世） 次に、陳情審査を行います。

子育て支援課以外は、退席してください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時46分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第11号、最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第11号の審査に入ります。

初めに、子育て支援課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

- 子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから参考意見ということで申し上げます。

公立保育所の現状につきまして、保育所施設の最低基準、施設設備として乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室、屋外遊戯室、それから調理室及び便所を設けることとされていて、乳児室等については年齢による面積要件も規定されております。また、職員の配置基準といたしましては、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないこととされておりまして、保育士についてはゼロ歳児から４歳以上児まで、年齢に応じた保育士の配置基準が定められております。

旭市の公立保育所は、ご存じのように公設民営干潟保育所１か所を含んで１５か所ございます。９月１日現在の１５か所の入所児童数は、定員１,３８５人に対して管外保育児童を含んで１,２０２人、市内が１,１８１人、管外からが２１人という状況になっておりまして、入所率は８６.８％となっております。保育所や年齢によって多少のばらつきはございますけれども、全体では定員割れしておりますので、特定の保育所を選ばなければ入所することができるというような状況になっています。したがって、待機児童解消のための施設整備は現在のところ必要としていないという状況でございます。

次に、財源の問題についてですが、三位一体改革により、民間保育所に対しては運営費の国庫負担制度は堅持するという一方で、公立保育所運営費はすべて一般財源化されました。したがって、公立保育所に係る経費は、人件費はもちろんのこと、建てかえ、修繕、増改築等に係るものすべて市が全額負担ということになっております。

一方、私立保育所につきましては、入所申し込みは公立と同じように市が受け付けて保育を私立保育所に委託するというものです。保育に係る経費につきましては、国庫負担の対象経費から保護者から徴収する額を差し引いた残りの金額を運営費として国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１を負担するということになっております。

また、私立保育所の施設整備につきましては、安心子ども基金による特別対策事業として、施設整備に係る補助金が交付されます。今年度おうめい保育園が施工しております施設の増改築につきましても、この制度を活用しております。補助率は県が２分の１、市が４分の１となっております。

次に、旭市の保育所について申し上げますと、階層区分につきましては国の徴収基準に合わせて設定しておりますが、その金額につきましては国の基準より軽減した保育料となって

おります。また、保育料につきましては、ご承知のように公立、私立の差はございません。

最後に、参考までに認定こども園について申し上げます。

幼稚園と保育所については、近年保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや少子化が進む中で幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題が指摘されておりまして、制度の枠組みを越えた柔軟な対応が求められております。

このような環境の変化を受けて、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みをつくろうという観点から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が平成18年に制定されました。認定基準を満たす施設は、県知事から認定を受ける必要がございます。県内近隣では山武市にまつお認定こども園というのがございます。県内で今のところ12か所というふうな情報を得ております。

以上で参考意見を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

休憩 午前 11時51分

再開 午前 11時54分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情第11号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 陳情の趣旨、件名を見ますと、待機児童の解消とか、定員増実現のためにというようなことがうたってあるわけでございますけれども、当市においては、こういうことは全然満たされておりますので、これは都市部とかそっちのほうの関係はいろいろ、私も保育所後援会長をやっていますけれども、いろいろ耳にはしますけれども、先ほど子育て

支援課長の説明にもあったとおり、旭市の場合には定員割れをしているというようなことでありますので、今回は、私個人といたしましては、これは不採択にすべきではないかというふうに私は思います。

- 委員長（向後悦世） どうも意見ありがとうございます。

ほかにご意見等ありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（向後悦世） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

- 委員長（向後悦世） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第11号、最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（向後悦世）　以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時５８分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 向 後 悦 世

総務常任委員会

平成22年9月17日（金曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 9 月 1 7 日 (金曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 3 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 4 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員 (7 名)

委 員 長 島 田 和 雄
委 員 林 正一郎
委 員 柴 田 徹 也
委 員 大 塚 祐 司

副委員長 飯 嶋 正 利
委 員 林 俊 介
委 員 太 田 將 範

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 長 林 一 哉

議 員 伊 藤 保

説明のため出席した者 (2 2 名)

副 市 長 増 田 雅 男
行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明
企 画 課 長 神 原 房 雄
税 務 課 長 堀 川 茂 博
会 計 管 理 者 高 山 重 幸
監 査 委 員 平 野 修 司
事 務 局 長

秘書広報課長 米 本 壽 一
総 務 課 長 平 野 哲 也
財 政 課 長 加 瀬 正 彦
市 民 課 長 石 井 繁
消 防 長 佐 藤 清 和
そ の 他 担 当 員 1 1 名
職

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（島田和雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

この間までは非常に厳しい暑さが続いておりましたが、ここ数日は朝晩大分涼しくなっ
てまいりました。

この議会が終了しましたら、間もなく千葉国体が始まります。旭市においても、9月29日
から卓球競技が開催される予定であります。

旭市へ全国から大勢の皆さんがおいでになるということで、その中の1人でも、また旭市
へ来たいなと、できれば将来旭市に住んでみたいなと思っていただけるような温かいおもて
なしをしていただきたいと思います。また、旭市の魅力を発信していただければというふう
に思います。よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だよりの取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承
願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤保議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしました
ので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので併せてご了解
をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 10 時 3 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 3 分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

総務常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

総務常任委員会には、本会議におきまして議案３件の審査をお願いしたわけでございます。
ひとつどうかよろしく願いいたしたいと思います。

一昨日、建設経済、昨日は文教福祉というようなことで、総務常任委員会は最後の委員会というようなことで、もう総務常任委員会というのは、皆さん方ご存じだと思いますけれども、総体的な予算の一番重要な委員会であるということをもうご承知だと思いますけれども、そういう意味も含めまして、どうか皆さん方、十二分に審議をしていただきまして、ご理解を賜りますように、私からもお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日は皆さん大変ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算のうちの所管事項、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての３議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。あいさつといたします。

ご苦労さまでございます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 3 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案であります。

初めに、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

最初に予算の規模でございますが、今回の補正額 9 億1,200万円を加えた後の予算規模は 278億5,900万円で、前年度の同時期と比較いたしますと6,200万円、0.2%の減ということで、ほぼ同額となっております。

それでは、補正予算書の10ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしまして、国県の補助金、雑入のほか、繰越金を計上しております。ここの10ページの一番上の18款 1 項 1 目繰越金の補正予算額は 8 億9,988万4,000円で、既予算と合わせまして13億2,863万2,000円となります。

平成21年度からの繰り越しでございますが、14億5,153万3,000円でしたので、差し引き 1 億2,290万円ほどまだ残っております。余裕があるということで、この残額につきましては今後の補正予算の財源として留保しておるものでございます。

次に、今回の補正予算には計上しておりませんでしたけれども、7月23日付で普通交付税が決定しております。平成22年度の普通交付税の決定額なんですけれども、79億3,113万1,000円、これは当初予算額の71億円に対しまして、8 億3,113万1,000円の増ということで、この増額分につきましても、今回の補正予算には計上してございませんが、今後の歳出需要の見込みとして財源留保させていただきたいと思っております。

以上で議案第11号の補足説明を終了いたします。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

- 消防長（佐藤清和） それでは、13号議案の危険物施設についてご説明をさせていただきます。

屋外タンク貯蔵所、これは、その容量によりまして区分されております。500キロリットル未満のものを通常の屋外タンク貯蔵所、貯蔵量が500キロリットル以上1,000キロリットル未満のものを準特定屋外タンク貯蔵所、1,000キロリットル以上のものが特定屋外タンク貯蔵所であります。また、浮き屋根式特定タンク貯蔵所、これは屋外タンクの液面に浮き屋根、これがついた構造になっておりまして、貯蔵危険物の増減によって屋根が上下運動する仕組みになっております。屋根と液面が密着しているため、液面の蒸発を防げるのが特徴でありまして、また浮き屋根と液体との空気の接触を防ぐ壁の役割を果たしておりますため、発火防止に有効とされています。

続きまして、岩盤タンク貯蔵所、これは地下の岩盤内に空洞を掘って、その空洞内に原油を貯蔵するもので、大規模な施設としては鹿児島県、愛媛県、岩手県に国家石油備蓄基地が建設されておりまして、それぞれ150万キロリットル以上が備蓄されております。

また、準特定屋外タンク貯蔵所以上の大規模な貯蔵所の技術的な審査、危険物の貯蔵取り扱い等に関する試験、調査は危険物保安技術協会が行っています。この危険物保安技術協会は、危険物の保安の確保を目的とする消防法に基づく唯一の認可法人でありまして、日本銀行法に基づく日本銀行、日本赤十字社法に基づく日本赤十字社なども認可法人であります。

なお、当旭市管内の屋外タンク貯蔵所の設置施設は84施設であります。そのうち、最大の屋外タンク貯蔵所の貯蔵量は灯油の100キロリットルであります。

また、日本での1日の石油の消費量は約55万キロリットルで、日本は国、民間あわせて177日分を備蓄しているということであります。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

- 消防長（佐藤清和） それでは、14号議案に関連します住宅用火災警報器、通称住警器と、グループホームについてご説明いたします。

住警器につきましては、旭市火災予防条例により、新築の住宅については平成18年6月1日から、また既存の住宅については平成20年5月31日までに設置しなければならないと定められております。

消防本部では、各地区の産業まつり等を通じまして住警器の設置率のアンケートを実施した結果、42%の設置率でありまして、県の58%、国の55%を下回っております。この住警器の設置促進につきましては、火災発生に伴う被害及び死者の発生の低減を図るためには重要なことであります。そこで、今年度の秋春の火災予防運動週間中に、職員が住警器の設置の確認並びに設置促進について各家庭を実際に訪問し、理解を求める予定であります。

また、今回の火災予防条例第29条の5に加える複合型居住施設用自動火災報知設備の概要ですが、通常の自動火災報知設備は受信機、感知器、発信機等で構成されておりまして、従来は各機器を線でつなぐ有線式の自動火災報知設備でしたが、全体を無線方式としたものや一部を無線方式としたもので個々の感知器ではなく、施設全体に火災の発生を報知することができる連動型の感知器もあります。

続きまして、管内のグループホーム関係の施設であります。消防法施行令別表第1で定めます6項のロ、これは主として要介護状態にある者や障害の程度が重い者を入所させる施設であります。これについては4施設であります。また、6項のハ、これは自立支援施設、地域活動支援センター等を含めた小規模社会福祉施設は6法人28施設が届け出されております。

この小規模社会福祉施設は、一般住宅やアパート等を借り受け、四・五名程度で共同生活を営み、社会復帰を目指す施設であります。この6項のハの防火対象物は延べ面積が150平米以上で消火器の設置義務が生じますが、消防本部として面積に関係なく、消火器、住警器、誘導灯、防災処理等について指導し、すべて設置済みであります。

以上です。

- 委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

- 委員（林 正一郎） この建て売り住宅の場合には義務づけられているわけですが、もう完全に、一番私が心配しているのは、あと中古住宅がなかなか、今中古住宅は非常に売れてい

るわけですので、中古住宅にはこれがないと。

それと、今グループホームが今非常にはやっている。そういった中で、古い住宅を借りて改装して、グループホームを社会復帰のためにやっているという法人があるわけですが、その中で、申請した時点で消防署のほうで点検をして、義務づけて指導しているのかなと、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） お答えします。届け出をいただいた時点で担当の職員が現場を確認をさせていただきます。それで、構造ですとか人数ですとか、そういうものを確認の上、設置を指導しております。

（発言する人あり）

○消防長（佐藤清和） 中古住宅ですか、これは途中で持ち主がかわってしまいますので、把握のできない部分があるかと思います。ですから、これから、先ほども申し上げましたけれども、各家庭を職員で巡回すること、あとまだ実施できておりませんけれども、地元の消防団の方をお願いをしてチェックをしてもらう、そういう方法も必要であろうかと思います。

○委員長（島田和雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 大方了解でございますが、私は、我々の業界の場合にはもう法律指導がございますので心配はないのでございますが、一般にはなかなか行き渡らないということでございますので、この啓蒙、啓発ですか、これをしっかりと、やはり広報でもいいから出していただくということがやっぱり望ましいのかなと。そうでないと、先ほど消防長が申しましたように、当市は42%という、非常に低いということでございますので、この点をもう少ししっかりとした啓蒙運動をしたほうがいいじゃないかなと、そういうふうに考えておりますので、その点いかがでしょうか。予算がないですか。

○委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 啓蒙に関しましては、消防本部で毎年火災予防運動期間中にチラシ、あと春にしょうぼうだよりという広報紙を発行しております。その都度それに掲載し、市民の方に理解を求めるようにしておりますが、これからは救急講習ですとか、あるいは防災訓練、そういう訓練等におきましても普及を推進するために啓蒙運動を実施していきたいと思っております。

- 委員長（島田和雄） 林委員。
- 委員（林 正一郎） それで、それは消防署のほうとしての行政指導ということでそれは立派ですが、本庁のほうの総務委員会のほうで、やはり広報のほうへ載せていくというのも私は一考あるんじゃないかなと、そういうふうを考えておりますので、意外と消防よりも旭市の広報のほうが見る人が多いということでございますので、やはりそういったことも考える必要があるんじゃないかなと思いますが、消防長いかがですか、お伺いします。
- 委員長（島田和雄） 林委員の再質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。
- 消防長（佐藤清和） そのとおりだと思います。
これからは市のほうの広報にも掲載をお願いしまして、掲載していただくようにいたします。
- 委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。
（発言する人なし）
- 委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。
以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。
議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（島田和雄） 全員賛成。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（島田和雄） 全員賛成。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(島田和雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

市民課長。

○市民課長(石井 繁) それでは、市民課より所管事項について、ご報告させていただきます。

さきにいろいろ新聞報道等で問題となりました、戸籍上生存している住所不明高齢者の関係についてでございます。

住民登録がなく、戸籍上存在する100歳以上の高齢者ですが、当旭市でも218人存在しております。うち120歳以上は91人で、最高齢者は1870年、明治3年生まれの140歳の女性でございます。これらにつきましては、存命の可能性も低いというようなことが見込まれますので、今後の対応といたしまして、親族等の確認調査を行い、関係者がいないか、また不明な場合は職権で消除の手続きを進めてまいりたいと思います。

これらの問題が新聞等でいろいろ報道されておりましたので、この問題を受けまして、法務省のほうで住所不明高齢者の戸籍を整理する指針が作成されました。この指針が法務局を通じまして、120歳以上の高齢者でかつ戸籍の附票に住所の記載のない者については、戸籍

を消除するに当たり、当該高齢者の生死について、親族等に対する調査を要しないで許可申請ができる旨の通知がありましたので、120歳以上の高齢者につきましては、大変手続きが簡略されましたので、申請手続きにかかる時間も大幅に短縮できるものと思いますので、今後、事務手続きを早急に進めて法務局のほうに許可申請の手続きを行いたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（島田和雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

- 委員長（島田和雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

-
- 委員長（島田和雄） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時27分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 島 田 和 雄